

文化的景観資料集成 第3集

文化的景観保存計画の概要（Ⅲ）

独立行政法人 国立文化財機構
奈良文化財研究所

2015

文化的景観資料集成 第3集

文化的景観保存計画の概要（Ⅲ）

独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所

2015

目次

I 文化的景観保存計画の概要	
文化的景観保存計画の概要	2
1 佐渡相川の鯨山及び鯨山町の文化的景観	14
2 大沢・上大沢の間垣集落景観	22
3 小菅の里及び小菅山の文化的景観	44
4 長良川中流域における岐阜の文化的景観	58
5 菅浦の湖岸集落景観	80
6 大溝の水辺景観	94
7 東草野の山村景観	106
8 京都岡崎の文化的景観	118
9 宮津天橋立の文化的景観	142
10 日根荘大木の農村景観	158
11 生野鯨山及び鯨山町の文化的景観	168
12 蘭島及び三田・清水の農山村景観	186
13 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観	200
14 三角浦の文化的景観	220
15 酒谷の坂元棚田及び農山村景観	232
II 追加選定の概要	
1 一関本寺の農村景観	250
2 樫原の棚田及び農村景観	252
III 文化的景観価値調査報告書目次一覧	
1 市町村による文化的景観価値調査報告書	256
2 市町村による文化的景観価値調査報告書（補遺）	262
IV 官報告示関係資料	
1 重要文化的景観の区域	266
2 重要な家屋及び当該家屋の敷地の用に供される土地	270
V 世界遺産における文化的景観	
1 文化的景観として登録された世界遺産一覧	278
2 文化的景観として登録された世界遺産に関する統計	296

例 言

1. 本書は、文化的景観資料集の第3集として、文化財保護法に基づく重要文化的景観の概要と文化的景観保存計画の抜粋、ならびに、文化的景観価値調査報告書の目次一覧、官報告示関係資料、文化的景観として登録された世界遺産に関する情報を収録したもので、五部から構成される。
2. 「Ⅰ 文化的景観保存計画の概要」は、平成27年10月時点での重要文化的景観の一覧及び平成25年4月から平成27年10月に選定された重要文化的景観の概要と同保存計画の抜粋を収録したものである。

重要文化的景観一覧については、選定年月日、面積、選定基準等の情報や、景観計画、景観条例、その他関連条例・計画等を一覧にまとめ、掲載した（平成27年10月までの事項について記載）。

重要文化的景観の概要については、文化庁が公表した重要文化的景観の選定説明書に準ずるものとして、「月刊文化財」（文化庁文化財部監修、第一法規株式会社発行）各号の重要文化的景観選定の説明文章を転載し、位置図、写真を併せて掲載した。

文化的景観保存計画については、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」（平成17年3月28日文科科学省令第10号、最終改正：平成23年6月29日文科科学省令第24号）で保存計画への記載事項として定められている、1. 文化的景観の位置及び範囲、2. 文化的景観の保存に関する基本方針、3. 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項、4. 文化的景観の整備に関する事項、5. 文化的景観を保存するために必要な体勢に関する事項、6. 文化的景観における重要な構成要素、に関する計画内容を抜粋して掲載した。また、重要な構成要素一覧、位置図については、各保存計画に記載のない場合は、重要文化的景観所在市町村提供資料等を掲載した。

なお、「月刊文化財」説明文章及び各保存計画の中で、計画改訂や記載内容に明らかな誤記がある箇所に関しては一部修正した。
3. 「Ⅱ 追加選定の概要」は、平成25年4月から平成27年10月に追加選定された重要文化的景観の概要について、前項に準ずるかたちで収録したものである。なお、対象期間内に新規選定、追加選定がともに実施された重要文化的景観については、「Ⅰ 文化的景観保存計画の概要」にあわせて収録した。
4. 「Ⅲ 文化的景観価値調査報告書目次一覧」は、平成25年4月から平成27年3月に刊行された文化的景観の価値調査報告書の目次を収録するとともに、それ以前に刊行されたものについても補遺した。
5. 「Ⅳ 官報告示関係資料」は、平成27年10月までに官報に告示された重要文化的景観の区域及び「重要な家屋及び当該家屋の敷地の用に供される土地」について一覧とし、収録したものである。
6. 「Ⅴ 世界遺産における文化的景観」は、平成27年7月現在、文化的景観として登録された世界遺産について、各資産の基礎的情報及びその保護に関する国際的動向について整理し、収録したものである。
7. 掲載図版・写真は、一部を除き、重要文化的景観所在の各市町村提供によるものである。
8. 本書での重要文化的景観選定地等の掲載順序は、自治体コード順を基本とする。ただし、「四万十川流域の文化的景観」については、四万十川の源流から下流までの流域順に整理した。
9. 本書は、景観研究室員の合議を踏まえ、菊地淑人（文化遺産部景観研究室アソシエイトフェロー）が編集を担当し、恵谷浩子（同研究員）、水牧達志（京都大学大学院生）がこれを補佐した。また、本文の図表作成等は、十倉亜希、御田智子、渡邊佳奈の助力を得た。
10. 本書を刊行するにあたり、重要文化的景観所在の各市町村から、図版等の提供、転載許諾及び掲載内容の確認・修正等を頂いた。ご協力頂いた各市町村の文化的景観担当者の方々、文化庁文化財部記念物課、第一法規株式会社、関係者各位に厚く御礼申し上げます。

I 文化的景観保存計画の概要

文化的景観保存計画の概要

■文化的景観保護制度と文化的景観保存計画

地域における人々の生活又は生業と当該風土により形成された文化的景観は、その範囲が広域に及び、居住者や土地所有者等の形態も多様であるため、地域によってその特性や保存管理の方法は様々である。そのため、文化的景観保護制度は、都道府県及び市町村が主体となって地域住民との合意形成に基づき、その保存管理を行うことが基本となる。国は、都道府県・市町村の申出に基づき、文化的景観の保存のために必要な措置を講じられているもののうち、文化財として特に重要なものを「重要文化的景観」として選定する。その上で、都道府県又は市町村が行う文化的景観の修理・修景・復旧・防災等の事業に関わる経費の一部補助など、文化的景観の保護に必要な支援を行う仕組みとなっている。

選定申出を行う都道府県等が講じる必要がある文化的景観の保存のための必要な措置については、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」(平成17年3月28日文科科学省令第10号、最終改正：平成23年6月29日文科科学省令第24号)の中で以下の事項が定められている。

- 一 選定の申出に係る文化的景観(以下「文化的景観」という。)の保存に関する計画(以下「文化的景観保存計画」という。)を定めていること。
- 二 景観法その他の法律に基づく条例で、文化的景観の保存のために必要な規制を定めていること。
- 三 文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者(管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。)の氏名又は名称及び住所を把握していること。

つまり、重要文化的景観の選定の申出を行う都道府県等は、①文化的景観の位置及び範囲、文化的景観の保存に関する基本方針等を記載した文化的景観保存計画を策定すること、②景観法に基づく景観計画を策定し、景観計画区域または景観地区の中に文化的景観を位置づけ、景観計画による行為規制・誘導措置を図るとともに、文化財保護法、都市計画法、自然公園法等のその他法律によって、景観計画だけでは補えない文化的景観の保存のために必要な土地利用規制を定めること、③重要文化的景観の土地は、生活や生業と深く関係しており、文化財保護法に基づき勧告または命令、現状等の報告といった規制がかかるため、所有権等を随時把握することが必要となる。

■文化的景観保存計画の構成

重要文化的景観の選定に係る必要な措置の一つである文化的景観保存計画は、文化的景観の保存調査の中で明らかにされた文化的景観の価値を適切に保存管理し、整備・活用するための基本方針、方法を示した計画であり、文化的景観保護に係るマスタープラン的な性格をもつ。

文化的景観保存計画に記載すべき内容として、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」(前掲)の中で以下に掲げる事項を記載することが定められている。

- 一 文化的景観の位置及び範囲
- 二 文化的景観の保存に関する基本方針
- 三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項
- 四 文化的景観の整備に関する事項
- 五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項
- 六 文化的景観における重要な構成要素
- 七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項

なお、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令の施行について」(平成20年7月31日20庁第148号文化庁文化財部長通知)で、重要文化的景観の選定申出の際の文化的景観保存計画に、当該文化的景観を形成する重要な構成要素を記載することとなった。これに伴い、重要文化的景観の選定の申出に際し、これまで、都道府県又は市町村は、あらかじめ当該文化的景観の土地所有者等の同意を得ることが必要であったが、省令改正以降、文化的景観を形成する重要な構成要素である不動産の所有者等の同意のみが必要となった。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 1. アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観 | 32. 久礼の港と漁師町の景観 |
| 2. 遠野 荒川高原牧場 土湖山口集落 | 33. 四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来 |
| 3. 一関本寺の農村景観 | 34. 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来 |
| 4. 最上川の流通 往来及び左沢町場の景観 | 35. 水戸野の農村景観 |
| 5. 利根川・渡良瀬川合流域の水場景観 | 36. 蕨野の種田 |
| 6. 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観 | 37. 長崎市外海の石積集落景観 |
| 7. 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観 | 38. 佐世保市黒島の文化的景観 |
| 8. 金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化 | 39. 平戸島の文化的景観 |
| 9. 大沢・上大沢の間垣集落景観 | 40. 五島市久賀島の文化的景観 |
| 10. 小笠の里及び小笠山の文化的景観 | 41. 小値賀諸島の文化的景観 |
| 11. 続後・種田 | 42. 新上五島町北島目の文化的景観 |
| 12. 長良川中流域における結草の文化的景観 | 43. 新上五島町崎浦の五島石集落景観 |
| 13. 菅浦の湖岸集落景観 | 44. 三角浦の文化的景観 |
| 14. 近江八幡の水郷 | 45. 天草市純津・今富の文化的景観 |
| 15. 高島市海津 西沢 知内の水辺景観 | 46. 遠賀用水と白糸台地の種田景観 |
| 16. 高島市針江・竜障の水辺景観 | 47. 別府の湯けむり・温泉地景観 |
| 17. 大嵐の水辺景観 | 48. 小倉田後の里 |
| 18. 東草野の山村景観 | 49. 田染庄小嶋の農村景観 |
| 19. 京都岡崎の文化的景観 | 50. 清谷の飯元種田及び農山村景観 |
| 20. 宇治の文化的景観 | |
| 21. 宮津天橋立の文化的景観 | |
| 22. 日根庄大木の農村景観 | |
| 23. 生野鉱山及び鉱山町の文化的景観 | |
| 24. 奥飛鳥の文化的景観 | |
| 25. 摩島及び三田・清水の農山村景観 | |
| 26. 奥出雲たたら鍛冶及び種田の文化的景観 | |
| 27. 櫻原の種田及び農村景観 | |
| 28. 遊子水筒浦の段田 | |
| 29. 四万十川流域の文化的景観 源流域の山村 | |
| 30. 四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と種田 | |
| 31. 四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来 | |



図 0-1 重要文化的景観の位置（平成 27 年 10 月現在）

表 0-1 重要文化的景観一覧（平成 27 年 10 月現在）

番 号	都道 府県	景観名称/ 英名(仮訳 [※])	所在地	認定年月日	追加認定 年月日	面積 (ha)	認定基準 [※]	景観行政団体 移行日 [※]	景観計画	
									名称	策定日 [※]
1	北海道	アイヌの伝統と近代開拓による砂流川流域の文化的景観 Cultural Landscape of the Saru River Basin Based on Ainu Tradition and Modern Reclamation	砂流郡 平取町	平成 19/07/26	—	438.0	二 (23,578)	平成 18/10/01	平取町景観計 画	平成 19/04/01
2	岩手県	遠野 荒川高原牧場 土淵山荘集落 Tōno Arakawa Heights Livesock Farm and Tsuchibuchi Yamaguchi Village	遠野市	平成 20/03/28	平成 21/02/12 平成 25/03/27	(認定) 1416.1 (追加 1) 2.4 (追加 2) 209.5 (計) 1688.0	二 (28)	平成 19/03/10	遠野市景観計 画	平成 19/03/15
3	岩手県	一関本寺の農村景観 Rural Landscape of Ichinoseki Hondera	一関市	平成 18/07/28	平成 27/01/26	(認定) 337.5 (追加) 6.7 (計) 344.2	二 (18)	平成 17/12/26	本寺地区景観計 画	平成 18/03/24
4	山形県	最上川の流通・往来及 び左沢町場の景観 Landscape of Movements of Goods and People in Mogami River and the Aterazawa Townscape	西村山郡 大江町	平成 25/03/27	—	255.9	二 (57.8)	平成 19/04/01	大江町景観計 画/特別景観 形成地区にお ける景観計画	平成 19/09/20 /平成 24/06/11
5	群馬県	利根川・渡良瀬川合流 域の水場景観 Fluvial Landscape at the Confluence of the Tone and Watarase Rivers	邑楽郡 板倉町	平成 23/09/21	—	606.5	二 (18)	平成 20/08/01	板倉町風景計 画	平成 22/06/18
6	新潟県	佐渡西三川の砂金山由 来の麓山村景観 Rural Mountain Village Landscape Based on Alluvial Gold Mining at Nishimikawa, Sado	佐渡市	平成 23/09/21	—	518.3	二 (15,638)	平成 19/03/06	佐渡市景観計 画	平成 22/01/28 (平成 23/11/01 平成 25/09/01 改訂)
7	新潟県	佐渡相川の麓山及び鉱 山町の文化的景観 Cultural Landscape of the Mining and Mining Town in Akawa, Sado		平成 27/10/07	—	630.1	二 (67.8)			
8	石川県	金沢の文化的景観 城 下町の伝統と文化 Kanazawa Cultural Landscape: Castle Town Tradition and Culture	金沢市	平成 22/02/22	—	292.0	二 (57.8)	平成 16/12/17	金沢市景観計 画	平成 21/07/31
9	石川県	大沢・上大沢の間垣敷 落景観 Magoe (Bamboo Fence) Village Landscape of Ozawa and Kami Ozawa	輪島市	平成 27/10/07	—	1490.8	二 (18)	平成 22/02/01	輪島市景観計 画	平成 22/04/01
10	長野県	小菅の里及び小菅山の 文化的景観 Cultural Landscape of Kosage Village and Mt. Kosage	飯山市	平成 27/01/26	—	389.7	二 (35.8)	平成 26/08/01	飯山市景観計 画	平成 26/09/01

景観条例		その他関連条例等		その他の関連計画			保存計画の概要		
名称	施行日	関連条例	施行日等	名称	年月日	範囲・期間	I	II	III
平取町景観づくり条例	平成 190401	—	—	—	—	—	●		
遠野市景観計画による届出行為等に関する条例	平成 190401	—	—	山口集落ながらの景観づくりガイドライン	平成 24.03.04 締結	協定区域： 土道町山口集落 協定有効期間： 無期限	●	●	
一関市本寺地区景観計画による届出行為等に関する条例	平成 180401	一関本寺の農村景観を形成する重要建築物修理事業受益者分担金に関する条例	平成 1904.01	一関景観農業振興地域整備計画	平成 19.06.19 策定	対象範囲： 17062ha	●		●
大江町景観条例	平成 190401	大江町重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例	平成 27.04.01	最上川の流造・往来及び左沢町地の景観整備計画1	平成 27.03.31 策定	—		●	
板倉町風景条例	平成 22.10.01	—	—	—	—	—		●	
佐渡市景観条例	平成 22.04.01	佐渡市重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例	平成 24.04.01	佐渡市歴史文化基本構想	平成 23.03.31 策定	—		●	
金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例	平成 21.10.01	—	—	金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン 金沢市歴史的風致維持向上計画 金沢市重要文化的景観保全・整備計画	平成 21.03.31 平成 21.01.19 認定 平成 24.03.31 策定	— 事業期間： 平成 20.29 年度 —	●		
輪島市景観条例	平成 22.04.01	—	—	—	—	—			●
奥山市景観条例	平成 26.10.01	—	—	—	—	—			●

番号	都道府県	選定名称/ 英名(仮訳 ^{*)})	所在地	選定年月日	追加選定 年月日	面積 (ha)	選定基準 ^{*)}	景観行政団体 移行日 ^{*)}	景観計画	
									名称	策定日 ^{*)}
11	長野県	横傍の棚田 Obasute Rice Terraces	千曲市	平成 22.02.22	—	64.3	一 (1)	平成 21.05.01	千曲市景観計 画	平成 21.07.13
12	岐阜県	長良川中流域における 岐阜の文化的景観 Cultural Landscape of Gifu in the Central Basin of the Nagara River	岐阜市	平成 26.03.18	—	331.9	二 (3478)	平成 16.12.17	岐阜市景観計 画	平成 21.10.05
13	滋賀県	香濃の湖岸集落景観 Landscape of Sagara	長浜市	平成 26.10.06	—	1568.4	二 (1378)	平成 20.01.15	長浜市景観ま ちづくり計画	平成 20.03.17
14	滋賀県	近江八幡の水郷 Omihachiman Lakeside District	近江八幡 市	平成 18.01.26	平成 18.07.28 平成 19.07.26	(選定) 174.6 (追加 1) 13.7 (追加 2) 165.7 (計) 354.0	二 (1358)	平成 17.03.21	近江八幡市風 景計画	平成 17.07.29
15	滋賀県	高島市海津・西浜・知 内の水辺景観 Kaizu/Noshihama/Chinai Lakeside Landscape in Tataishima	高島市	平成 20.03.28	—	1842.8	二 (57)	平成 17.11.18	高島市景観計 画	平成 19.10.01 (平成 22.03.10 平成 26.10.20 改訂)
16	滋賀県	高島市野江・霜降の水 辺景観 Harie-Shimofuri Lakeside Landscape in Tataishima	高島市	平成 22.08.05	—	256.9	二 (58)	平成 17.11.18	高島市景観計 画	平成 19.10.01 (平成 22.03.10 平成 26.10.20 改訂)
17	滋賀県	大溝の水辺景観 Omizo Lakeside Landscape	高島市	平成 27.01.26	—	1384.1	二 (578)	平成 17.11.18	高島市景観計 画	平成 25.06.27
18	滋賀県	東京野の山村景観 Mountain Village Landscape of Hiyashi Kusano	米原市	平成 26.03.18	—	2365.5	二 (578)	平成 24.11.1	米原市景観計 画	平成 25.06.27
19	京都府	京都回廊の文化的景観 Cultural Landscape of Okazaki in Kyoto	京都市	平成 27.10.07	—	1125	二 (578)	平成 16.12.17	京都市景観計 画	平成 17.12.27 (平成 27.04.01 改訂)
20	京都府	宇治の文化的景観 Uji Cultural Landscape	宇治市	平成 21.02.12	—	238.5	二 (15,678)	平成 17.03.27	宇治市景観計 画	平成 20.04.01
21	京都府	宮津天橋立の文化的景 観 Cultural Landscape of Miyazu and Amanohashidate	宮津市	平成 26.03.18	平成 27.01.26 (追加/解除)	(選定) 1106.9 (追加) 158.7 (解除) 9.5 (計) 1265.1	二 (478)	平成 20.11.21	宮津・天橋立 景観計画	平成 26.02.26 ^e
22	大阪府	日根荘大木の農村景観 Rural Landscape of Hinenocho Og	泉佐野市	平成 25.10.17	—	953.9	二 (18)	平成 25.02.25	泉佐野市日根 荘の里大木地 区景観計画	平成 25.03.15
23	兵庫県	生野鉱山及び鉱山町の 文化的景観 Cultural Landscape of the Ikuno Mine and Mining Town	朝来市	平成 26.03.18	—	963.4	二 (678)	平成 24.02.25	朝来市景観計 画	平成 25.07.01
24	奈良県	巻貝島の文化的景観 Obi Asuka Cultural Landscape	高市郡 明日香村	平成 23.09.21	—	565.8	二 (158)	平成 21.05.01	明日香村景観 計画	平成 23.04.01
25	和歌山 県	鵜飼及び三田・清水の 農山村景観 Aragama Bee Terraces and Rural Mountain Village Landscape of Mita/Shimizu	有田郡 有田川町	平成 25.10.17	—	110.7	二 (18)	平成 24.11.08	有田川町景観 計画	平成 25.01.31

景観条例		その他関連条例等		その他の関連計画			保存計画の概要		
名称	施行日	関連条例	施行日等	名称	年月日	範囲・期間	I	II	III
千曲市美しいまちづくり景観条例	平成 21.08.01	名勝「砥捨（田毎の月）」指定	平成 11.05.10	—	—	—	●		
岐阜市景観条例	平成 09.01.01	—	—	岐阜市歴史的風致維持向上計画	平成 25.04.11 認定	事業期間：平成 25-34 年度			●
長浜市景観条例	平成 20.03.24	—	—	長浜市歴史的風致維持向上計画	平成 22.02.04 認定	事業期間：平成 21-30 年度			●
近江八幡市風景づくり条例	平成 17.04.01	近江八幡市文化的景観の保全・再生・創出基金条例	平成 22.03.21	近江八幡景観営業振興地域整備計画	平成 18.12.28 策定	対象範囲：261.5ha	●		
高島市景観の形成および景観計画に関する条例	平成 19.10.01	高島市重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例	平成 25.04.01	—	—	—	●		
米原市景観条例	平成 25.10.01	—	—	—	—	—			●
京都市景観条例	平成 19.04.01	—	—	京都市歴史的風致維持向上計画	平成 21.11.19 認定	事業期間：平成 21-30 年度			●
宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例	平成 20.04.01	宇治市重要文化的景観の保存に係る分担金の徴収に関する条例	平成 24.04.01	宇治市歴史的風致維持向上計画	平成 24.03.05 認定	事業期間：平成 23-33 年度	●		
宮津市景観条例	平成 26.04.01	宮津市重要文化的景観整備事業に係る分担金徴収条例	平成 26.04.01	—	—	—			●
泉佐野市都市景観条例	平成 09.04.01	—	—	—	—	—			●
朝来市景観条例	平成 25.07.01	—	—	—	—	—			●
明日香村景観条例	平成 22.04.01	—	—	—	—	—		●	
有田川町景観条例	平成 24.11.01	有田川町重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例	平成 26.03.28	—	—	—			●

番号	都道府県	認定名称/ 英名(仮訳)	所在地	認定年月日	追加認定 年月日	面積 (ha)	認定基準 [※]	景観行政団体 移行日 [△]	景観計画	
									名称	策定日 [△]
26	高知県	奥出雲たたら製鉄及び 棚田の文化的景観 Cultural Landscape of Tatara Iron-Making and Rice Terraces in Oki Inano	仁多郡 奥出雲町	平成 26.03.18	—	1563.3	二 (12,568)	平成 22.10.01	奥出雲町景観 計画	平成 24.04.01
27	徳島県	棚原の棚田及び農村景 観 Rice Terraces and Rural Landscape of Kashihara	勝浦郡 上勝町	平成 22.02.22	平成 25.10.17	(認定) 16.0 (追加) 43.3 (計) 59.3	二 (18)	平成 17.12.11	上勝町棚原地 区景観計画	平成 21.05.22
28	愛媛県	高子水高浦の段畑 Yuso Mizugaura Terraced Fields	宇和島市	平成 19.07.26	—	8.3	一 (1)	平成 17.10.17	宇和島市高子 水高浦地区景 観計画	平成 19.04.02
29	高知県	四万十川流域の文化的 景観 中流域の山村 Cultural Landscape of the Shimanto River Basin Headwater Mountain Villages	高岡郡 津野町	平成 21.02.12	平成 24.01.24	(認定) 335.7 (追加) 1140.8 (計) 649.5	二 (35.8)	平成 19.09.20	津野町景観計 画	平成 20.07.17
30	高知県	四万十川流域の文化的 景観 上流域の山村と 棚田 Cultural Landscape of the Shimanto River Basin Upstream Mountain Villages and Rice Terraces	高岡郡 鶴原町	平成 21.02.12	—	8076.9	二 (13.5)	平成 17.04.14	鶴原町景観計 画	平成 20.06.19
31	高知県	四万十川流域の文化的 景観 上流域の農山村 と流通・往來 Cultural Landscape of the Shimanto River Basin Upstream Rural Mountain Villages and Movements of Goods and People	高岡郡 中土佐町	平成 21.02.12	平成 23.02.07	(認定) 3324.2 (追加) 519.1 (計) 3843.3	二 (13,578)	平成 19.09.20	中土佐町景観 計画	平成 20.07.01
32	高知県	久礼の港と漁師町の景 観 Port and Fishing Town Landscape of Kure		平成 23.02.07	—	244.6	二 (45)			
33	高知県	四万十川流域の文化的 景観 中流域の農山村 と流通・往來 Cultural Landscape of the Shimanto River Basin Midstream Rural Mountain Villages and Movements of Goods and People	高岡郡 四万十町	平成 21.02.12	平成 23.09.21	(認定) 13392.7 (追加) 796 (計) 13472.3	二 (13,578)	平成 19.09.20	四万十町景観 計画	平成 20.08.28
34	高知県	四万十川流域の文化的 景観 下流域の生業と 流通・往來 Cultural Landscape of the Shimanto River Basin Downstream Livelihoods and Movements of Goods and People	四万十市	平成 21.02.12	—	5303.6	二 (34,578)	平成 19.09.20	四万十市の環 境デザイン (四万十川 景観計画)	平成 20.04.01
35	福岡県	赤香根の農村景観 Rural Landscape of Kubote	豊前市	平成 24.09.19	—	424	二 (18)	平成 19.05.14	豊前市景観計 画	平成 21.12.25

景観条例		その他関連条例等		その他の関連計画			保存計画の概要		
名称	施行日	関連条例	施行日等	名称	年月日	範囲・期間	I	II	III
奥出雲町景観条例	平成 24.04.01	奥出雲町重要文化的景観整備事業分担金徴収条例	平成 27.04.01	—	—	—			●
上勝町歴史地区景観条例	平成 21.07.06	上勝町分担金徴収条例	昭和 39.07.13	—	—	—	●		●
宇和島市景観条例	平成 17.08.01	—	—	—	—	—	●		
津野町景観条例	平成 20.08.01	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	平成 13.04.01	2013年度国認定重要文化的景観「四万十川流域の文化的景観～源流域の山村～」整備活用計画	平成 26.03.新定	—	●	●	
		津野町分担金徴収条例	平成 17.02.01						
錦原町景観条例	平成 20.07.01	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	平成 13.04.01	錦原町文化的景観保存整備計画	平成 26.03.新定	—	●		
中土佐町景観条例	平成 20.07.01	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	平成 13.04.01	2013年度国認定重要文化的景観「四万十川流域の文化的景観～土流城の農山村と流通・往来～」整備活用計画	平成 26.03.新定	—	●	●	
		中土佐町文化財保存事業等分担金徴収条例	平成 21.10.01						
四万十町景観条例	平成 20.09.01	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	平成 13.04.01	—	—	—	●	●	
		四万十町分担金徴収条例	平成 18.03.20						
四万十市四万十川の保全及び振興に関する基本条例	平成 17.04.10	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	平成 13.04.01	—	—	—	●		
豊前市景観条例	平成 21.07.01	豊前市分担金徴収条例	昭和 40.03.25	—	—	—			●

番号	都道府県	認定名称/ 英名(仮訳 ^{*)})	所在地	認定年月日	追加認定 年月日	面積 (ha)	認定基準 ^{*)}	景観行政団体 移行日 ^{*)}	景観計画	
									名称	策定日 ^{*)}
36	佐賀県	籾野の棚田 Warinbo Rice Terraces	唐津市	平成 20.07.28	—	400.9	— (1)	平成 18.01.06	唐津市景観計 画	平成 20.01.31
37	長崎県	長崎市外海の石積集落 景観 Stone-built Village Landscape of Sotome, Nagasaki	長崎市	平成 24.09.19	—	436.1	— (18)	平成 16.12.17	長崎市景観計 画	平成 23.03.29
38	長崎県	佐世保市黒島の文化的 景観 Kuroshima Island Cultural Landscape in Saicho	佐世保市	平成 23.09.21	—	475.5	— (18)	平成 20.08.01	佐世保市景観 計画	平成 22.09.09
39	長崎県	平戸島の文化的景観 Hirado Island Cultural Landscape	平戸市	平成 22.02.22	平成 22.08.05	(認定) 1105.6 追加) 349.6 (計) 1455.2	— (15.8)	平成 20.03.26	平戸市景観計 画	平成 21.02.27
40	長崎県	五島市久賀島の文化的 景観 Hisaka Island Cultural Landscape in Gotō	五島市	平成 23.09.21	—	389.1	— (38)	平成 20.07.01	五島市景観計 画 久賀島景 観計画	平成 22.12.28
41	長崎県	小値賀諸島の文化的景 観 Ojika Islands Cultural Landscape	北松浦郡 小値賀町	平成 23.02.07	平成 23.09.21	(認定) 313.9 追加) 810.4 (計) 1124.3	— (18)	平成 20.08.01	小値賀町景観 計画	平成 22.04.01
42	長崎県	新上五島町北魚目の文 化的景観 Kitanome Cultural Landscape in Shin Kami Gotō	南松浦郡 新上五島 町	平成 24.01.24	—	1508.0	— (14.8)	平成 20.06.11	新上五島町景 観計画	平成 21.11.01 (平成 23.07.30 改訂)
43	長崎県	新上五島町崎浦の五島 石集落景観 Stone-built Village Landscape of Sakura, Shin Kami Gotō	新上五島 町	平成 24.09.19	—	956.9	— (6.8)			
44	熊本県	三角浦の文化的景観 Cultural Landscape of Misumi Bay	宇城市	平成 27.01.26	—	107.1	— (57.8)	平成 25.05.16	宇城市景観計 画	平成 25.07.19
45	熊本県	大宮山崎津・今富の文 化的景観 Cultural Landscape of Sakitsu and Imatomi, Amakusa	天草市	平成 23.02.07	平成 24.09.19	(認定) 1599 追加) 497.8 (計) 857.7	— (14.67)	平成 20.12.01	天草市景観計 画	平成 21.04.01 (平成 22.04.01 平成 24.04.01 改訂)
46	熊本県	湯岡用水と白糸台地の 棚田景観 Tsuigan Irrigation Canal and Rice Terrace Landscape of the Shirato Tableland	上益城郡 山都町	平成 20.07.28	平成 21.07.23 平成 22.02.22	(認定) 639 追加 1) 738 追加 2) 68.1 (計) 2388	— (15.7)	平成 20.03.01	山都町景観計 画	平成 20.04.01
47	大分県	別府の湯けむり・温泉 地景観 Spa and Steam Landscape in Beppu	別府市	平成 24.09.19	—	48.7	— (5.6)	平成 17.04.01	別府市景観計 画 鉄輪温泉地区 温泉湯けむり 重点景観計画 明礬温泉地区 温泉湯けむり 重点景観計画	平成 20.03.27 (平成 21.03.31 平成 24.08.31 改訂) 平成 21.03.31 平成 24.08.31
48	大分県	小龍田焼の里 Ota Pottery Village	日田市	平成 20.03.28	平成 22.02.22	(認定) 141 追加) 234.7 (計) 238.8	— (13.56)	平成 19.04.01	日田小龍田焼 の里景観計画	平成 19.09.27

景観条例		その他関連条例等		その他の関連計画			保存計画の概要		
名称	施行日	関連条例	施行日等	名称	年月日	範囲・期間	I	II	III
併津市景観まちづくり条例	平成 2004.01	—	—	—	—	—	●		
長崎市景観条例	昭和 64.01.01	—	—	長崎市外海の石積築落景観整備活用計画	平成 25.03.31 策定	—		●	
佐世保市景観条例	平成 23.01.01	—	—	—	—	—		●	
平戸市景観条例	平成 21.07.01	平戸市重要文化的景観を形成する構成要素修繕修景事業受益者分担金徴収条例	平成 23.04.01	重要文化的景観平戸島の文化的景観整備活用計画	平成 25.08 策定	—	●	●	
五島市景観条例	平成 23.04.01	—	—	—	—	—		●	
小値賀町景観条例	平成 22.04.01	—	—	—	—	—		●	
新上五島町景観条例	平成 21.11.01	—	—	文化的景観整備活用計画-新上五島町北魚目の文化的景観-新上五島町崎達の五島石築落景観-	平成 25.03 策定	—		●	
宇城市景観条例	平成 25.06.16	—	—	—	—	—			●
天草市景観条例	平成 20.12.01	天草市重要文化的景観整備事業分担金徴収条例	平成 25.04.01	—	—	—		●	
山都町景観づくり条例	平成 20.04.01	—	—	—	—	—	●		
別府市景観条例	平成 20.07.01	別府市重要文化的景観整備事業分担金徴収条例	平成 27.04.01	—	—	—		●	
日田小瀬田境の景観計画による届出行為等に関する条例	平成 19.09.27	日田市分担金徴収条例	昭和 20.04.01	—	—	—	●		

番 号	都道 府県	選定名称/ 英名(仮訳 ¹⁾)	所在地	選定年月日	追加選定 年月日	面積 (ha)	選定基準 ²⁾	景観行政団体 移行日 ⁴⁾	景観計画	
									名称	策定日 ⁵⁾
49	大分県	田染庄小崎の農村景観 Rural Landscape of Tachibanaoka Onoda	豊後高田 市	平成 22.08.05	—	92	二 (1.8)	平成 19.05.01	田染庄小崎景 観計画	平成 22.01.20
50	宮崎県	薩摩の郷元棚田及び農 山村景観 Sakamoto Rice Terraces and Rural Mountain Village Landscape of Sakamoto	日南市	平成 25.10.17	—	493.3	二 (1.3)	平成 17.08.08	棚田の里薩摩 景観計画	平成 25.04.01

1) 訳語は、平成 25 年 4 月から平成 27 年 10 月までの期間に新規 / 追加選定された重要文化的景観として、本書に収録している地区である。

2) 英文による選定名称は奈良文化財研究所景観研究室訳、Walter Edwards (奈良文化財研究所客員研究員) 校閲による仮訳である。

3) 重要文化的景観選定基準は以下のように定められている (平成 17 年 3 月 28 日文部科学省告示第 47 号)。

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

- (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- (三) 用材林・防風林などの森林の利用に関する景観地
- (四) 養蚕いっかだ・湯呑びびなどの漁ろうに関する景観地
- (五) ため池・水路・池などの水の利用に関する景観地
- (六) 鉱山・採石場・工場跡などの採掘・製造に関する景観地
- (七) 道・広場などの交通・往来に関する景観地
- (八) 別荘・屋敷林などの居住に関する景観地

二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

4) 政令指定都市及び中核都市は、都道府県との協議・同意を必要とせず、自動的に景観行政団体となるため、便宜上、景観法施行日を景観行政団体移行日とした。

5) 改訂日については、重要文化的景観選定等に伴うもののみを掲載した。

6) 「大橋立周辺地域景観まちづくり計画景観形成ガイドライン」から変更された現行計画の告示日である。

景観条例		その他関連条例等		その他の関連計画			保存計画の概要		
名称	施行日	関連条例	施行日等	名称	年月日	範囲・期間	I	II	III
豊後高田市田染 荘小嶋景観づくり 条例	平成 22.04.01	—	—	—	—	—		●	
日南市美しいま ちづくり景観基 本条例	平成 21.03.30	—	—	日南市歴史文化 基本構想	平成 23.03.31 策定	—			●
				日南市歴史的風 致維持向上計画	平成 25.11.22 認定	事業期間： 平成 25-34 年度			

1 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観

新潟県佐渡市

重要文化的景観の概要

相川は佐渡島のうち大佐渡山地の南西端に位置し、標高約300mの山地から海成段丘を経て狭い海岸低地が連続する地形上に展開する。段丘部は河川に浸食され幾筋もの馬の背状の尾根を形成しており、平坦地は極めて狭小である。大佐渡山地には、日本海形成期の海底火山活動によって生じた火山岩・火砕岩類の地層が分布しており、これらが金銀鉱床を成し近世以降の相川における鉱山開発を促した。沿岸を暖流の対馬海流が流れるため、山間部及び段丘崖等でタブ・シイなど照葉樹林が自生するほか、鉱山開発によって発生した露岩部にはアカマツが優占する。他方で、特に冬季の北西季節風を防ぐために植林されたクロマツなどの植生が海岸部及び段丘面縁道で見られる。

金銀山発見以前の相川は、羽田村と呼ばれる人家5、6軒の小村であった。慶長6年(1601)、先行して開発されていた鶴子銀山の山師が鉱脈を探査し、相川に優良な鉱脈を発見した。その後急速に鉱山開発が進み、全国各地から山師や鉱山関係者が流入したことによって上相川に計画的な集落が形成された。慶長8年(1603)、石見銀山の経営に実績を上げていた大久保長安(1545～1613)が佐渡代官に任じられると、相川はますます隆盛し、山中には至る所に開拓が展開した。また、長安は上町台地の先端に陣屋(後の佐渡奉行所)を置き、鉱山と陣屋を結ぶ尾根線上に幹線道(京町通り)を通した。通りに沿って、鉱夫が集住した大工町、山師の名前がついた新五郎町、商家が立ち並んだ米屋町など職業別の町立てが行われた。それぞれの敷地では石垣を築いて平坦地を造成しており、間口の狭い短冊状の地割りを成していた。また、鉱山の反映に伴って様々な商人や職人が相川に流入し、数多くの寺社が建立された。寛永6年(1629)には、海岸沿いの下町で町立てが行われ、さらに埋め立てによって町場も広がり、上町と下町とをつなぐ段丘崖に坂道や石段が発達した。これに伴い、相川と国中平野及び小木港とを結ぶ中山峠越えの街道も整備され、島内外との様々な物資の流通が図られるようになった。

18世紀になると資源の枯渇及び自然災害等により金銀の産出量が激減した。上相川集落は衰退し、上町等に散在していた運鉱・製錬関係施設が奉行所内に集約された。金銀山が衰退する一方で、商人の中には廻船業等で財を成す者も現れ、下町には蔵を伴う大規模な地割りの廻船問屋及び商家等が並んだ。

明治時代になると、明治政府主導のもと佐渡鉱山でも生産技術の近代化が進められた。谷筋を中心に鑛坑・選鉱場・製錬所等の大規模な生産施設が設置され、近代的な土木技術により大間港等が整えられた。



図1-1 「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の位置

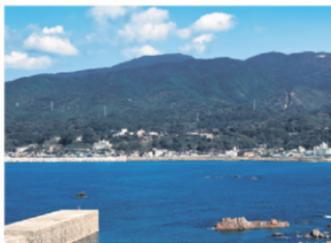


図1-2 海成段丘の段丘面に発達した上町・下町と近世の採掘路「道遊の割戸」(右奥)

明治29年(1896)に鉱山が三菱へ払い下げられると、上町には間口が広く通りに面して庭を有する社宅も立地した。他方で、大正期から昭和期にかけて下町には相川町役場等の公的機関が立地し、下町は行政機能をもつようになった。佐渡鉱山では昭和初期に大増産が図られたものの、昭和27年(1952)には生産活動を大幅に縮小した。平成元年には休山を迎えることとなり、現在の生産施設群は往時の技術を伝える展示施設に転用されている。

上町では、各町家は短冊状の地割りを現在も継承しつつ、通りに面して平屋構造をもち背後に段々と降りていく吉野造りと呼ばれる構造を成している。また、海から恒常的に吹き上げる強風に対応するため、短い庇及び玄関の海側に風除けをもつ特徴的な町家が建築されている。下町は旧街道沿いに展開する近世以来の地割りを継承しつつ、海岸部を埋め立て佐渡市役所文所等が配置され、行政の中心地機能を強化している。鉱山の繁栄と安全とを祈願するために建立された大山祇神社では鉱山祭りが、相川の総鎮守である善知鳥神社では佐渡島最大の相川祭りが毎年営まれており、鉱山期に遡る地域の営みが現在も継承されている。

このように、佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観は、金銀山開発に伴い発展してきた都市の文化的景観である。鉱山地区の生産機能、上町地区の居住及び行政機能、下町地区の流通及び行政機能が、金銀採掘の盛衰に伴い動的な関係を構築しつつ展開してきた相川の歴史の変遷を示す文化的景観であり、我が国民の生活・産業を理解するため欠くことができない景観地であることから、重要文化的景観に選定し、保存・活用を図るものである。／出典：『月刊文化財』第624号、一部修正

※ 保存計画の概要については、都合により、次集以降に掲載予定である。



図1-3 斜面の敷地造成による高低差に造られた多くの石垣



図1-4 石垣を用いて造成された敷地の上に建つ鉱山住宅

[参考] 佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観の選定範囲・景観単位・重要な構成要素



図 1-5 重要な文化的景観選定範囲図



図 1-6 景観単位図

表1-1 重要な構成要素一覧

構成要素名称	種別	景観単位	所在地	備考
厳當寺坂	街路	鉦山エリア	相川坂下町、相川下山之神町	市史跡 市道相川168号線(AK-168C)全線
紋兵衛坂	街路	町場エリア	相川羽田町16先～相川八百屋町21先	市道相川125号線(AK-125C)全線
長坂	街路	町場エリア	相川長坂町	市道相川132号線(AK-132C)全線
西坂	街路	町場エリア	相川西坂町	市史跡 市道相川133号線(AK-133C)一部
新西坂	街路	町場エリア	相川広間町・新西坂町	市道相川136号線(AK-136C)全線
寺町に至る石段	街路	町場エリア	相川南沢町158～相川下寺町52	市史跡 市道相川106号線(AK-106C)全線 市道相川103号線(AK-103C)一部
京町通り・上町の道	街路	町場エリア	相川庄右衛門町～相川八百屋町	市道相川141号線(AK-141A)一部 市道相川204号線(AK-204C)一部 市道相川31号線(相川・佐和田線)(AK-031B)一部 市道相川41号線(AK-041C)全線 市道相川41号線(AK-043C)全線
相川往還	街路	町場エリア	下戸村～相川塩屋町	
水金川	河川	鉦山エリア 町場エリア	測定範囲全城	二級河川
濁川	河川	鉦山エリア 町場エリア	測定範囲全城	二級河川
間切川(赤川)	河川	町場エリア	測定範囲全城	二級河川
大仏川	河川	町場エリア	測定範囲全城	二級河川
海上町川	河川	町場エリア	測定範囲全城	二級河川
奉行所のクロマツ林	植生	町場エリア	相川広間町	国史跡
大安寺のタブ林	植生	町場エリア	相川江口沢町1～6	市天然記念物(指定地番が異なる)
近代探掘施設(大立地区)	鉦山関係施設	鉦山エリア	相川鉦山町	国重文・国史跡・国登録
道徳の朝戸	鉦山関係施設	鉦山エリア	相川鉦山町1～1	国史跡
近世の坑道(宗大夫開歩)	鉦山関係施設	鉦山エリア	下相川3～2	国史跡
近代探掘・加工施設(高任・間ノ山地区)	鉦山関係施設	鉦山エリア	相川善左衛門町・相川宗徳町ほか	国重文・国史跡・国登録
鉱車軌道	鉦山関係施設	町場エリア	相川広間町～間ノ山	国史跡(一部)
近代選鉱・精錬施設(北沢地区)	鉦山関係施設	鉦山エリア	相川北沢町ほか	国史跡
吹上海岸石切場跡	鉦山関係施設	鉦山エリア	下相川	国史跡・国名勝
近代の積出港(大間地区)	鉦山関係施設	鉦山エリア	相川栄町	
旧相川裁判所(佐渡飯曲村美術館)	官公署	町場エリア	相川栄屋町38-2	市有形文化財
旧相川拘置支所	官公署	町場エリア	相川新五郎町24	国登録
佐渡奉行所	官公署	町場エリア	相川広間町1～1	国史跡
旧相川税務署	官公署	町場エリア	相川長坂町16	国登録
鐘樓	官公署	町場エリア	相川八百屋町4	国史跡
上相川	集落跡	町場エリア	上相川	国史跡
相川上町(上海景観重点保全区域)	集落	町場エリア	相川大工町～相川味噌屋町	
磯部家住宅	家屋	町場エリア	相川大工町58	重要な家屋
富田家住宅	家屋	町場エリア	相川大工町26-1	重要な家屋
笹川・田佐々木家住宅	家屋	町場エリア	相川大工町61/62	重要な家屋
黒瀬家住宅	家屋	町場エリア	相川栄屋町40	重要な家屋
金子家住宅	家屋	町場エリア	相川下京町20	重要な家屋
釜栗毛家住宅	家屋	町場エリア	相川会津町10	重要な家屋
旧鉦山副長住宅(相川ふれあい会所)	家屋	町場エリア	相川下京町7	重要な家屋
左門町住宅	家屋	町場エリア	相川左門町9-1	重要な家屋
新五郎町住宅4・5号棟	家屋	町場エリア	相川新五郎町11	重要な家屋
新五郎町住宅8・9号棟	家屋	町場エリア	相川新五郎町11	重要な家屋
松葉家住宅	家屋	町場エリア	相川三町目浜町8	国登録・重要な家屋
鈴木家住宅	家屋	町場エリア	相川三町目13	重要な家屋
林家住宅	家屋	町場エリア	相川下戸町87	重要な家屋
柴崎家住宅	家屋	町場エリア	相川四町目18	重要な家屋
こいつ茶よらん会住宅	家屋	町場エリア	相川三町目2	重要な家屋
近藤家住宅	家屋	町場エリア	相川紙屋町20	重要な家屋

市川家住宅	家屋	町場エリア	相川下戸町 46	重要な家屋
西川家住宅	家屋	町場エリア	相川五郎左衛門町 6	重要な家屋
榎野商店	家屋	町場エリア	相川下戸町 50	重要な家屋
榎野家住宅	家屋	町場エリア	相川小六町 5	重要な家屋
平野家住宅	家屋	町場エリア	相川小六町 7	重要な家屋
上寺町	寺院群跡	町場エリア	相川上寺町	国史跡
龍源寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川下山之神町 3	
万照寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川諏訪町 34 - 1	
大安寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川江戸沢町 1	
法輪寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川下寺町 13	
福泉寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川下寺町 15	
妙円寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川下寺町 1	
法然寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川下寺町 4	
本典寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川下寺町 6	
大乗寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川下山之神町 11	
相運寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川中寺町 29	
瑞仙寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川中寺町 2	
長明寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川南沢町 34	
彌誓寺	信仰 (寺院)	町場エリア	相川西町目 8	
百足山大権現	信仰 (神社)	鉱山エリア	相川一町目裏町 4	
大山蔵神社	信仰 (神社)	鉱山エリア	相川下山之神町 7	
福寿神社 (関東)	信仰 (神社)	鉱山エリア	相川五郎右衛門町 25	
高任神社	信仰 (神社)	鉱山エリア	相川宗徳町	
善知鳥神社	信仰 (神社)	町場エリア	相川下戸村 415	
大神宮	信仰 (神社)	町場エリア	相川夕白町 23	
戸河神社	信仰 (神社)	町場エリア	下相川 322	
春日神社	信仰 (神社)	町場エリア	相川下戸村 412	
金刀比羅神社	信仰 (神社)	町場エリア	相川五郎左衛門町 28	
塩竈神社	信仰 (神社)	町場エリア	相川江戸沢町 18 - 子	
北野神社	信仰 (神社)	町場エリア	相川大工町 14・15	
鎮日市左衛門の墓	信仰関連施設	鉱山エリア	下相川 852	景史跡
大日堂	信仰関連施設	町場エリア	相川海士町 4	
春日崎	眺望地点	町場エリア	相川麓伏	

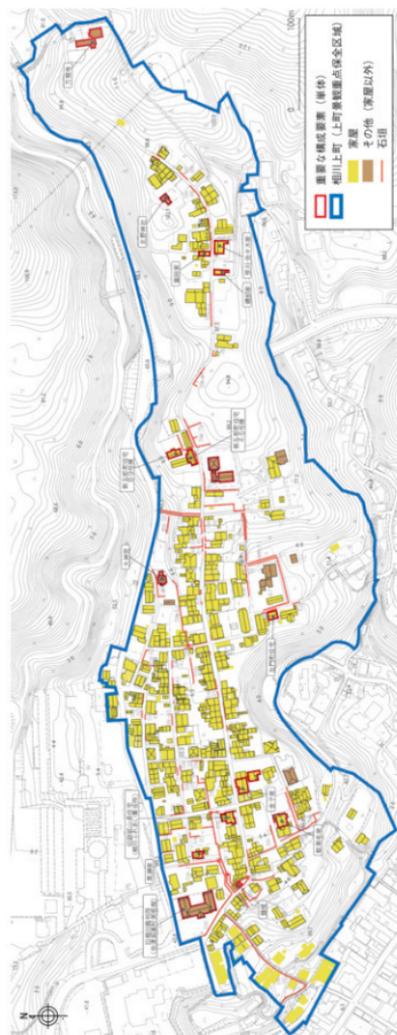


図1-8 重要な構成要素位置図(2) 相山上町(上町景観重点保存区域)

2 大沢・上大沢の間垣集落景観

石川県輪島市

重要文化的景観の概要

輪島市の大沢・上大沢集落は、能登半島北西部の日本海沿いの小さな2つの集落である。

能登半島北側では崖地が日本海に接しているため、集落が内陸部に立地することが多いが、大沢・上大沢集落は河川によって作られた北向きの狭小な沖積平野に発達した。冬季の海からの季節風が強い地域であり、両集落はそれぞれ三方を山に囲まれ海に面しているため、地域の中でも特に強風にさらされてきた。東の大沢集落は小湾の港に面して立地する約90戸の集落であり、集落周辺の傾斜地及び湾に流れ込む桶滝川及び谷坂川沿いの傾斜地に棚田や段畑をもつ。西の上大沢集落は湾と砂浜に集落の短辺方向にむけて立地する約20戸の集落であり、集落背後には急崖地が迫り、前面に西二又川が流れている。

大沢・上大沢集落は、平安後期以降には志津良荘に属していたと考えられ、江戸時代の古文書によると永和5年(1379)に弥部氏の一族が地頭として、両集落を含む大沢村へ来住したことが伺い知れる。中世には「大沢村」が荘園から独立し、筒井氏によって治められるようになった。近世には加賀藩の統治下となり、大沢村は漁業と海運業を産業とする一方、上大沢村は漁業権が認められなかったと考えられている。小屋湊(現在の輪島市中心部)が日本海交易の中継点になると、それを支える海運業を主体とする2つの集落として近代に至った。明治から昭和にかけては、大沢集落は輪島塗の漆器の原型となる椀木地(アラカタ)の生産、上大沢集落は木材等の卸売業を中心として存続してきた。

外浦と呼ばれる日本海に直接面する能登半島北西側一円では木竹等を利用した屋根囲いを設置する習慣が古くからあり、風の強い海岸から離れた集落では田畑及び山林からの収穫物を乾燥させる機能を併せ持つ一方、海に面する集落では防風及び海産物を乾燥させる機能を併せ持ってきた。特に防風を主目的とした大沢・上大沢集落の「間垣」の存在は昭和初頭から郷土史やメディアの知るところとなり、結果的に「間垣」が残されてきた経緯がある。「間垣」の骨組みは、支柱、横材及び地面に斜めに設置する補強材から構成され、材質はクリ又はアテが主流である。アテは、能登半島に自生するアスナロの変種であるヒノキアスナロという樹種で耐久性が高く、湿気にも耐えるので、家屋の基礎、漆器の素地等にも用いられてきた。また、防風のために支柱の間に高さ4mから5mの竹を垂直に並べるが、特に自生のニガタケが選ばれたのは真っすぐに成長し、上部のみに枝葉が茂り、細く強いという特徴が防風に適しているためだと考えられている。

ほとんどの民家が能登の黒瓦葺き切妻屋根をもち、外壁もアテの下見板張りで統一されている。上大沢集



図2-1 「大沢・上大沢の間垣集落景観」の位置



図2-2 臨海部の低地に形成された中世に由来する集落(大沢地区)

落の民家周りは、岩海苔を乾燥させたり、植栽等をおいたりする庭と集落内道路が一体となっており、このような路地空間が集落全体の一体性をさらに高めている。また、集落から離れて分散する小面積の棚田では、運搬の重労働を軽減するために稲を十分に乾燥させ軽量化するために設置されたニガタケやアテで作られた多数のイナハザが設置されており、稲のハザ干しが山間部及び集落内に一斉に広がる風景は特徴的である。

このように、古来より身近な自然資源を最大限に活かす生活を基盤とし、稲作及び海藻採取を含む漁業によって自給自足を貴重とする生業が営まれ、大沢・上大沢集落は形成されてきた。流通形態や交通手段の変化に伴い、後背地の林産業に伴う加工業及び海運業が盛んであった時期もあったが、現在は山間部における稲作及び沿岸部の岩場におけるワカメ、モズク、イワノリ採取等の海藻採取が主要な生業である。

日本海に面した気候条件が厳しい半農半漁の地域において、里山里海の自然資源を最大限に活用し、稲作のハザキや「間垣」と呼ばれる独特な屋敷囲いによって形成されてきた大沢・上大沢の間垣集落景観は、我が国民の生活・生業を理解する上で欠くことのできない文化的景観である。／出典：『月刊文化財』第624号、一部修正



図2-3 冬の季節風を避けるために廻らされた間垣（大沢地区）



図2-4 稲を軽量化し、海岸部の集落に運びやすくするためのハザ干し（上大沢地区）

問垣の里づくり計画－能登・問垣の里 文化的景観保存計画－

第1章 計画の概要－問垣の里づくり計画の策定概要

1. 計画策定の背景と目的

(前略)

輪島市では、平成20年度から23年度にかけて「輪島市文化的景観保存調査」(以下「保存調査」)を実施し、輪島市における文化的景観の保護にいち早く取り組む地区として、「問垣の里」(大沢町・上大沢町)を対象として詳細調査を実施しました。調査では、問垣の里の文化的景観としての特性を明らかにするとともに、文化的景観を活かした地域づくりをすすめるための諸課題について検討を行いました。(中略)

今後の問垣の里の地域づくりを考えると、住民自身が地域の将来像を見据え、現在の私たち、そして次世代の子どもたちが豊かに暮らすことのできる空間を継承し、創出していくことが大切です。そのためには、地域の課題を共有するとともに、ふだん何気なく目にしており、ともすればその価値が気付かれにくい地域にある資源を認識し、まもり育て、活かすための方策とその実行が求められます。

本計画は、文化的景観保存計画の策定および景観計画の改訂を目的の一部としていますが、従来の行政中心により策定されるものではなく、地域住民が自らの計画として実行し、また見直ししながら更新していくことを目的に策定したものです。また、策定にあたっては、保存調査の結果を踏まえつつ、地域でのワークショップ等を重ねながら、今後地域ぐるみで取り組む「問垣の里づくり」の計画としてとりまとめを行いました。

2. 問垣の里の位置と計画対象範囲

(前略)

本計画の対象範囲は、輪島市大沢町および上大沢町の全域(面積1,490ha)とします。なお、保存調査の際は、上大沢町に隣接する西二又町域の一部も対象範囲としましたが、西二又町については、今後文化的景観地区の範囲が拡大された際に検討を加えることとします。

(図2-5参照、付図一部略)

3. 計画の位置づけ

(前略)

輪島市では、平成24年3月に第1次輪島市総合計画「後期基本計画」(平成24年度から平成28年度)を策定しています。(中略)輪島市の将来像として、「“あい”の風がはぐくむ快適・活気・夢のまち－歴史が息づき人が輝くまちづくり－」がキーワードとして掲げられています。

問垣の里はまさに、輪島の発展をもたらした“あい”の風とともに生きる先人の知恵と、中世から連続と続けられてきた暮らし・生業が生み出した文化的景観を今に伝える集落です。

本計画は、問垣の里地区の文化的景観保存計画および景観計画(輪島景観重点地区の景観形成基準等)を包括するとともに、観光や農林・水産、地域整備等のさまざまな関連施策と連携しながら、地域資源を活かした持続的な里づくりの目指すべき将来像とその具体的な方策・行動計画を示したものです。(図2-6参照)

4. 計画の進め方

本計画は、問垣の里が地域ぐるみで実行していく計画です。まずは、ワークショップなどで出された、地域でいち早く取り組むべきプロジェクトを先行的に実施し、実験的な取り組みも含め、具体的な実施体制や方法、資金の確保などの課題をひとつずつ克服していくことが重要です。

また、本計画は具体的な取り組みとして実行する中から、新たに浮かび上がる課題や可能性を反映し、随時見直しを行っていくことが必要です。また、計画がどの程度進行しているか、地域を取り巻く状況の変化に対応したものになっているかを定期的にチェックしたり、継続的な実施が困難なものや実効性が乏しいものについては計画内容を再検討したりすることが大切です。こうした作業の積み重ねが、持続的な問垣の里づくりの実現につながっていくのです。(図2-7参照)

(図2-7参照)

第2章 問垣の里のふるさと資源－現況と課題－

1. 問垣の里の文化的景観の特性と現況

(1) 問垣の里の文化的景観の特性

「輪島市文化的景観保存調査」(以下「保存調査」)では、次のような問垣の里の文化的景観の価値が明らかにになりました。この文化的景観の価値を適切に

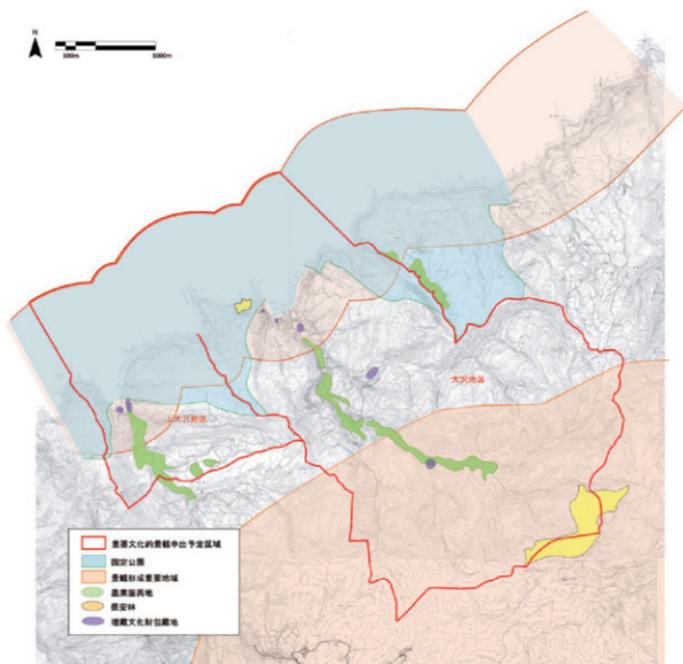


図 2-5 計画対象範囲・重要文化的景観選定範囲図

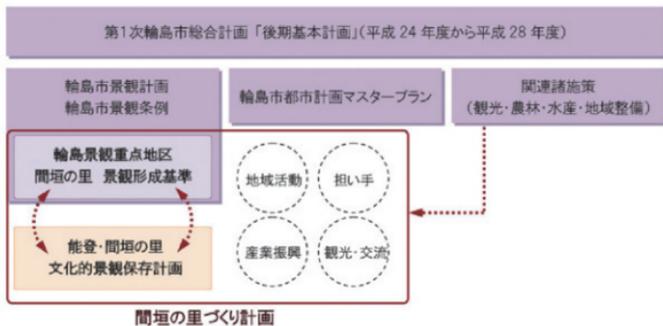


図 2-6 計画の位置づけ

保全し後世に継承することが、今後の間垣の里づくりにとって不可欠です。

中世臨海荘園である志津良荘を起源とし、中世以降海を舞台とした人々の営みの中で、日本海に面した厳しい自然条件に適応しながらも、海辺・山林の資源を最大限に活用しながら展開されてきた、間垣の集落と里山・里海の文化的景観

(以下略)

(2) 土地利用

(略)

(3) 景観構造

①景観単位

保存調査では、間垣の里の土地利用特性を踏まえ、「集落地区」「農用地区」「山林・海岸地区」3つに区域区分しましたが、本計画では、「集落地区」、農用地を含む「里山地区」、「里海地区」の3つの景観単位として把握しました。

(図2-8参照)

②景観構造

(略)

2. 間垣について

(1) 間垣の現状と特徴

(略)

(2) 風との関係

(略)

(3) 維持管理上の課題

①材料供給

大沢・上大沢ともに、高齢化や営農環境の変化により里山の手入れが行き届かなくなっていることにより、採取可能なニガタケが減少しています。とくに上大沢では、主要な供給地であった西二又川河岸一帯が護岸整備されたことによって、地区内での安定供給が不可能になっています。所有者の中には、自身の耕作地内の休耕田でニガタケを増やしているケースがあるものの、採取や管理がしやすいとまった規模のニガタケ供給地が減少していることが、伝統的な間垣を維持できない大きな原因となっており、間垣の里におけるニガタケの安定的供給源の確保が急務となっています。

また、ニガタケだけでなく、支柱に使用するため山から切り出していたアテ材も現在では製材所から購入する人が多くなっているほか、管理の手間が省けることや、間垣の背後の空間利用がより効率的になることから、鉄骨を使用したいという人も増えて

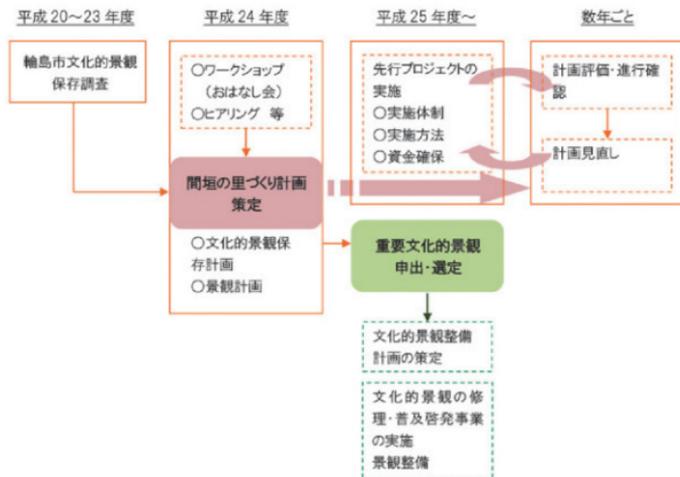


図 2-7 計画の進め方

います。さらに、鉄骨の使用に伴って間垣の基礎部についても石積みからコンクリートに変化したり、ブロック塀と合わせてトタン等が使用されたりしており、景観の変化につながっています。

②作業労力

ニガタケの切り出しや間垣の補修作業は、かつては農作業の一環で行われていたもので、本来は夫婦や親子など家単位で行うことが一般的でした。若い世代が減少している今日、単身高齢者が自ら行うことはきわめて困難であり、大沢では業者委託する家も出てきています。このような作業の外部化によって、これまで家族や地域で共有されていた知恵や技術が継承されにくくなってきています。

上大沢では、かつて主要なニガタケ採取地であった西二又川の護岸整備が進んだことで集落近傍での採取が困難になり、切り出し作業が重労働化してい

ます。

③所有者にのしかかる負担

集落全体を間垣で覆っている上大沢地区と異なり、大沢地区では、間垣は所有者の財産という意識が強くなり、地域全体の財産という意識が比較的希薄となっています。また、間垣所有者で構成する「大沢間垣保存会」(大沢)、「西保間垣の会」(上大沢)には、輪高市から補助金が出されていますが、一戸あたりの分配金はごくわずかの額であり、作業手間などを考えると所有者にとってはかえって大きな負担となっているのが現状です。

また、大沢町長手など擁壁上に設置されている間垣では、外側(海側)からの補修作業は大きな危険が伴い、とくに女性や高齢者の場合、個人所有者が作業することにはおのずと限界があります。

④空き家の増加

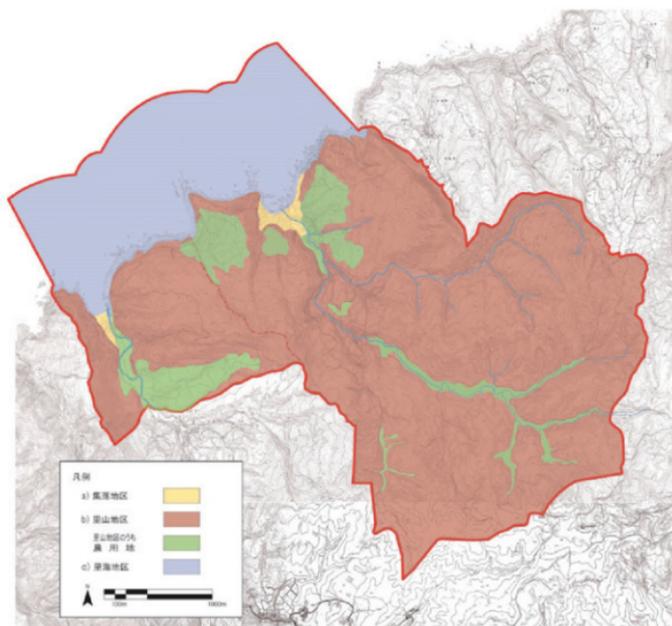


図2-8 景観単位区分図

大沢では空き家が増加しつつあり、防災・防犯上も、景観上も問題となっていますが、とくに間垣を所有する家の場合には、維持管理を地区としてどのように担っていくかが今後の課題といえます。

3. 間垣のふるさと資源

間垣の里の地域資源は、間垣や集落景観といった有形の要素（景観資源）だけでなく、伝統行事や地域活動、食文化といった無形の要素も数多くあります。今後の間垣の里づくりをすすめるにあたっては、こうした有形無形の「ふるさと資源」を適切に保全・継承すること、またその魅力をより引き出していく取り組みがきわめて重要となります。

(1) 景観資源（文化的景観の重要な構成要素）

間垣の里のふるさと資源のうち、文化的景観の構成要素でもある景観資源について、本章第1節で示した4つの景観単位、所有者・管理者、保存・管理の状況、および文化的景観保存計画において重要な構成要素として特定するものについてはその基準を示します。なお、景観単位および重要な構成要素の特定基準は、表2-1にもとづき整理することとします。

① 主要な構成要素である間垣

大沢町・上大沢町の間垣については、特定基準のI・II・III・IV・Vに該当し、当該地域において最も主要な文化的景観の構成要素です。間垣の維持管理や整備にあたっては、次の事項を守ることとします。

- ・壁体の素材はなるべくニガタケを使用することとし、板材などに变化したのものについてもニガタケを使用した伝統的な形態に戻すよう努める。
- ・支柱や横材などの構造材についても、なるべく自然素材を用いることとする。
- ・間垣と一体的に景観を形成する石垣や樹木についても保存に努める。

ただし、それぞれの間垣は、立地条件（平地・崖地・川沿い等）や利用形態（防風のみ・ハブとの兼用）、世帯人数など所有者の属性によって置かれている状況は異なるため、基準や支柱のあり方は、その都度

専門家等の助言を得て、景観に配慮した上で、管理手間を省力化したり、敷地が有効利用できるように強度の向上をはかるなど、技術的な工夫を施すことが望ましいと考えられます。

（図2-10～15参照）

② 大沢町の景観資源

大沢町における文化的景観の重要な構成要素として抽出した景観資源は表2-2のとおりです。その他、文化的景観の重要な構成要素としては選定していませんが、集落から耕作地に至る林道や輪島塗の発展を支えたアラカタ作業の歴史を物語る旧荒挽き作業場については、間垣の里の文化的景観の価値を構成する要素として適切な保存・活用をはかっていくこととします。

（付図略）

③ 上大沢町の景観資源

上大沢町における文化的景観の重要な構成要素として抽出した景観資源は表2-3のとおりです。

(2) 間垣の里の伝統行事・祭礼など

（略）

(3) 間垣の里の人的資源・地域活動

（略）

4. 間垣の里の文化的景観としての価値と課題

前項までに述べた間垣の里の文化的景観としての価値とそれぞれの課題は下表のように整理することができます。これらの課題に対応しながら、文化的景観としての価値を適切に継承していくために、間垣の里づくりの基本方針（文化的景観の保存に関する基本方針）を次章に定めるものとします。

（表2-4参照）

第3章 間垣の里づくりの基本方針と取り組み方策

1. 間垣の里づくりの基本方針

大沢町、上大沢町では、人々は中世以降、厳しい自然条件に適応しながら、里海や里山の資源を活用し、海を舞台とした営みの中で固有の文化を育んできました。しかし、近年では、高齢化が一層進み、間垣の修理工が困難になるなど地域の活力や生活の利

表2-1 景観単位区分と重要な景観構成要素の特定基準

景観単位	a 集落地区	b 里山地区	c 里海地区
	I	間垣の里の骨格として景観形成上重要であるもの	
II	形態・意匠・技術・素材について顕著な固有性をもつ資源として重要であるもの、およびその供給源等関連する資源		
III	地域の生産ととくに密接に関連する資源として重要であるもの		
IV	地域の自然的特性を顕著に示す資源として重要であるもの		
V	地域の歴史的特性を顕著に示す資源として重要であるもの		
VI	地域活動の拠点として重要であるもの		
VII	その他景観上の核として重要であるもの		

便性の低下が見られます

そのため、間垣のある風景を地域のかげがえのない共有財産として認識し、間垣の修理や維持・管理を地域ぐるみで取り組む必要があります。また、長い年月をかけて育んできた歴史や文化を次世代に継承し、地域の魅力的な資源を活用することで間垣の里のファンを増やし、観光や交流の促進により住み続けられる地域づくりを行うことが必要だと考えられます。

このような状況を踏まえ、間垣の里づくりの基本方針を次のとおり掲げ、輪島市景観計画との整合性を図るとともに、住民と行政、事業者が連携・協力して取り組むこととします。

基本方針1：間垣の里の景観構造を適切に保全する

表2-2 大沢町の景観資源（重要な構成要素）一覧

番号	名称	種別	管理者	特定基準	景観単位
1	里道輪島浦上線 (里道28号)	公共施設	石川郡	I	a, b
2	市道	公共施設	輪島市	I	a, b
3	谷取川	水系	輪島市	I	a, b
4	桶滝川	水系	輪島市	I	a, b
5	滝	水系	輪島市	IV	b
6	農業用ため池・水路	水系	大沢区	III	b
7	大沢漁港	公共施設	輪島市	I・III	c
8	越の里 楓貸し谷 ポケットパーク	公共施設	輪島市	VI	a
9	静浦神社	建造物	大沢区	V	a
10	堂高寺	建造物	個人	V	a
11	輪島市役所西保出張所	建造物	輪島市	VI	a
12	旧西保中学校舎	建造物	輪島市	VI	a
13	画	石造物	大沢区	V	a
14	画	石造物	大沢区	V	a
15	石碑	石造物	大沢区	V	a
16	石碑	石造物	大沢区	V	a
17	石碑	石造物	大沢区	V	a
18	石碑	石造物	大沢区	V	a
19	筒井家墓地	墓地	個人	V	a
20	イチヨウ	樹木	輪島市	VI	a
21	大沢の農地	農地	個人	III	b
22	ニガタケ供給地	林野	個人	II	b
23	大沢の岩礫	岩礫	大沢区	III	c

表2-4 間垣の里の文化的景観としての価値と課題

	自然・地形	歴史	生業
価値	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海特有の季節風と狭小な谷地形 ・日本海に臨む小湾に面した集落 ・急傾斜地と耕作地に間垣の材料であるメダケ（「ニガタケ」）が生育 	<ul style="list-style-type: none"> ・中世の臨海荘園「津津良荘」を起源とし、海に向かって集落を形成・保持してきた ・とくに大沢は日本海沿岸の要港として発展した輪島を支える地廻り海運拠点のひとつとしての役割を担った 	<ul style="list-style-type: none"> ・海沿い・山林の資源を最大限活用した生活・生業 ・限られた傾斜地と水系を利用した耕作 ・里山資源を利用した間垣やイナハザ ・輪島産の発展を支えたアラカタづくりの隆盛を伝える作業場や煙草室
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルの変化による里山の荒廃 ・河川整備によるニガタケ主要採取地の喪失 	<ul style="list-style-type: none"> ・文献史料等の継続的な調査と歴史的価値の共有・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、人口減少に伴う耕作放棄地の増加 ・空き家の増加 ・間垣やイナハザ技術の次世代への継承

間垣の里は、連続する里海～集落～里山で構成されており、これらの土地利用が相互に関係性を保持することにより現在の景観構造が形成されています。文化的景観の価値を表出するものであり、輪島市景観計画との連携により適切な保全をはかります。

基本方針2：大沢・上大沢らしいニガタケの間垣の風景をまもり育てる

ニガタケの間垣がある風景は大沢・上大沢に固有のものであり、地域の共有財産として後世に継承していくことが必要です。生業やコミュニティが変化しつつある今日、間垣の価値や目指すべきあり方について共通理解を深めるとともに、ニガタケをはじめとする材料の安定供給および間垣技術の着実な継

表2-3 上大沢町の景観資源（重要な構成要素）一覧

番号	名称	種別	管理者	特定基準	景観単位
1	里道輪島浦上線 (里道28号)	公共施設	石川郡	I	a, b
2	市道	公共施設	輪島市	I	a, b
3	西二又川	水系	輪島市	I	a, b
4	農業用ため池	水系	上大沢区	III	b
5	上大沢舟だまり	漁港等	輪島市	I・III	c
6	日吉神社	建造物	上大沢区	V	a
7	上大沢集会所	建造物	上大沢区	VI	a
8	匂仏上人の碑	石造物	上大沢区	V	a
9	稲澤尊記念の碑	石造物	上大沢区	V	b
10	ケヤキ	樹木	個人	VI	a
11	クロマツ	樹木	個人	VI	a
12	ヨノミ	樹木	個人	VI	a
13	農地	農地	個人	III	b
14	ニガタケ供給地	林野	個人	II	a
15	インガラの土手	防波堤	上大沢区	IV	b
16	上大沢の岩礫	岩礫	上大沢区	III	c

承をはかります。

基本方針3：間垣の里づくりに地域ぐるみで取り組む

所有者の負担が増大しつつある間垣作業を地域全体、また地域外のサポーターが担い支えるしくみを構築するとともに、農作業をはじめとする集落の共同作業や規範の再構築をはかります。

基本方針も間垣の風景づくりから総合的な里づくりへ展開する

間垣の風景づくりを推進する中で、地場産業の振興や観光活動の導入をはかり地域内外の交流を活性化していくとともに、間垣の里の暮らしの豊かさを高め、地域の活力を総合的に高めていく取り組みへとつなげていきます。

2. 方針ごとの取り組み方策

2-1 間垣の里の景観構造を適切に保全するための方策

①里海～集落～里山の景観保全

間垣の里は、連続する里海～集落～里山で構成されており、大沢町、上大沢町のそれぞれにおいて景観構造を守ります。また、景観の単位である、集落、農用地、里山、里海の4地区の方策を次のとおり整理します。

○集落の保全

(前略)

今後は、景観法等を活用し、建築物や工作物の規制・誘導を行うことで、集落景観の保全を図ります。

○農用地の保全・活用および里山の維持・管理

(前略)

今後は、農道の整備などによる営農環境の改善を進めるとともに、米やジャガイモなどの農産物の加工・販売等、農業の6次産業化に向けた取り組みを検討し、農用地の保全・活用を図ります。

○里海の保全

(前略)

今後は、農用地や里山の保全・活用による水量の確保、生活排水の改善等による水質の確保、生業に十分に配慮した漁港の整備、国定公園の届出制度の活用等により、里海の保全を図ります。

②主要な公共施設の適切な整備、維持・管理

○景観重要公共施設の指定

(前略)

間垣の里の骨格を構成し、景観形成上特に重要である道路、河川、漁港等の公共施設を景観法に基づく景観重要公共施設に指定します。また、これらの施

設の整備は、景観計画に定める整備方針に基づき、実施することとします。

③間垣の里の景観構造を体感できる場の整備

○眺望点や回遊コースの設定・整備

(前略)

主要な眺望点や里海～集落～里山をめぐる回遊コースを設定し、案内サインの設置や眺望を遮る森林を適切に維持・管理するなどにより、景観構造を体感するための工夫をします。

○眺望点や回遊コースからの眺めに配慮した建築物・工作物の誘導

(前略)

建築物・工作物の新築や増築、地形を改変する行為について景観形成基準を定め、大沢町、上大沢町の景観構造を継承します。

(付図略)

2-2 大沢・上大沢らしいニガタケの間垣の風景をまもり育てるための方策

①地域の財産としての共通目標づくり～「(仮)間垣憲章」づくり

○間垣作業の体験共有

(前略)

材料や技術、作業労力など間垣をとりまく現状を地域で共有するためにも、間垣作業の体験を所有者以外の住民も共有することが大切です。

すでに取り組みを始めているニガタケ採取や間垣補修作業の体験会を継続しながら、こうした体験の共有をもとに今後のあり方を皆で考え実行していく礎とします。

○間垣の効能の再認識～住民による「(仮)間垣憲章」づくり

(前略)

間垣の効能や便益を住民が再認識し、間垣とともにある暮らし方の羅針盤となる「(仮)間垣憲章」づくりをすすめます。

②ニガタケの安定的な確保

○既存のニガタケ供給地の管理

(前略)

現在のニガタケの情報の収集と提供、里山(山道やニガタケ採取地)の手入れ、低・未利用地を活用したニガタケ栽培などに取り組み、ニガタケの安定的な確保を進めます。

○新たなニガタケの育成と共同管理

河川整備などにより、まとまった規模のニガタケ供給地が激減し、集落近傍で安全に採取しやすい場

所が不足していることから、休耕田等を利用して共有で使用できる新たなニガタケ畑づくりをすすめます。その際、除草などの管理作業や、管理道路の維持管理も、所有者をはじめとする共同作業として実施していくとします。

③河川の適切な管理と再生

河岸や多湿地を好むニガタケの主要な供給地であった河川は、護岸を新工法による河川緑地（ニガタケ供給地）として再生していくことを目指します。その際、河畔・河道植生の再生も同時にはかることとします。

河川の管理については、ローカルルールによる弾力的運用をはかり、住民が積極的に関与できるシステムを構築していくことが重要です。

2-3 間垣の里づくり地域ぐるみで取り組むための方策

①間垣作業を皆で担い支えるしくみづくりー「(仮)間垣サポーターバンク」の創設

○支援を要する所有者の情報収集
間垣所有者の高齢化や空き家の発生などにより、間垣の維持管理・修理を担う人材が不足しています。そのため、間垣の修理に関する要支援者リスト作成や相談窓口の設置、ボランティア等の受け入れを進め、間垣の維持・管理が適切に行える仕組みづくりを進めます。

○間垣の維持管理システム「(仮)間垣サポーターバンク」の創設

ニガタケの安定確保と間垣の修理を円滑に行うため、(仮)「間垣サポーターバンク」を創設し、持続的に間垣の維持管理・修理が行える仕組みづくりの構築を検討します。

単身高齢者などニガタケ採取や補修の作業が困難であったり、材料が不足しているために支援が必要な間垣所有者と、所有者ではないが作業支援が可能な人やニガタケ材の提供が可能な人、また学生ボランティアや地域外のサポーターをマッチングし、「ひと(作業員)」「もの(ニガタケ)」「かね(作業費)」を循環させていくことをめざします。

(付図略)

○共同利用空間に間垣を増やし、風景を豊かにする
現在、間垣は海や河川に面している敷地を中心に整備されていますが、以前は、その他の敷地にも見られました。間垣の補修を行う人材の育成や技術の継承のためにも、家屋だけでなく公民館や集会所、公衆便所等の公共施設や共同管理施設で新たに間垣

を整備することなどにより、集落の風景を豊かにしていきます。

②間垣技術の着実な継承と新たな構築

○間垣の維持管理・修理技術に係る技術の継承(前略)

ニガタケの採取、間垣に適した三年物のニガタケの選別、間垣の補修(ニガタケ差し、結束等)、土台の石積みなど、間垣にかかわる様々な技術を適切に継承するため、住民やサポーターが参加しての研修会の開催や、誰にでもわかりやすい手引書の作成などをすすめます。

○文化的景観の価値を担保した新たな間垣の伝統づくり

材料不足や管理手間の負担増大、単身高齢世帯の増加等によって間垣の形態は簡素化・多様化しつつあり、このことが景観の乱れにつながっていることから、一定の目指すべき間垣様式を設定し風景を整えていく必要があります。一方で、立地条件や利用形態、世帯人数など所有者の属性を考慮すると、伝統的な形態に統一することは必ずしも現実的ではありません。

間垣の里の文化的景観の価値を担保しつつ、管理や施工のし易さ、強度や耐久性の向上、空間の有効利用などを考慮したうえで、建築や土木の専門家等の助言を得て試行錯誤をしながら適切な材料や工法を検証・選定し、地域の実情に即した新しい間垣伝統の創造が必要になっています。

(付図略)

③希薄化した共同作業や規範の再構築

○協働による間垣の里づくりの推進(前略)

「(仮)間垣サポーターバンク」などを通じて地域全体で担い支える間垣の風景づくりは、景観の形成だけでなくコミュニティの再生や農業・漁業を基盤とした新たな共通意識や規範の醸成につながっていきます。

2-4 間垣の風景づくりから総合的な里づくりへ展開するための方策

①身近な風景・空間の質の向上

○建築物・工作物の外観の継承(略)

○サインやファニチャーの統一等(略)

②地域のストックの活用

○空き家等の活用

- (略)
- 多様な人材の活用
- (略)
- 産業との連携による活性化の推進
- (略)
- ③間垣の里の魅力発信と交流機会の創出
- 地域プロモーションの展開
- (略)
- 滞在型観光の充実
- (略)
- ④暮らしの安全・安心の向上
- 地域防災力の強化
- (略)
- 日常生活の利便性の改善・向上
- (略)

第4章 間垣の里づくりの景観ガイドライン

1. 文化的景観の保存に配慮した土地利用方針と行為規制

(1) 景観単位ごとの土地利用の方針

a) 集落地区

- ・間垣の里の固有かつ重要な景観構成要素である間垣については、その維持管理および修理を支援するとともに、自然素材を用いた伝統的な様式へと誘導をはかります。
- ・黒色を基調とした瓦葺き切妻屋根と下見板張りの民家を中心とした統一的な家並みを継承し、里山・里海と一体となった集落景観を保全します。
- ・景観の骨格を形成する道路や河川については景観重要公共施設に指定し、適切な維持管理に努めます。
- ・地域の歴史文化の象徴でありコミュニティの拠りどころとしても重要な寺社については、景観重要建築物に指定し、適切な維持管理に努めます。

b) 里山地区

- ・ニガタケをはじめとする間垣やイナハザの材料の安定的な供給のための植生等の管理と、農用地や水系を含めた総合的な管理システムを構築します。
- ・観光資源である滝へのアクセスや、眺望点であるあずまやからの眺望を確保するため、繁茂した雑木林の管理に努めます。
- ・農用地地区では、間垣の材料であるニガタケの安定的な供給のための植生等の管理と、農用地や水系を含めた管理システムを維持修復しつつ、農地の継承に努めます。また、イナハザが設置された伝統的な水田・畦道の風景の維持に努めます。

- ・農振地については、農業振興地域整備計画等の方針にともなって、文化的景観の保存に配慮した地域の営農の取り組みを推進します。

c) 里海地区

- ・景観の骨格を形成する港湾、舟だまりについては景観重要公共施設に指定し、適切な維持管理に努めます。
- ・イワノリの採取地である岩場は地域の生業にとって重要であり、岩礁の保全に努めます。

(2) 土地利用規制法等による行為規制

(略)

2. 文化的景観の重要な構成要素にかかる行為規制

①大沢町

(表2-5参照)

②上大沢町

(表2-6参照)

3. 輪島景観重点地区の指定による景観誘導

間垣の里づくりの基本方針である里海-集落-里山の景観構造を守り、住まい方・暮らし方を継承し、生活環境を向上させるために、本計画の対象区域を輪島市景観計画に基づく「輪島景観重点地区」に指定し、建築物等の規制・誘導を図ります。

(付図略)

(1) 建築物等の規制・誘導

(略)

(2) 景観重要公共施設の指定・整備

①景観重要公共施設の指定

間垣の里づくりを実現するためには、間垣の里ふさと資源の適切な維持・管理が必要です。このため、間垣の里づくりの骨格を構成し、景観形成上、特に重要な公共施設を景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、整備に関する事項を定めます。

(表2-7参照、付図略)

②景観重要公共施設の実態

景観重要公共施設は、適切に施設の維持・管理を図るとともに、次の整備方針に基づき、整備することとします。

[原道38号(主要地方道輪島浦上線)]

○現況・特性

(前略)

西保海岸沿いでは、夕日が日本海に沈む絶景、ゾウゾウ鼻見晴らし展望台から望む日本海への一望、天気の良い日の軸倉島への眺めなど、豊かな自然を体感できる場として、また、主要な景観構造の1つとして位置づけられる。さらに、集落に隣接する部

分では、漁港や河川とともに、間垣や集落と一体となった景観の構成要素であり、間垣の里づくりを進める上で重要な施設である。

○整備方針

- ・集落付近の区間では、間垣や集落と一体となった沿道景観の形成を図る。このため、道路の安全施設や付属施設及び占有物は、間垣や集落景観と調和した形態や意匠となるよう配慮する。
- ・その他の区間では、自然景勝地や緑地などの自然環境と調和を図る。また、生活者、来訪者の安全性を確保するために必要な道路改良等に当たっては、地形の変更を極力避けるなど、自然環境に十分に配慮する。

[谷坂川、桶滝川、西二又川（支流を含む）]

○現況・特性

谷坂川、桶滝川、西二又川は、湾を成した日本海に面する集落、傾斜地の水田や畑、ニガタケの産地を含む里山を空間的につなぐとともに、集落や耕作地をうるおす資源であり、主要な景観構成要素である。

また、桶滝川では桶滝をはじめとする7つ滝があり、上大沢地区の耕作地は高低差が大きいことからため池が設けられる等、個性的な景観が見られる。さらに、集落付近の護岸は、石垣による整備が行われ、間垣と美しく調和した固有の景観を生み出している。

○整備方針

- ・集落の付近では、間垣や集落と一体となった景観の形成を図る。このため、河川の付属施設は、間垣や集落景観と調和した形態や意匠となるよう配慮する。
- ・集落の後背地では、里山、耕作地と調和した施設整備を図る。このため、施設整備に当たっては、地形の変更を極力避けるなど、自然環境や農漁環境、生態系等に十分に配慮する。

[大沢漁港、上大沢舟だまり]

○現況・特性

漁港は、集落の北側にあり日本海に開かれた漁業の拠点であり、県道が整備されるまでの舟運の玄関

表2-5 文化的景観の重要な構成要素にかかる行為規制（大沢町）

種別	構成要素	現状変更および保存に影響を及ぼす行為	景観計画にもとづく行為規制	他の土地利用規制	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為
道路	県道輪島浦上線	・道路の拡幅 ・道路線形の変更	【景観重要公共施設の指定】景観計画に則した整備および許可基準	【道路法】	
	市道	・道路線形の変更	【景観重要公共施設の指定】景観計画に則した整備および許可基準	【道路法】	
谷坂川	桶滝川	・流路・護岸の人為的な変更 ・土地の占用・工作物の新設等	【景観重要公共施設の指定】景観計画に則した整備および許可基準	【河川法】	
水系	滝			(桶滝のみ) 【石川県文化財保護条例】	
	農業用ため池・水路	・間壁など土地の形質変更 ・水路の線形・構造の変更	【景観形成基準】		
漁港等	大沢漁港	・堤防拡張 ・改修	【景観重要公共施設の指定】景観計画に則した整備および許可基準	【港湾法】	
建造物	静浦神社	・増築 ・改修	【景観形成基準】		・増築 ・改修
	臺高寺	・増築 ・改修	増築、改築、移転、建築物の外観を変更する修繕・模様替え・色彩の変更		・移転
	輪島市役所西保出張所 旧西保中学校				
工作物	間垣（石垣含む）	・改修（維持管理や更新のための行為は除く）	【景観形成基準】		・間垣（土台の石垣等含む）の改修【別途：間垣の修繕・修葺方針】
	祠	・改修・移設（維持管理等の行為は除く）			・移設
	石碑	移設			・移設
	筒井家墓地	移設			・移設
農地	農地（大沢）	・宅地等への転用	【景観形成基準】	【農振法】	
林野	ニガタケ供給地	・宅地等への転用	【景観形成基準】	【森林法】	

口であった。また、漁港を含む海辺付近は、ワカメやテンジクサ、ノリの採取場であり、海産物を干す、日を見る場であるとともに、釣りを楽しむ観光客が訪れるなど、暮らしや生業として重要な場所である。

また、海辺や漁港と間垣で構成される景観は、本地区を代表する景観であり、かけがえない財産である。

○整備方針

- ・集落の付近では、間垣や集落と一体となった景観の形成を図る。このため、施設整備は、間垣や集落景観と調和した形態や意匠となるよう配慮する。
- ・海浜付近は生業の場であることから、施設の整備に当たっては、海岸沿いの景勝地や自然環境、海産資源に十分に配慮する。

4. 間垣および関連要素にかかる修理・修景ガイドライン

(1) 間垣とその関連要素の保全

保存調査では、壁体の材料をもとに間垣を3つのタイプに分類しましたが、壁体だけでなく支柱やコブチ、基礎部や土台、開口部も含めた間垣を構成する要素は相互に密接に関連しているため、関連要素も含めた全体を間垣として捉え、その維持管理と修理のあり方を考える必要があります。

また、混合タイプとして分類された、木板等とニガタケを混合使用した間垣については、観光資源としての間垣には少しでもニガタケを差すのが望ましい、という大沢町の所有者による自主的なはたらきかけによるものであり、こうした所有者の意識も尊重していくべきものです。

さらに、ニガタケの間垣という大沢町・上大沢町

表2-6 文化的景観の重要な構成要素にかかる行為規制（上大沢町）

種別	構成要素	現状変更および保存に影響を及ぼす行為	景観計画にもとづく行為規制	他の土地利用規制	文化庁長官への現状変更の届出を要する行為
道路	県道輪高浦上線	・道路の拡幅 ・道路線形の変更	【景観重要公共施設の指定】景観計画に則した整備および許可基準	【道路法】	
	市道	・道路線形の変更	【景観重要公共施設の指定】景観計画に則した整備および許可基準	【道路法】	
水系	西二又川	・流路・護岸の人為的な変更 ・土地の占用・工作物の新設等	【景観重要公共施設の指定】景観計画に則した整備および許可基準	【河川法】	
	農業用ため池	・開墾など土地の形質変更 ・水路の掘削・構造の変更	【景観形成基準】		
漁港等	上大沢舟だまり	・堤防拡張 ・改修	【景観重要公共施設の指定】景観計画に則した整備および許可基準	【港湾法】	
建造物	静浦神社	・増築 ・改修	【景観形成基準】		・増築 ・改修 ・移転
	旧西保中学校	・増築 ・改修	【景観形成基準】		
工作物	間垣（石垣含む）	・改修（維持管理や更新のための行為は除く）	【景観形成基準】		・間垣（土台の石垣等含む）の改修【別途：間垣の修理・修景方針】
	句仏上人の碑	・移設			・移設
	施施着記念の碑	・移設			・移設
農地	農地（上大沢）	・宅地等への転用	【景観形成基準】	【農振法】	
林野	ニガタケ供給地	・宅地等への転用	【景観形成基準】	【森林法】	
防波堤	インガラの土手		【景観形成基準】		
樹木	ケヤキ・クロマツ				盛土・切土 伐採・移植

表2-7 景観重要公共施設の名称・対象

区分	名称	対象
道路	県道 38号	県道 38号のうち、対象区域に含まれる区間
河川	谷取川、桶瀬川、西二又川（支流を含む）	谷取川、桶瀬川、西二又川のうち、対象区域内に含まれる区間
漁港	大沢漁港、上大沢舟だまり	大沢漁港、上大沢舟だまりの施設の範囲内

の文化的景観の特性を今後も保全していくためには、ニガタケをはじめとする材料の安定的な供給システムの確立と、間垣技術の継承が不可欠です。

(2) 間垣の風景の連続性の確保と風景づくりの考え方

補修作業の個別化や材料不足、管理手間の省力化などの間垣景観をとりまく状況の変化は、“家屋群を囲う連続性”や“地形や敷地との一体性”を低下させ、旧来の間垣景観の乱れを生み出しています。従来は近隣との連続性を重視しつつ間垣の修復が行われてきましたが、様式の簡易化、多様化は景観のよりどころを喪失させるだけでなく、景観的、機能的な不均衡が生じる原因ともなっており、“水平方向の連続性”に影響を及ぼしています。また、間垣の土台部分についても、コンクリート基礎の使用に伴い石垣がコンクリートに変化している例も増えており、“垂直方向の連続性”にも不調和が生じつつあります。

両方向の連続性は、間垣の里の景観構造の保全にとっても重要なものであり、海辺・川沿い・斜面地など立地特性に応じた連続性の回復を目指して、間垣の修理・修景をすすめていく必要があります。ただし、材料や労力不足の問題に加え、所有者や地域の実情に即した対応が必要であり、補修時期や構造材の取り替え時期をとらえて、段階的に修復を行っていくこととします。

(付図略)

(3) 各要素の修理・修景方針

① 壁体

壁体は、ニガタケを用いた伝統的な形態を今後も維持していくことが望まれます。

現在、木板等を混合使用したり、木板に代用されたりしている間垣については、補修作業の際に、なるべく隙間にニガタケを差して修景するようにします。また、大規模修理を行う際には、補助制度を活用してニガタケの間垣への誘導をはかります。

② 支柱

耐久性に優れたクリ材が伝統的に用いられてきましたが、それに代わるアテ材とともに、山から採取することが困難になり、管理の手間の省力化や背後空間の有効利用のためあって、鉄骨を使用するケースが増えています。

里山の資源を利用して維持されてきた間垣の文化的景観としての価値を適切に継承するため、クリ材やアテ材の使用を推奨し、鉄骨などに変化した間垣

についても、大規模修理の際には自然素材の支柱への誘導をはかります。なお、クリ材やアテ材の確保が困難な場合には、耐久性や景観上の適合性を考慮し、他の木材で代用することも検討します。

③ ヨコブチ

ニガタケの束を使用する間垣は少なくなっていますが、マダケや孟宗竹、丸太などの自然素材を用いるようにします。銅管やビニール管を使用しているものについては、大規模修理の際に自然素材への修景を誘導します。

支柱とヨコブチとの結束材については、従来フジブツが使用されていましたが、里山の管理がされにくくなっている現状では入手が容易ではないため、ロープや針金を使用する際には、黒または低彩度色のものを使用することとします。また、火災の発生時を考慮し、なるべく切断しやすい材料を選ぶこととします。

④ 基礎・土台

支柱材に鉄骨を使用するため、基礎をコンクリートで固定し間垣の土台を一体的にコンクリートで施工するケースが増えていることから、従来の石垣がコンクリートに変わり景観の大きな変化につながっています。

専門家等による助言・協力を得て、石積みの技術を継承するとともに、目地をモルタルで固定するなど構造補強の方策を検討し、景観に配慮した整備をすすめることとします。また、やむを得ずコンクリート工法を用いる場合には、明度を落としたり、表面に凹凸を付けて人工的な印象を緩和したり、また、ツル性植物などにより部分的に隠すなど、景観への影響を弱めるよう努めることとします。

⑤ 開口部

間垣には人や車の出入りなどのために開口部が設けられ、扉が設置されているものがあります。間垣の開口部に設ける扉は原則として木製とし、基調として使用する色彩は、輪島景観重点地区基準に適合するものとし、また、

第5章 間垣の里づくりの推進体制

1. 間垣の里づくりの担い手づくりへ向けて

(1) 間垣の里づくりの担い手

本計画は、住民が中心となって、必要に応じて行政や専門家、事業者や大学等との連携協力をはかりながら、地域ぐるみで実行していく計画です。計画を推進していくためには、事業の立案や運営、計画の進行状況の点検や計画内容の再検討といったマネ

ジメントを地域で担っていくことが重要です。

間垣の里づくりの担い手は、自治組織である「大沢区」・「上大沢区」、間垣の所有者が構成する「大沢間垣保存会」、「西保間垣の会」、老人会や婦人会等の既存組織を基本としながら、イベントの間僅などによるさまざまな内外の参画・交流機会を増やすことで、新たな担い手づくりにも取り組みます。

また、自律的な地域づくりを推進するため、具体的なプロジェクトを実施するための活動資金の確保や将来的な地域ビジネスへの展開などを視野に入れ、新たな活動主体を組織化することも検討します。

(2) 計画実行を通じた活動主体の組織化

①第1段階：先行プロジェクトの実施・重要文化的景観選定の申出

文化的景観保存調査の結果やワークショップ（おはなし会）などで住民から出された意見を踏まえ、まずは地域でいち早く取り組むべきプロジェクトを先行的に実施していきます。実施に際しては、既存の組織を中心とし、必要に応じて行政や専門家、大学等の協力を得ながら、まずできることから取り組むこととします。なお、計画の内容によっては、実行委員会を組織し、助成金を獲得することなども検討します。

こうした実験的な取り組みの成果や課題を踏まえ、今後の地域づくりにおいて継続的に実施していくために必要な活動主体や方法、資金確保などのあり方を考え、次の展開につなげていくこととします。

また、輪島市においては、重要文化的景観への選定申出を行うとともに、文化的景観の保存・活用を支援するための仕組みづくりを行います。また、景観計画をはじめとする関連施策において、文化的景観の保存・活用を通じた間垣の里づくりを適切に

推進するため、関連部局との連携強化をはかります。（図2-9、表2-8参照）

②第2段階：地域づくり推進主体の組織化・文化的景観の整備・活用

第1段階で実施した先行プロジェクトや実施を通じて新たに立案された計画の中から、効果や実施状況を考慮し重点的に取り組むべきものについて、実施を確実に推進するための活動主体を組織化することを検討します。組織化にあたっては、既存組織の特性を活かしつつ、得意分野や興味関心に応じて、分野ごとに部会（プロジェクトチーム）を設けることも効果的です。組織のあり方については、体制の整備や資金の確保など、新たに導入すべき機能にもとづいて、検討することとします。

輪島市では、地域や所有者の意向を踏まえ、間垣やニガタケ林をはじめとする重要な構成要素の整備や、間垣材の需要と供給をマッチングするための仕組みづくりなど、文化的景観の整備・活用のための事業を実施していきます。事業の実施にあたっては、地域における間垣の里づくりの取り組み状況を適切に把握しながら、より効果的な支援につながるよう連携体制を構築します。

③第3段階：（仮）間垣の里づくり推進協議会の設置

地域、行政の取り組みを進めていく中で、総合的な間垣の里づくりを推進する組織として、（仮）間垣の里づくり推進協議会（以下「協議会」）を設置

表 2-8 ワークショップで出された今後の取り組みに関する主なアイデア（平成24年度大沢町）

項目	具体的アイデア（◎はいち早く取り組む意向の強かったもの）
間垣の維持管理や修理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◎ゴミ箱など公共的な設置物を間垣で囲んで修繕する ◎ニガタケ育成地の情報収集（保存会） ◎アジリなどの共同作業 ◎ボランティア受入れのための体制構築・依頼する作業内容の検討 ◎間垣所有者以外の住民が大沢郵便局などで間垣づくりの研修をする ◎所有者だけでなく村全体の財産としてまとめる仕組みづくり
交流・もてなしに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◎湯めぐり ◎夕日を鑑賞する観光漁船 ◎観光客への飲食の提供、休憩場所の設置 ◎ボランティア等に間垣の里を楽しんでもらうためのもてなし ◎公衆トイレの設置
地域の魅力発信に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ◎間垣の里の春夏秋冬の写真展開催 ◎ホームページやフェイスブックの開設 ◎間垣の里産の海産物や農産物のブランド化 ◎資源のネットワーク化と発信



図 2-7 間垣の里 news（平成25年2月より大沢町・上大沢町全戸配布／現在は輪島市教育委員会文化課発行）

します。協議会には、大沢区・上大沢区や各間垣保存会などの既存組織のほか住民有志、行政関係部局、必要に応じて専門家等が参画し、間垣の里づくりを推進するための計画立案、合意形成、実施運営を一元的に担っていくものとします。また、協議会が実施する各種事業を、専門的な技術やボランティアなどの労力面から支える「間垣の里サポーター」の役割も重要となります。

将来的には、(仮)間垣バンクの運営や維持管理・修理技術者の養成・確保などを担うとともに、とくに空き家や高齢化等により自ら維持管理や修理を

実施できない間垣の所有者に代わって、維持管理や修理を担うなどの機能をもつことも目指していきます。

また、輪島市においては、協議会の一員として事務局支援を行ったり活動を補助したりするほか、自主条例の制定により間垣の里づくりの推進主体としての位置付けを明確化することも検討します。

(図2-8参照)

2. 輪島市の体制と支援措置

(1) 輪島市の組織体制

間垣の里づくりに関しては、景観の誘導をはじめ

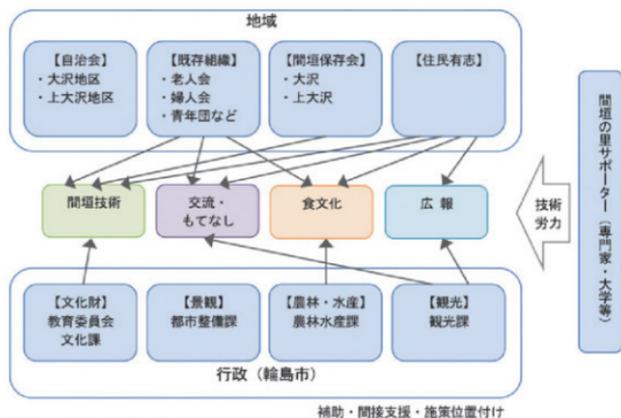


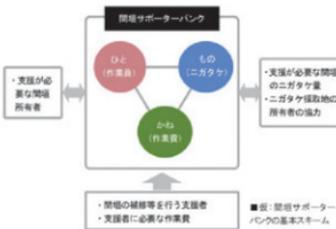
図2-8 (仮)間垣の里づくり推進協議会のイメージ

間垣材の需要と供給をマッチングするための仕組み(仮称:間垣サポーターバンク)づくりの検討

- 間垣所有者へのヒアリング、ニガタケの伐採や間垣補修の体験、体験参加者へのアンケート結果等に基づき、仮称「間垣サポーターバンク」の構築を検討している。
- 今後、地域住民の参加や学生ボランティアの協力、地域外の市民の支援等を得ながら、徐々に仕組みを構築する。

■地域住民の意見

- 補修作業の体験を受け入れた所有者「間垣の見え方もよく、暖かい気持ちになった。ありがたかった。」
- 間垣の保存について「大沢地区は間垣の維持が難しく、サポーターバンクの構築が必要である。」
- 「間垣サポーターバンク」への登録について「少しでも気持ちよく暮らしたいし、お手伝いしたい。」
- 最初から完璧にはならない。少人数から始める。



として間垣の保存や農地の維持など行政のかかわりも多岐にわたるため、関係する庁内担当部局の連携を強化し、横断的な連絡調整が図られる必要があることから、教育委員会文化課を中心とした横断的な体制づくりを進めるものとします。あわせて、石川県や文化庁との連携を強化します。

(図2-9参照)

(2) 文化的景観保護審議会等の位置づけ

間垣の里づくりの推進に関する諸施策の検討、取り組みの成果の把握や課題への対応などの計画の進行管理を行うことを目的とし、専門家や地域住民の代表等で構成される「仮称：文化的景観保存委員会」の設立を検討します。また、本委員会は、既往の文化財と景観の組織である輪高市文化財保護審議会や輪高市景観審議会との連携を図り、歴史・文化面、景観面での総合的な里づくりの推進を目指します。

(3) 市による助成措置等

間垣の里づくりを推進するため、文化財保護条例などに基づき、間垣や建築物の修景等について、表2-9のとおり助成措置を講じます。

／出典：『間垣の里づくり計画-能登・間垣の里 文化的景観保存計画』（平成27年1月、輪高市教育委員会）、抜粋、一部修正

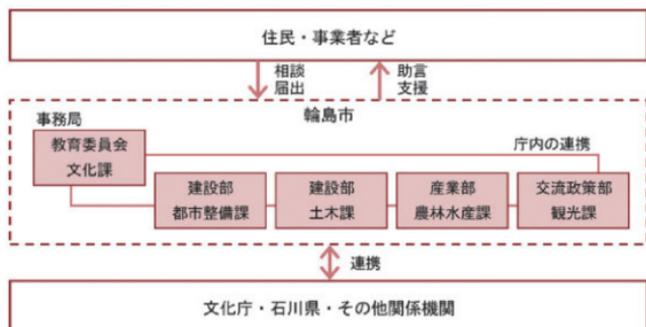


図2-9 輪高市の組織体制

表2-9 助成の対象

対象	規模
間垣（土台の石垣を含む）	・伝統継承型の間垣の改修（石垣の改修を含む）など
建築物	・重要な構成要素である建築物（神社、公民館、集会所等）の修理・修景など
	・重要な構成要素でない建築物の修景（※1）
活動	・間垣等を保全する活動

※1 輪高景観重点地区に立地する民間の建築物等に対しては、輪高市景観計画輪高景観重点地区に掲げる整備基準を遵守する修景行為に対して、一定額を補助する制度があります。

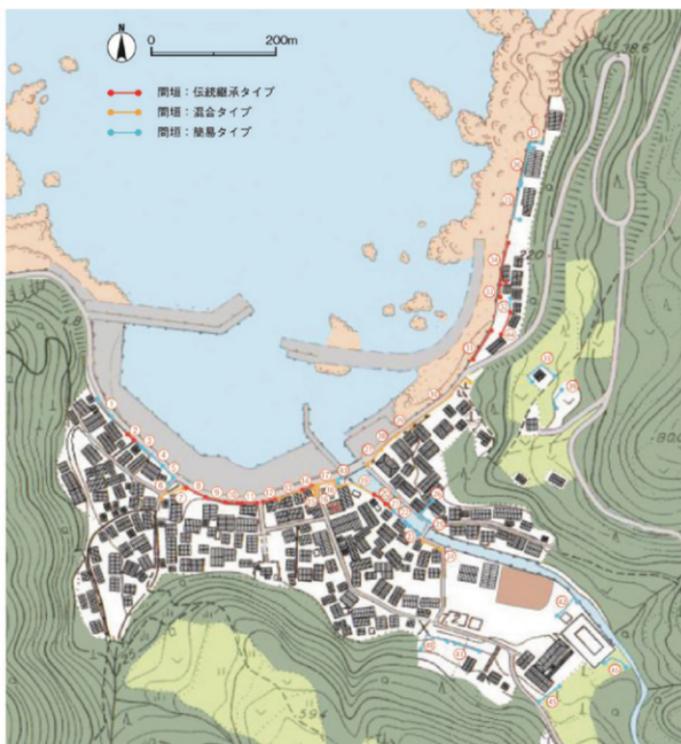


図 2-10 大沢集落の間垣の分布

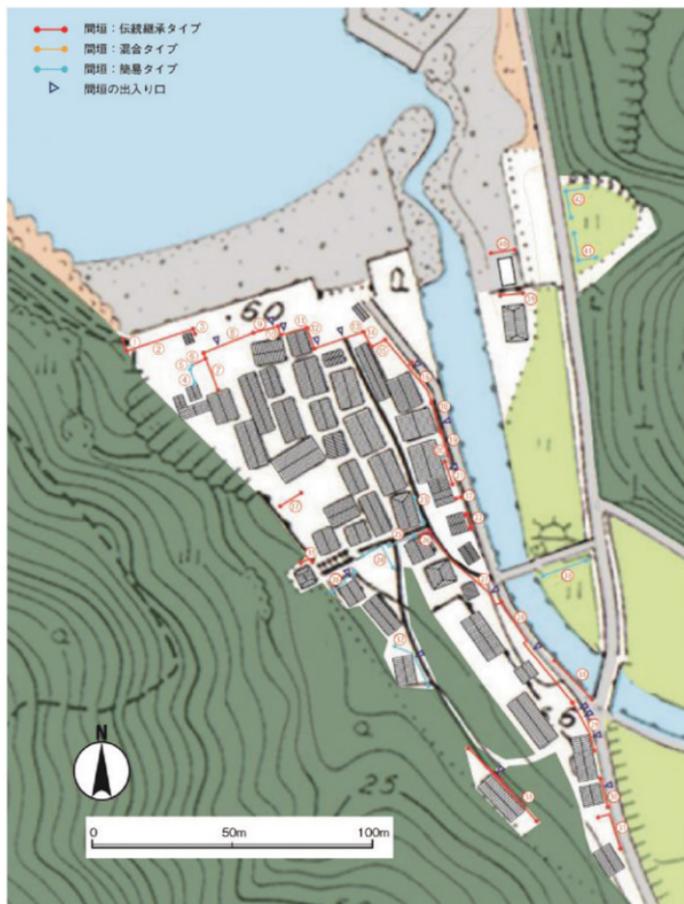


図 2-11 上大沢集落の間塚の分布

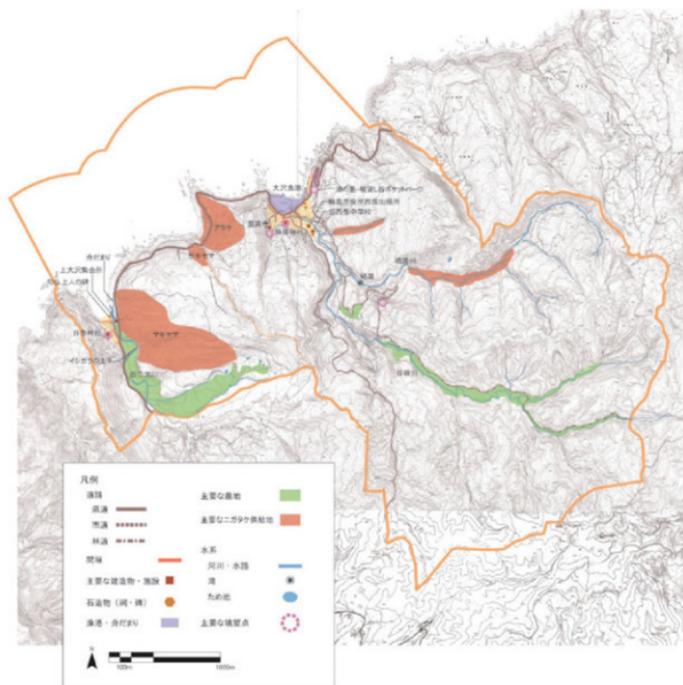


図 2-12 間垣の里の景観資源 (1) 計画対象地域全体

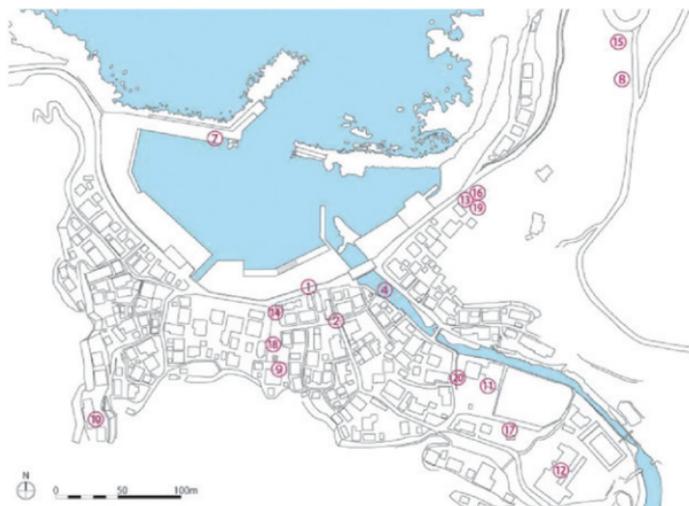


図 2-13 間垣の里の景観資源 (2) 大沢町集落 (景観資源番号は表 2-2 参照)



図 2-14 間垣の里の景観資源 (3) 上大沢町集落 (景観資源番号は表 2-3 参照)

名 称	大沢の農地	種 別	農地	管 理 者	個人	特 定 基 準	Ⅲ	景 観 単 位	b
21		概 要	<p>耕地整理がほとんどされておらず、谷坂川沿いの奥谷まで棚田、段畑が原初的な形態で残っており、里山景観を特徴づける重要な構成要素である。また、多くの農地にイナハザが常設されている。</p>						
		守るべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・通年設置されているイナハザと一体となった景観の保全に努める。 ・現在の形状をなるべく現状維持するとともに耕作維持に努める。 						

図 2-15 重要な構成要素の個別記載（「大沢の農地」の例）

3 小菅の里及び小菅山の文化的景観

長野県飯山市

重要文化的景観の概要

小菅は飯山盆地の東縁に位置する集落で、小菅山山麓の緩斜面上に広がる。集落を囲む山々ではブナ群落・ナラ群落等が卓越しており、それらがかつて薪炭材などに利用されたことがわかるほか、集落内でもカツラ・ケヤキなどの樹木が植えられており、小菅神社の例大祭である「小菅の柱松行事」に用いられている。

小菅では、7世紀前半に修験道の開祖とされる役小角が小菅山に小菅権現を祀ったことが伝わり、少なくとも平安時代後期には現在の小菅神社奥社の前身が設けられたとされている。永祿7年(1564)に上杉輝虎(のちの上杉謙信)が更級八幡宮(長野県千曲市)に宛てた戦勝祈願の願書からは、小菅山は戸隠山・飯縄山と並ぶ修験の山で、その信仰圏は北信地域のみならず上越地域まで広がっていたことがわかる。永祿9年(1562)の銘を有する「信濃高井郡小菅山元隆等之圖」および延享3年(1746)に古絵図として作成された「信濃國高井郡小菅山絵圖」では、小菅山の麓に方形の区画をもつ多くの坊院群が密集して描かれている。これらは永祿4年(1567)の川中島合戦に関連して焼失したとされるが、天正年間(1573～92)までには坊院跡が一般の居住地に転じたこととされ、現在の小菅神社奥社(重要文化財)も天正19年(1591)の建造と伝わる。現在も、カイドと称する小菅神社参道の南北に、当地で産出する安山岩の石積等で区画された地割が、居住地および耕作地として継承されている。特にカイド沿いの民家では、カイドに面する座敷にミセと呼ばれる縁側が設けられており、そこでかつて祭祀に伴って開かれた市の際に面を行ったとされるなど、独特の間取りも確認できる。

小菅では、断層活動により山体崩壊が生じた結果、湧水に恵まれると同時に、北竜湖などの湛水域が形成された。小菅ではこれらを水源として8系統の水路を設け、生活用水および農業用水として利用している。居住地においては、敷地内にかわまたはタネと呼ばれる池を設け、洗いの・消費等に利用するほか、明治期までは敷地の裏に水を引き入れ、紙漉き(内山紙)を行っていた。耕作地は居住地背後に展開しており、現在も水田および畑が営まれる。近世には北竜湖から「ひましめ水路」と呼ばれる用水を引いて水利を安定化させており、これは現在も灌漑用水として機能している。集落の共同作業はオテンマと称し、用水路の日常的な維持・管理のほか、柱松の制作およびカイドの清掃など「小菅の柱松行事」の催行に関する作業等を行っている。

このように、小菅の里及び小菅山の文化的景観は、修験道の中心地であった小菅山およびその参道沿いに



図3-1 「小菅の里及び小菅山の文化的景観」の位置



図3-2 カイドと妙高

展開した計画的な地割を示す景観地であり、カワまたはタネと称する池など特徴的な水利を伴う生活・生業によって形成された文化的景観である。信仰の山、生活・生業に利用した里山、居住地および耕作地等が展開する里からなる明確な空間構造を示し、わが国民の生活・生業を理解するため欠くことができない景観地であることから、重要文化的景観に選定し、保存・活用を図るものである。／出典：『月刊文化財』第617号、一部修正



図3-3 ミセ（緑側）のある街道沿いの家屋



図3-4 宅地内にある「カワ」での消雪作業

小菅の里及び小菅山の文化的景観保存計画

第Ⅱ部 保存計画編

第1章 文化的景観の保存に向けて

第1節 文化的景観の価値

(略)

第2節 文化的景観の位置および範囲

(前略)

範囲は、瑞穂地区小菅および神戸、関沢、針田地区の一部を含む面積約389.7haに設定した。小菅集落を中心に、小菅山元隆寺隆盛期に各方角の境界となっていた地点を考慮し、南は神戸集落と小菅集落を結ぶ風切峠とその入り口の小菅山元隆寺一連の坊跡と推定される遺構群、イチョウを含めた稜線、北は北竜湖スキー場を含む前坂の峠尾根、東は小菅山の固有林境までとした。

(図3-5参照)

第3節 基本方針

1. 保存管理の基本方針

小菅の文化的景観の保存管理にあたっては、小菅の文化的景観の価値を住民・行政で共有し、現在受け継がれている伝統的な景観を維持・継承することを基本とした保存活用が必要であり、そのための住民の理解と自主的な取り組みが欠かせない。また行政としては、行政の役割を明確にし、保存に必要な取り組みを実行できる体制づくりが肝要である。

時代を超えて継承されてきた霊場由来の地割とその基盤となる石積み・石垣の景観や伝統的な形式をもつ民家、集落に点在する社寺などの建造物は小菅の歴史の変遷を伝えている。このような要素を住民と共に行政の関係部局が連携し、的確な保存ができるようにする。

限られた空間と水源を効果的に活用した山間地域の生活・産業は、地域住民による維持管理に加え、学習会を兼ねた行事などを開催し、地域負担の軽減を図りながら保存に努める。また、減少する農家、増加する遊休農地対策も必要である。

伝統的な行事や住民の保全活動の継承は人口減少や少子化に伴い、経済的な理由もあって維持が困難になってきている。社松行事をはじめとした伝統行事を継承するため、集落内外を問わず、後継者育成のため「社松学習会」を行うなどして継続に努めていく。

集落を維持・保全していくには、地域住民の共同作業「オテンマ」が不可欠であり、景観形成もそれ無くしては成り立たない。地域の「オテンマ」は集落を維持・保全していくための「保全活動」であり、これが核となって地域社会がまとまってきた。少子高齢化に伴い、オテンマは住民にとって負担となってきている。地域の負担を軽減すると共に、次世代への継承を図るための対策が必要となる。一方で住民自身が小菅の価値を理解し、それを守り伝えていく高い意識をもつことも次世代への継承に有効であろう。

文化的景観の保存管理にあたっては、重要文化的景観の形成基準、土地利用規制法、飯山市景観計画、小菅の里景観形成住民協定の行為規制によることとし、現状変更対象行為とその取り扱いについて定める。

2. 整備活用の基本方針

整備活用については、小菅の文化的景観の価値を住民、行政および各種団体、専門家等で共有し、連携を図りながら伝統的な小菅の景観を継承していくための適切な修理・修景による整備活用を行う。集落を形成する基盤となっている石積みのある風景や、水路やため池などの豊かな水と農村の景観は時代を超えて継承されており、守り伝えていくことを基本とした整備が望まれる。

祭りなどの年中行事やオテンマといった伝統文化は、継統と後継者の育成が課題となっている。住民をはじめ市民や来訪者に向けてこのような伝統文化を学ぶための講座や体験学習会を開催し、小菅の文化を広めるとともに将来の担い手育成に努める。

また、多くの住民や来訪者に小菅の文化的景観を周知するため、イベントの開催やインターネットなどの情報発信手段を活用し、小菅のファンを増やして地域を越えた幅広いネットワーク作りを行って支援の輪を広げていく。

いずれも住民が主体となって地域の将来像を描きながら活動に取り組むことが望まれる。行政は関係部局と十分協議し、また大学等研究機関との連携によって継続的に調査をすすめるながら、小菅の景観としてふさわしい整備活用が実施できるように努める。

3. 管理運営の基本方針

文化的景観の管理運営については、地域住民の自

主的な取り組みとともに、行政による景観保全・活用のための運営も必要であり、相互に連携した取り組みが重要である。

小菅集落では、区の行政運営を円滑に行うための委員会が組織されている。委員会は環境、観光、文化など細部にわたって組織されており、それぞれの分野で集落の維持・管理を図っている。少子高齢化が進むなか、行政はこのような地元活動の支援・助言など支援の施策を講じ、さらに企業や団体等各方面と連携しながら文化的景観の保全活用に取り組む。

また、景観に大きな影響をもたらす事業や現状変更がある場合については、調査及び審議を行う景観審議会を設け、地元住民や市内の関係部局が参画しながら保存措置や整備活用について調整を図ることとする。

文化的景観の継承・活用において、市内機関とし

て教育委員会のほか、まちづくり課、農林課、道路河川課、観光局等と協力・連携をし、飯山市景観計画を基礎に小菅の景観にあったまちづくり、農地整備等の際は田畑の石垣、農業用水路の景観維持に配慮した整備、道路・河川整備の際は擁壁の石垣化など景観を考慮した整備を行うなどのルールづくりをし、文化的景観の価値を守り、継承していくための体制の整備、そして景関係部局との連絡調整も含めて関係機関が緊密に協力できる体制を整備する。

第2章 文化的景観を守るために

第1節 土地利用規正法令等による規制

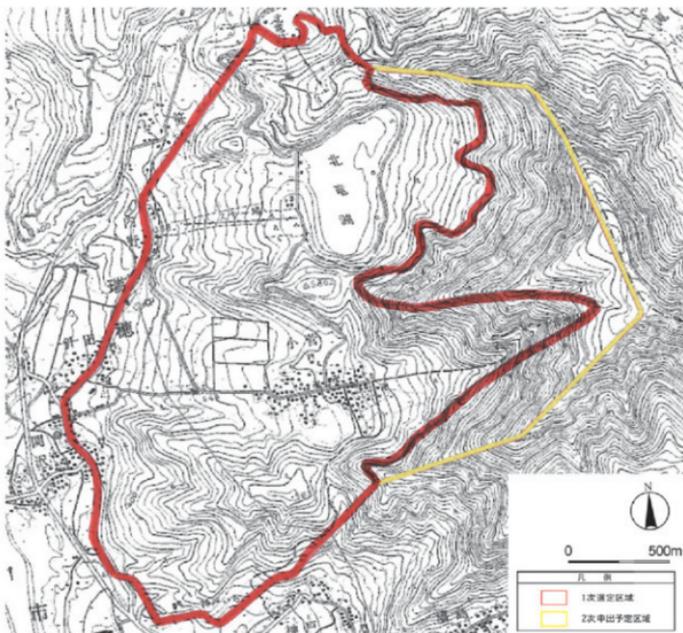
(略)

第2節 景観法に基づく景観計画による規制

(略)

第3節 小菅の里景観形成住民協定による規制

小菅地区の美しい景観とすばらしい水環境を継承



するため、美しく潤いのある豊かなむらづくりを目指すことを目的とし、長野県条例を基準に平成7年に締結された。「建築物」、「広告物」、「緑化」、「水の保全とごみ処理」、「公園、広場の整備」、「道路の景観美化」、「歴史的建造物と文化財の保全」、「土地利用に関すること」が定められている。

各事項に関する基準は、表3-1のとおりである。

第4節 重要文化的景観の形成基準

飯山市景観計画や、土地利用規制法令、小菅の里景観形成住民協定による行為規制のほか、これらで規制されていない重要な構成要素について、表3-2のとおり基準を設けた。

表3-1 小菅の里景観形成住民協定

項目	むらづくり基準
位置	①道路からの側面距離は20m以上とし、連続した沿道の空間を形成するように努める。 ②既設地からの側面距離は30m以上とし、相互に協力し、まとまった空間を生みだすように努める。 ③屋根の色は自己の敷地内で処理できる構造とする。
建築物	①高さは12m以下とし、沿道の眺望を確保する。 ②建ぺい率は60%以下とする。 ③屋根は、勾配屋根とするよう努める。
色彩	①屋根・壁面等建築物の色彩は、周辺環境と調和したものとし、ピンク色、黄色、青色又は紫色は極力避けるようにする。 ②屋根の色については、焦げ茶色又は紺色が望ましい。
用途等	次のいずれかに該当するもの以外屋根広告物等は設置しない。 1) 自己営業の内容を表示するもの。(自己用広告物) 2) 祭礼又は冠婚葬祭その他地利を目的としないもので、一時的に設置するもの。 3) 法令又は景観条例の規定により表示するもの。 4) 交通安全、防災警備、公衆衛生その他公に關する宣伝告知のために表示するもの。
広告物	①屋外広告物の高さは、地上から3.5m以内とする。 ②屋外広告物の大きさは、3㎡以内とする。 ③周囲の街並みや山並みと調和する意匠並びに形態とし、必要最小限の規模とする。 ④建築物に設置する場合は、屋根や壁には取付けない。 ⑤電柱道路標識等に袖看板又は巻付広告は取付けない。 ⑥張り紙、はり札、立看板及びのぼり旗の設置はしない。
色彩、材料	①けばけぼいした色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。 ②地色は白色又は焦げ茶色、文字は紺色・白色又は黒色が望ましい。 ③反射光のある素材は極力使用しない。 ④光沢で物さのあるものは使用しない。
維持管理ほか	①設置者等は、定期的に点検等を行い、安全上又は美観上の注意を怠らないようにする。 ②材料の劣化、塗料の剥離や変色が生じた時は、速やかに修繕をする。 ③協定区域内に屋外広告物を設置する目的で土地賃貸借を行うものは、委員会に対し別に定める申請書に設計図書等を添えて申込み、審査を受けるものとする。
緑化	①建物を建築する部分に樹木がある場合は、出来る限り移植するようにする。 ②道路に面する部分には、できる限り草花などを植える管理する。 ③緑化樹木等は、病虫害を予防し、常に適正な管理に努める。 ④緑化樹木等は、既存の樹木等の活用にも努めるほか、地域の風土にあったものを使用する。 ⑤神社、お寺及び史跡等の樹木は、私有の大径木についても極力保全に努め、美しい景観を維持するよう努めていく。
水の保全とごみ処理	①家庭雑排水は、できる限り汚物を取り除き水分を地下浸透させ、河川等が汚れないよう努める。 →雨水浄化槽の設置が望ましい。 ②合成洗剤は、できるだけ使いしないようにする。 ③空き缶、タバコの吸い殻、ごみ等の投げ捨てや野積みなど、周囲に不快感を与え、景観を損なう処理はしない。 ④生活のごみは、決められた方法により、決められた時間に指定場所に集積する。
公園・広場の整備	①南竜路跡地については、自然観察公園としての整備を進める。 ②神社・お寺の境内については、氏子・檀家等により整備を進める。
道路の景観美化	①道路沿いの土地所有者は、土手等の草刈りを定期的に行うようにする。 ②宅地に向けた道路は、居住者が常に清掃し、環境保全に努める。
歴史的建造物と文化財の保全	①神社、お寺、石仏、石神等に説明板や案内板を設置し、その保全と伝承に努める。 ②社務所・神事・祭子は夏祭りの風物詩として、また、数少ない移動式の民俗行事として守り伝えていく。 ③むらみち・山林等の地形の管理はしないようにする。
土地利用に関すること	①委員会が認め、やむを得ず資材置き場として利用するときは、道路より20m以上離すようにする。 ②喫煙物等の野積みはしないこと。

第5節 重要文化的景観の現状変更の取扱い基準

重要文化的景観の構成要素について、消滅またはき損（文化財保護法第136条）および現状変更（法第139条）がある場合には事前に飯山市教育委員会と協議を行い、文化庁長官署に届出を行うものとす。届出対象行為および期間を以下に示す。

1) 届出を必要とする行為

滅失またはき損については重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は省令で定められている（文部科学省令第24号第4条）。また、現状変更の届出等については、維持の措置もしくは非常

災害をとる場合、保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合はこの限りでないとしており、その措置の範囲は省令で定められている（省令第7条）。

重要な文化的景観選定範囲内で行なわれる公共事業については、事業者等は事前に飯山市教育委員会と協議を行い、重要な文化的景観の保存に影響を及ぼすことがないよう調整をはかることとする。やむを得ず保存に影響が及ぶ場合には現状変更の届出を行うこととする。

また、重要な文化的景観選定範囲内において、重要な構成要素以外について、現状変更等の対象行為があった場合は、飯山市景観計画、既存法令等による届出に基づくが、各担当部局から飯山市教育委員会に照会を行うこととする。現状変更の内容によっては所有者等と協議を行うこととする。

（付表略）

2) 現状変更の届出の流れ

（図3-6参照）

第6節 文化的景観における重要な構成要素

文化的景観「小菅の里」の形成や、その価値を示すうえで重要となる物件を、「重要な構成要素」として特定した。（中略）

3つの景観単位（「山」「林」「里」と、それらを

区画し結ぶ「石垣」「水」「森林資源」をA～Dに区分し、それぞれの区分のなかで特に重要な要素をまとめた。

重要な構成要素のうち、民家についての重要な構成要素の特定要件は、下記のとおりとした。

小菅の民家の特徴（第1部第2章4節2項民家を参照）

○伝統的な形式の主屋

- ・奇棟型の主屋：平屋建て・土壁（真壁造り）・茅葺き（トタン被覆）
- ・切妻型の主屋：平屋建て・土壁（真壁造り）・瓦葺きトタン葺き
- ・間取り：集落中央の道（カイド）沿いの民家のなかには座敷の縁側（日市）に由来するミセの間取りをもつ家がある。祭りに伴う日市で、商人がミセの間取りを借りて商いを行っていた。

○伝統的な形式の付属屋

- ・土蔵：多くが平屋建て・置き屋根（かつては茅葺きか）
- ・小屋：多くが平屋建て・トタン葺きの屋根。紙漉きの作業小屋として利用していた小屋もある。

○カワ

「カワ」とよばれる消雪池をもつ民家がある。消雪という雪国独特の設備であるとともに、野菜や農具を洗う、防火用水などとして生活に密着した設備。

表3-2 重要な文化的景観の形成基準

重要な構成要素	基準
道路・歩道	・線形の変更や拡張はしないことを基本とする。 ・市道等の公共工事において改修を行う場合は、石積みの景観を維持するものとし、コンクリート箇所は石積みに改修するなど、石積みの景観との調和を考慮する。 ・集落中央の歩道の景観を阻害するような構造物については修繕に努める。
森林	・ブナ林等小菅の特色を示す森林については保全をほかり、生態系の維持に努める。
樹木	・集落内の樹木の現状維持に努める。 ・景観の保存に影響する伐採・植樹は行わない。
農地（棚田）	・圃場整備等の際には景観に配慮し、石積み景観を維持する整備を行う。 ・営農の継続、畜産農地の活用を図り、小菅の農村景観を維持する。
用水路	・水利体系を維持する。 ・流路の変更や拡張はしないことを基本とする。 ・石積みの護岸を保存し、改修においてもコンクリート箇所は石積みに改修するなど、景観上に配慮した施工に努める。
ため池	・堤の形状などは現状維持に努める。 ・清掃・埋積物の除去などを行って枯死を防止し景観を維持する。
信仰に関わる施設	・適切な保存管理を行う。
民家	・増築や除去は原則行わない。 ・伝統的な屋根構造（主屋の形式、ミセの間取り）の維持に努める。 ・補修にあたっては集落の景観に見合った施工方法を十分協議して集落の景観を保つようとする。 ・伝統的な付属屋（土蔵・小屋）の維持に努める。
石垣	・民家に付属する「カワ」を保存し、伝統的な屋根構造の維持に努める。 ・新築・増改築を行う場合は、集落の景観に見合った施工方法を十分協議する。 ・色彩は自然素材色を基準とするなど、文化的景観として違和感のないものとする。 ・車庫等についても周辺建築と調和するよう努める。 ・屋根周りは庭木等により美化に努める。
広場・庭	・現状維持に努め、建物の建設や植栽などを行わないことを基本とする。
石造物	・移設・撤去等は基本的に行わず、現状保存をする。
その他	・自動販売機はできるだけ設置しない。設置する場合は色彩等景観に配慮すること。

水の意富に富る地域だからこそできる工夫である。

○民家の分類

- ①寄棟型 + ミセの間取り + 土蔵 + カワ
- ②寄棟型 + ミセ + 土蔵
- ③寄棟型 + ミセ + カワ
- ④寄棟型 + 土蔵 + 小屋（紙漉き用） + カワ
- ⑤寄棟型 + 土蔵 + カワ
- ⑥寄棟型 + 小屋 + カワ
- ⑦寄棟型 + 小屋
- ⑧寄棟型 + カワ
- ⑨寄棟型主屋のみ
- ⑩切妻型 + 土蔵 + 小屋 + カワ
- ⑪切妻型 + 小屋 + カワ
- ⑫切妻型 + 土蔵
- ⑬切妻型 + カワ
- ⑭切妻型主屋のみ
- ⑮土蔵 + 小屋 + カワ
- ⑯土蔵 + 小屋
- ⑰土蔵 + カワ
- ⑱土蔵のみ
- ⑲小屋のみ
- ⑳カワのみ

（図3-8-10、表3-3参照）

第3章 文化的景観を活かすために

第1節 整備活用の考え方

整備については、小菅の文化的景観の価値にみ

あった修理・修景等を行う。特に集落の石垣・石積みは小菅の霊場景観の礎を残すものであり、石積み景観を継承していくことを基本とした整備を行う。また、宗教施設は老朽化が進んでいることもあり、迅速な整備が求められる。そして案内板の設置や遊歩道の整備、休憩や体験学習のための施設などの来訪者受け入れに向けた環境整備に努める。

活用については小菅の歴史や自然について学ぶ講座や体験学習、住民の共同作業「オテンマ」を住民とともに体験するメニューなどを実施して学習や交流の場として活用する。また、調査による研究成果など学術的な情報発信も積極的に行い、広域的な発信・普及に努める。

第2節 整備・活用計画

1. 整備の方針

①現在の道路沿いにあるコンクリート擁壁は、景観に馴染む石垣などに整備していく必要がある。また、今後道路等の改修・新設工事が行われる場合は、擁壁部分は極力「石垣」となるよう関係部署と協議し、重要な景観要素としてふさわしいものになるよう努めていく。

②生業である農業を維持していくための農業用水路、また、冬場に消費するためのカワを満たすための重要な水源である生活用水としての水路は、選定区域を形成する重要な景観でもある。古くから使われている石積み護岸の水路は景観的にも風

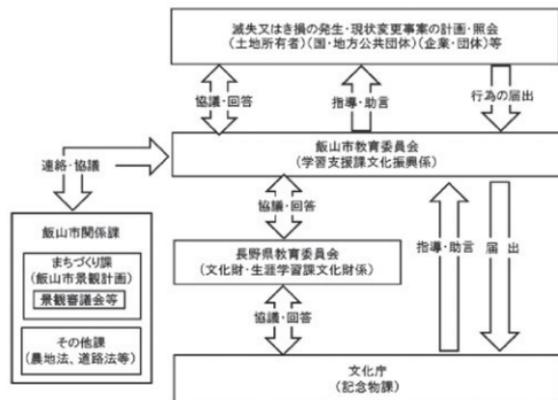


図3-6 現状変更の届出の流れ

情がある。補修・改修が必要となった場合は、石積み護岸を継承した整備を行う。

- ③南龍池跡・蓮池は、北竜湖とともに活層層によって形成されたものであり、重要な要素の一つである。蓮池には蓮が植栽され、南龍池跡は湿地を活かして自然観察園として整備されているが、さらに定期的な維持管理を行い、成り立ちなどの説明板を設置して小菅の文化的景観を鑑賞する周遊コースの一つとして整備していく。
- ④耕作放棄地や空き家を整備し、かつて小菅の産業であった紙漉きなどの伝統工芸体験ができるようにする。
- ⑤選定区域内の案内板を統一デザインで一新し、小菅を訪れる人に解りやすく見やすいものへ改善する。また、周遊コースの整備など来訪者の受け入れに向けた環境整備を実施する。

2. 活用の方針

- ①本調査でデータ化した小菅区・小菅神社所蔵の古文書や、パソコンを利用して一般公開し、小菅を訪れる研究者や学生の学習の場としても広く利用できるようにする。また、住民や市民等に向け、小菅の魅力に触れてもらう機会として古文書講座・学習会などを開催する。
- ②小菅の文化的景観を巡る観光コースを提案し、文化遺産を観光資源として活用する。滞在時間に合わせたモデルコースの設定、看板・チラシ・パンフレット等を作成し、訪問者がより小菅の魅力を満喫できるよう充実させる。
- ③小菅の外部に向けた「オテンマ体験」「文化的景観保全体験」などといった体験学習を実施し、地域負担の軽減を図るとともに地域住民とのコミュニケーションを図りながら地域性に触れる機会をつくり、小菅のファンを増やしていくよう努めていく。

第4章 文化的景観を受け継ぐために

第1節 運営・運用体制の考え方

小菅を維持保存していくためには、住民主体の地域運営が欠かせない。小菅住民の多くは小菅の景観や歴史、祭りなどの伝統行事に誇りを持っている。その誇りを地域づくりにつなげることができるよう、住民自らが目の前の課題の解決方法を見出し、今後の展望など具体的に示していく必要がある。そのためには行政・専門家・企業・団体などの多角的な支援も欠かせない。とりわけ行政には、住民の気力を引き出すように誘導し、住民のたくさんの知恵

を活かせるような施策が求められる。小菅には、集落の維持管理や文化の普及活動を行う組織があり、その自治組織を母体として、将来的に行政や企業、各種団体等で構成するむらづくりのための組織の設立を視野に入れながら、文化的景観の継承を行う。

第2節 住民の役割

小菅では、地域の保全のための自治組織が設置され、集落の維持管理や歴史文化の普及活動を行なっている。現在9つの委員会が組織されておりそれぞれに活動している。集落の道路や水道に関する管理をする道路水道委員会、用水路の水落とし・水止め、清掃、見回りをする用水共有地委員会、参道の緑化管理、資料館の運営をする小菅の里保護委員会、北竜湖湖水開き、北竜湖花火大会を運営する観光委員会、往松行事・各年中行事の運営を行う氏子総代会などがある。そして、住民全体の共同作業であるオテンマがある。

高齢化や過疎化の影響もあり、用水路の維持や伝統行事の維持などは住民にとって大きな負担となっているのが現状である。住民の負担を軽減するために体験学習会やボランティア制度の導入等を検討していく必要がある。しかし地元の作業は決して安易なものではないので、やみくもに外部からの支援を求めるのではなく、住民側の立場を理解しうすでの施策が重要である。

第3節 行政の役割

文化的景観保存管理・継承は、文化財保護とまちづくりの整合を図るため、文化財保護と活用を担当する市教育委員会が軸となり、景観法を所管する市まちづくり課のほか、農林課、道路河川課などの整備部局、商工観光課などの観光部局やその他必要に応じた部局と横断的連携をはかり、住民を誘導していかなければならない。そのために市各課の緊密な協力体制を調整する。重要な文化的景観の選定範囲内においては事前協議を徹底し、景観に配慮した事業を実施するよう努める。

現在文化的景観保存計画策定委員会が有識者で組織されているが、今後は文化的景観審議会を任意組織として設置し、選定後の整備活用計画の策定に専門家の立場から指導、整備活用ができる体制づくりを行うこととする。

第4節 文化的景観の運用体制

文化的景観の整備・活用を推進するため、以下の文化的景観の運用体制図に示すように、既存の自治組織の活動を活かしながら、行政や企業、各種団体

等で体系的な体制を構築し、小菅の文化的景観を良好に保存管理・整備活用を図っていくこととする。

(図3-7 参照)

／出典：『文化的景観「小菅の里」』（平成26年3月、飯山市教育委員会）、抜粋、一部修正

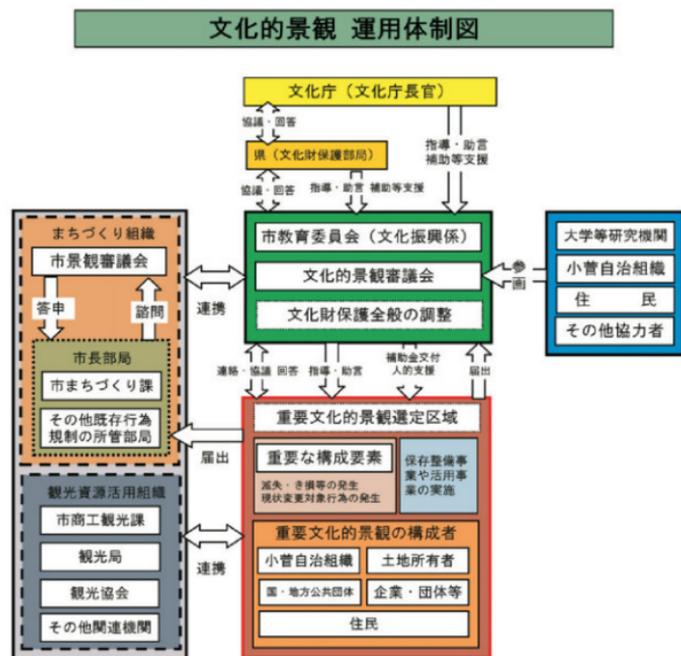


図3-7 文化的景観運用体制図

表 3-3 重要な構成要素一覧

区分	No.	名称
A 山	A-1	愛染岩
	A-2	小菅神社奥社本殿
	A-3	オカリヤ
	A-5	奥社参道(三の鳥居～奥社)
	A-6	奥社参道のスギ
	A-7	奥社参道の巨石群
	B-1	三の鳥居
	B-2	護摩堂
	B-3	大聖院跡
	B-4	大聖院の庭園
B 林	B-5	大聖院の墓地
	B-6	伽藍・吉利堂跡・田観音堂跡
	B-7	奥社参道南遺構群
	B-8	奥社参道北遺構群
	B-9	嵐窟
	C-1	風切跡
	C-2	神戸の遺構群
	C-3	神戸のイチョウ
	C-4	カイド(二の鳥居～三の鳥居)
	C-5	前取道(前取～越尾～十王堂跡)
C 里	C-6	神戸道(十王堂跡～桂清水～神戸)
	C-7	風切峠の石造文化財群
	C-8	三の鳥居周辺の石造文化財群
	C-9	道分石造文化財群
	C-10	里宮参道と周辺の石造文化財群
	C-11	菩提院・観音堂周辺の石造文化財群
	C-12	織・大灯籠の普石
	C-13	北竜湖
	C-14	南龍池跡
	C-15	灌池
C 里	C-16	二の鳥居
	C-17	仁王門
	C-18	里宮
	C-19	十王堂跡
	C-20	菩提院
	C-21	観音堂
	C-22	講堂
	C-23	講堂庭
	C-24	御膳所
	C-25	集落の水田
D 石垣「水」林・菅	C-26	中島家住宅
	C-27	吉原家住宅
	C-28	眞島家住宅
	C-29	藤原家住宅
	C-30	市村家住宅
	C-31	吉原家住宅
	C-32	廣瀬家住宅
	C-33	丸山家住宅
	C-34	吉原家住宅
	C-35	小林家住宅
D 石垣「水」林・菅	C-36	藤井家住宅
	C-37	広瀬家住宅
	C-38	瀬澤家住宅
	C-39	眞島家住宅
	C-40	丸山家住宅
	C-41	市村家住宅
	C-42	小林家住宅
	C-43	瀬澤家住宅
	C-44	丸山家住宅
	C-45	小菅亭
D 石垣「水」林・菅	C-46	食料家住宅
	C-47	瀬澤家住宅
	C-48	内堀家住宅
	C-49	眞島家住宅
	C-50	服部家住宅
	C-51	眞島家住宅
	C-52	丸山家住宅
	C-53	内堀家住宅
	C-54	丸山家住宅
	C-55	眞島家住宅
D 石垣「水」林・菅	C-56	吉原家住宅
	C-57	藤原家住宅
	C-58	金井家住宅
	C-59	山岸家住宅
	C-60	山岸家住宅
	C-61	鷺尾家住宅
	C-62	山岸家住宅
	C-63	小林家住宅
	C-64	中島家住宅
	C-65	廣瀬家住宅
D 石垣「水」林・菅	C-66	鷺尾家住宅
	C-67	眞島家住宅
	C-68	小林家住宅
	C-69	藤井家住宅
	C-70	市村家住宅
	C-71	吉原家住宅
	C-72	小林家住宅
	C-73	吉原家住宅
	C-74	石森家住宅
	C-75	小林家住宅
D 石垣「水」林・菅	D-1	集落の石垣
	D-2	桂清水
	D-3	大海清水
	D-4	鼻清水
	D-5	花清水
	D-6	ひましめ用水
	D-7	内山用水
	D-8	上の平用水
	D-9	第一水系
	D-10	第二水系
D 石垣「水」林・菅	D-11	第三水系
	D-12	第四水系
	D-13	第五水系
	D-14	第六水系
	D-15	第七水系
	D-16	第八水系
	D-17	小菅のイトザクラ
	D-18	小菅のヤマグワ
	D-19	住宅内のカキ
	D-20	集落のフナ林
D-21	集落全体(道分～三の鳥居まで)	

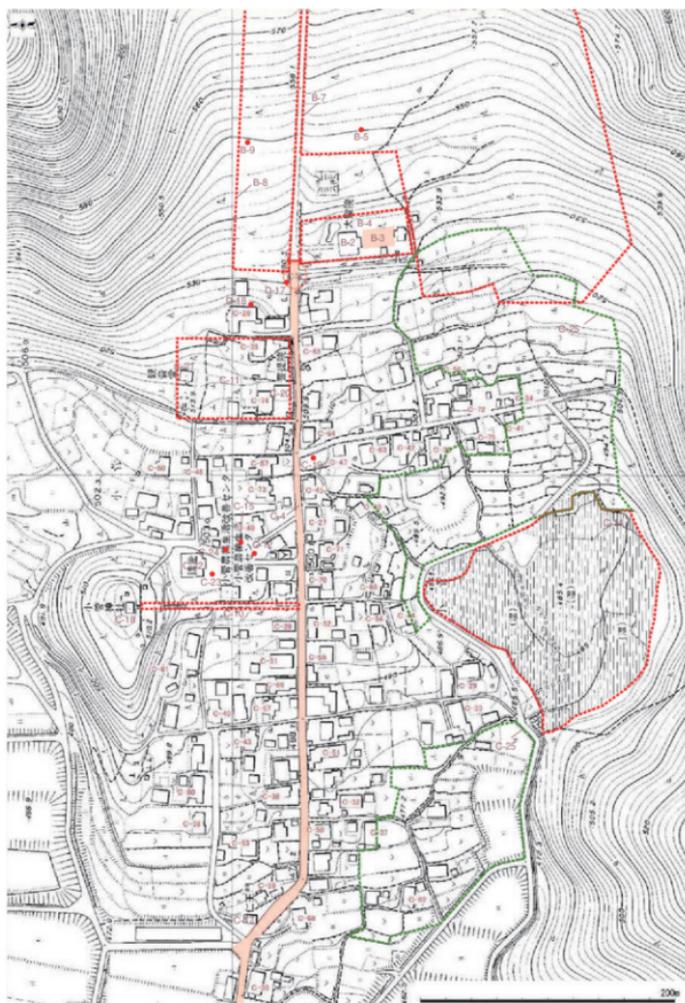
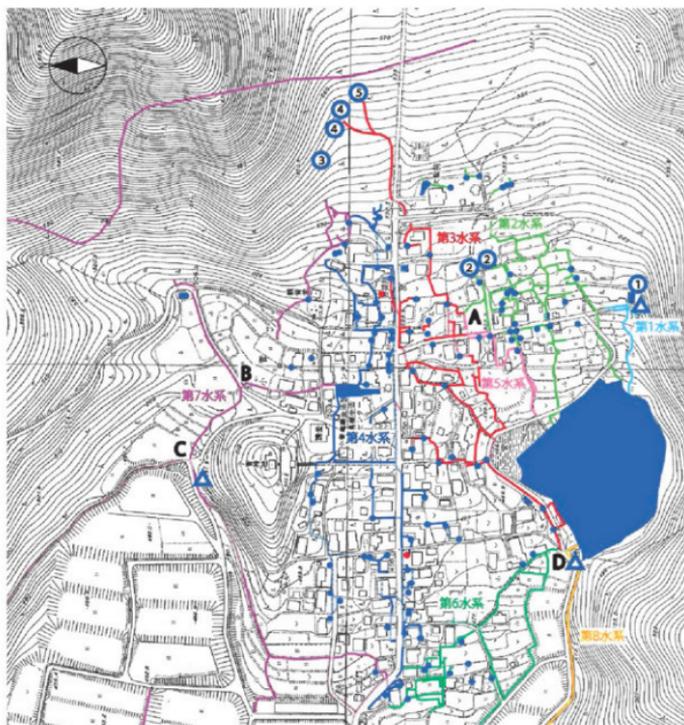


図3-8 重要な構成要素位置図 (1) 集落 (重要な構成要素番号は表3-3参照)



凡例

清水

池(沼地・カワなど)

① 林清水

● 池(水あり)

▲ 馬流い堀跡

② 大海清水

● 池(枯れ)

③ 鼻清水

④ 花清水

⑤ 大清水

図3-9 重要な構成要素位置図(2) 集落：水系

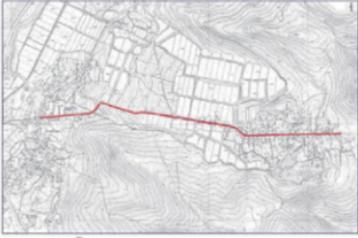
番号	C-4	名称	カイド（二の鳥居～三の鳥居）	所在地	飯山市大字境穂	所有者	市
概要		中近世以降に再構成された空間を形成する直線性が際立つ軸線。現在の集落の主幹道路である。二の鳥居をくぐって急峻な道をのぼり、小宮熊鷹の入口、仁王門に至る。さらに集落の中心を直進し、集落が途切れる奥社参道入口（三の鳥居）へと続く。ここで西方に砂高山を望むことができ、霊山砂高山を畫した霊場景観を強調する。霊場の中心参道として重要である。					
の 修 繕 の 方 策		改修を行なう場合、コンクリート擁壁の部分は景観に則した石垣で整備していくように努める。					
の 形 状 変 更 の 取 扱 方 策		線形の変更や拡張は原則認めない。日常的な管理や簡易的な補修は許可を要しない。					
							

図3-10 重要な構成要素の個別記載（「カイド（二の鳥居～三の鳥居）」の例）

4 長良川中流域における岐阜の文化的景観

岐阜県岐阜市

重要文化的景観の概要

長良川は、岐阜県北西部の白山山系周辺の山々を水源とし、県下の多くの支流を束ねながら伊勢湾へ向け南流する。水運は古代より盛んであり、地形的な結節点や支流の合流点等には川湊が開かれた。

美濃山地の南端、濃尾平野の北端の長良川中流域では、その地形的特性、および水量水質等の好条件により、豊かな魚相が育まれた。流域の人びとはアユやマス等の漁獲を求め、古くから夜川網および瀬張網等の多様な漁法を展開し、現代まで継承してきた。

鵜飼原地区は、長良橋北詰東に位置し、鵜飼を生業とする人びとが居住している集落である。鵜飼は中国から伝わったとされる漁法で古くから行われ、美濃国においては大宝2年(702)の戸籍に鵜飼に関する記録がみられる。近世においては、織田信長および徳川家康等の保護を受けて発展した。江戸時代後期からは観光の対象ともなり、明治18年(1885)に鵜飼屋組合による遊覧船の経営が開始され、その後長良川遊覧株式会社による本格的な観光鵜飼へと発展した。石垣によってかさ上げされた敷地にある鵜飼宅は主屋、鳥屋、水場、松小屋からなり、集落全体が堤防によって囲まれている。明治23年(1890)に長良川の鵜飼が宮内省主局(現・宮内庁)の所管となり、現在に至っている。鵜飼の正式な呼称は、「宮内庁式部職鵜飼」といい、現在も年に数回、皇室に鮎を献上している。

川原町地区は、古くから中河原湊として栄えた場所で、現在は長良橋南詰から西へ続く「湊町・玉井町・元浜町」からなる地区である。江戸時代には尾張藩により長良川役所が設置され、美濃山地の木材および美濃和紙等の陸揚げを行う問屋からなる港町として栄えた。第二次世界大戦の岐阜空襲を逃れたため、古い家屋は江戸時代にまで遡るものもあり、正面に木格子を多用した意匠の町家が連続する町並みが現在もよく残っている。

また、長良川中流域に形成された扇状地は、河川の勾配が緩いため流速土砂が少なく、平均約4kmと規模が小さく、その中でも岐阜長良川と金華山に挟まれた地域では、中世末から近世に斎藤道三および織田信長等によって総構をもつ岐阜城および城下町が築かれ、武家地、寺社地、町人地が形成された。落城後も美濃山地および長良川に近接した地の利を活かした商業都市「岐阜町」として、川原町地区とともに材木・和紙・糸等を扱う問屋業、美濃産の竹および和紙を基調とした提灯・団扇・傘等の工芸品を制作する手工業が発達した。このような生業を営む家屋は町家形式で、ミセと蔵との間で物資の運搬が頻繁に行われたため、ほかの地域



図4-1 「長良川中流域における岐阜の文化的景観」の位置



図4-2 鵜飼宅と長良川を結ぶ「せこ道」とその間にある陸間(鵜飼原地区)

より土間の幅が広い。近世において金華山は尾張藩により一般の入山が規制された一方、政治の拠点は加納城に移った。近代になると、金華山山頂に岐阜城復興天守が、山麓城主居館跡地帯には岐阜公園が造られ、市民に親しまれる空間として機能する。岐阜町の商業の中心地としての機能は昭和初期まで継続したが、鉄道の敷設を契機に材木商等は市の南部に移転した。現在では、多くの人が住む住宅地へと変化し、かつての商業地としての機能は縮小しつつあるが、城下町に由来する総構の街路、町割等の基本的な構造は今も土地利用に踏襲されているほか、町家形式の家屋も多数残っており、住民によって維持されている。

このように、長良川中流域における岐阜の文化的景観は、長良川を中心とした鞆銅業および問屋業等の生活・生業によって形成された文化的景観、岐阜城下町の構造を引き継ぎ岐阜町の生活・生業に起源をもつ町家を今なお引き継ぐ重層的な都市の文化的景観からなり、わが国における生活・生業の理解のため欠くことのできないものであることから、重要文化的景観に選定し、保存・活用を図るものである。／出典：『月刊文化財』第605号、一部修正



図 4-3 町家から金華山と岐阜城を望む (川原町地区)



図 4-4 定期的に行われる町家の格子洗 (川原町地区)

長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画

第1章 文化的景観の保護に向けて

1-1 文化的景観を保護する意義

(前略)

従来から、岐阜市は、金華山・長良川の自然、歴史的な町並み、鶴岡文化等を、岐阜市が誇る歴史文化資産として、まちづくりの核として、総合計画、都市計画マスタープラン、景観基本計画、歴史的風致維持向上計画等に位置づけ、各種施策を展開してきている。また、近年、各地域においてまちづくり会が設立され、まちづくり協定等が策定されるなど都市景観の継承と改善に向けた取組み、あるいは地域資産を活かした活動が展開され、市民協働のまちづくりが推進されている。しかしながら、これまでの文化資産を活かしたまちづくり施策は、事業主体毎に進められる傾向が強く、今後はそれらが連携し、一体的かつ計画的な取組みを展開していく枠組みの構築が期待される。その一翼を担うことができるのが歴史的風致維持向上計画であり、また文化的景観保護制度であるということができよう。

岐阜市は、適度に便利な都市機能を充足しつつ、長良川・金華山等の豊かな自然、鶴岡に代表される伝統文化、城下町などの歴史を受けつづ自然・歴史・文化のバランスがとれた中核都市である。「長良川中流域における岐阜の文化的景観」の保護制度は、市民がその特徴を価値あるものとして再認識し、地域に対する誇りを高めるきっかけとなるものである。また、重要な文化的景観となる長良川と金華山、その間に描かれるまちは、今日の岐阜市の発展の礎となった場所であり、この景観が文化資産として次世代へ継承され、さらに新たな地域の魅力を創出することにつながる。それを広く世界に向けて発信し、岐阜市であること、岐阜市民であることの意義を高めていかなければならない。

1-2 保存計画の目的

(前略)

岐阜市では、長良川鶴岡をはじめとする伝統文化、また、岐阜城跡・旧城下町等の歴史、長良川や金華

山等の自然等の岐阜市ならではの資産を、文化財行政、景観行政と市民によって成り立つ文化的景観という概念を導入することによって、包括かつ重層的に保全・継承していくこととした。「長良川中流域における岐阜の文化的景観」の継承と望ましい景観形成の持続的で組織的な仕組みづくりを行うために、本保存計画を策定するものである。

(付図略)

1-3 保存計画の位置付け (図4-6)

この文化的景観保存計画は、岐阜市の基本構想である「総合計画さふらぎプラン・21 総合計画」(以下、岐阜市総合計画)の具現化のための計画のひとつとして位置付けられる。岐阜市総合計画に即すとともに、都市計画に関する基本的な方針である「岐阜都市計画区域マスタープラン」及び「岐阜市都市計画マスタープラン」との整合性のとれた計画とする。

特に岐阜市総合計画においてその推進が謳われている「長良川・金華山まこと博物館構想」を推進し、岐阜公園周辺地区の構想である「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」、市民と行政が協働してまちづくりを進めるためのガイドラインである「岐阜市協働のまちづくり指針」等の既存の関連構想・計画とも連携し、また、岐阜県が策定している「岐阜県景観形成ガイドライン」「岐阜県産業振興ビジョン」とも整合を図り、歴史・文化・自然の豊かな岐阜市の継承を効果的に推進していく。

特に「岐阜市景観計画」ならびに「岐阜市歴史的風致維持向上計画」とは不可分の関係にあるため、それらを踏まえた計画とする。本保存計画の対象範囲は、岐阜市景観計画で景観計画重要区域に設定された「金華区域」「金華山・長良川区域」、あるいは岐阜市歴史的風致維持向上計画における「重点区域」に内包され(付図略)、その範囲や施策の整合が図られた文化的景観保存計画とする。

1-4 保存計画策定に至る経過

(略)

第2章 文化的景観の概要

2-1 文化的景観の位置

(前略)

本保存計画の対象となる重要な文化的景観の選定申出範囲は、調査範囲のほぼ中心部に位置する地域であ

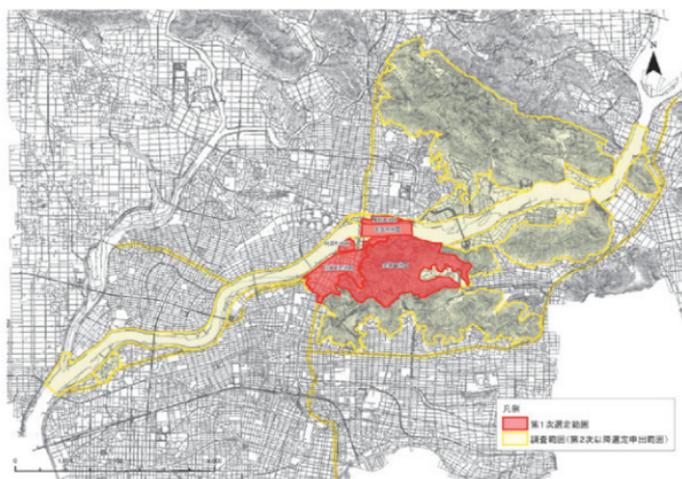


図 4-5 重要文化的景観選定範囲図

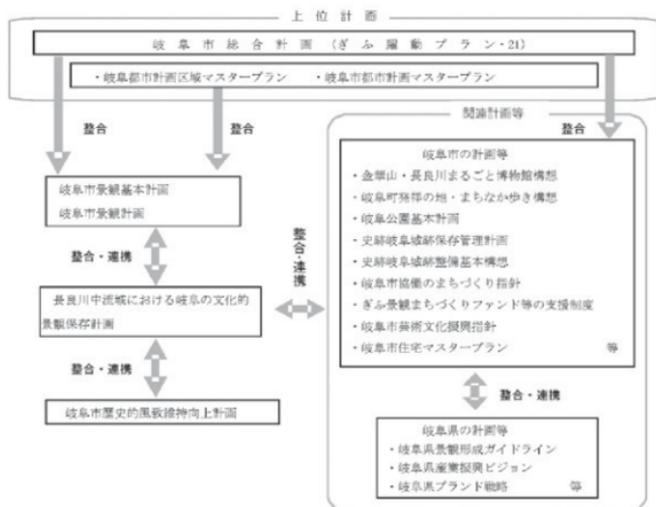


図 4-6 長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画と各種関連計画との関係

り、長良川と直接的に関係しながら、「長良川流域文化」とも呼べる流域固有の歴史や文化を蓄積し、継承する地域である。

(付図略)

2-2 文化的景観の価値 (略)

2-3 文化的景観の範囲

市全域が概ね長良川流域に含まれる岐阜市において、「2-2 文化的景観の価値」(略)に示した普遍的価値を有する地区として、表4-1に示す①~⑦が挙げられる。そのことから当文化景観の範囲は、①~⑦の地区の総体とする(図4-7参照)。

表4-1 文化的景観の構造を構成する区域の概説と地区区分

文化的景観の構造を構成する地区	地区の名称	地区の概説
①長良川のうち、美濃山地を貫き、長良川扇状地を流下する区間	長良川地区	流通往來の結節点であった川添が覆かれるとともに、長良川扇状地を支える諸機能が配され、昭和初期から風致地区として保全が図られてきた藍川橋~河渡橋までの河川の区間。
②長良川に直接する美濃山地	山地地区	船岡等に據られる等、古くから長良川扇状地の背景として認知され、昭和初期から長良川とともに風致地区として保全が図られてきた地区。
③長良川境外地の市街地	川原町地区 扇状地地区	長良川水運を主軸とする流通・往來において川添や渡河点として利用された境外地としての立地とともに、往時の繁栄を支える町並みを継承する地区。 川添や渡河点としての機能を持つ境外地の立地とともに、扇状地の居住地として継承される地区。
④金華山とその山麓に形成された旧城下町の市街地	金華山地区 旧城下町地区	斎藤道三・織田信長等の戦国武将が居城とした史跡岐阜城跡の範囲。 金華山西麓の城下町としての総構えの都市構造と、長良川を主軸とする流通・往來の経済拠点としての歴史を物語る間屋集を支えた建造物、提灯・和傘・団扇などの伝統産業の構造が継承される地区。
⑤長良川の川添に繋がる旧街道を継承する道	旧街道地区	長良川の川添や旧岐阜町と繋がり、流通・往來のネットワークを形成した高富街道、岐阜街道(御船街道)、都上街道、谷汲街道、京街道等の街道。
⑥渡船場と一体的に継承される界隈	乙津寺周辺地区	渡船場として市域に唯一現存する小艇の渡しと一体的に継承される乙津寺周辺の地区。
⑦長良川と美濃山地に挟まれた集落	周辺集落地区	美濃山地とともに、長良川扇状地の背景となり、畑作地や果樹園としての土地利用を継承してきた河町の集落(雄総集落、志段見集落、古津集落、日野集落)。



図4-7 文化的景観の範囲と地区区分

2-4 選定申出の進め方

当文化的景観は、総面積 2,356.7ha と広域にわたるため、今後、段階的に選定申出の手続きを進める予定としている。(中略)

重要な文化的景観の選定申出範囲における各地区と景観計画重要区域との対応関係を表 4-2 に示した。文化的景観における長良川地区、金華山地区及び鶴岡屋地区は景観計画重要区域の「金華山・長良川区域」に、旧城下町地区と川原町地区は景観計画重要区域の「金華区域」にそれぞれ対応している。また、平成 25 年 7 月の第 1 次選定申出は、この 2 つの景観計画重要区域に概ね該当する範囲とした(図 4-5 参照)。

その他の文化的景観の範囲における重要な文化的景観への選定申出についても、平成 26 年度以降に、詳細な範囲を検討し決定するとともに、地権者の同意等申出に必要な手続きを進め、準備が整い次第、順次選定申出を行うこととする。

(付図一部略)

2-5 地区の概要

(略)

第 3 章 文化的景観の保存に関する基本方針

重要な文化的景観の選定申出にあたり、図 4-8 に示すとおり保存管理、整備・活用、運営体制の基本方針を定める。また第 4、6、7 章において、それぞれの事項について詳述する。

3-1 保存管理に関する基本方針

文化的景観における流域固有の自然と重層する歴史により形成された土地利用と建造物をはじめとする有形の諸要素、また土地に継承された伝統的な生活・生業(無形の諸要素)に対して、それぞれ以下に示す(1)～(3)を保存管理の基本的な方針とする。

(1) 流域固有の自然と重層する歴史により形成された土地利用の継承を図る。

当文化的景観には、長良川流域固有の良好な自然環境と舟運を軸として形成された流通・往來の構造、中世末から近世を起源とする重層的な歴史によ

り形成された市街地等、文化的景観の構造に基づく土地利用が継承されている。(中略)

これらの土地利用は、文化的景観の基盤を形成するものであり、社会状況が大きく変化した今日においても、岐阜市固有の自然や歴史を表象する空間として市民のアイデンティティの形成に深く関わり続けている。今後は、時代に即した変化に対応しながらも、文化的景観の価値に配慮しつつ、長良川と金華山の良好な自然環境と、金華山における城郭及び岐阜城下町の道路網等の歴史的構造を有する市街地を一体的な土地利用とし、その持続に努める。

(2) 流域固有の自然と重層する歴史を物語る有形の諸要素の適正な保存を図る。

当文化的景観には、流域固有の自然と重層する歴史を物語る土地利用とともに、それを規定し特徴付ける有形の諸要素が多く継承され、具体的には、流通・往來の構造や中世から近世を起源とする都市の骨格として、堤防・道路・水路・街区や敷地等の諸要素が継承されるとともに、歴史の重層性を物語る伝統的家屋や土木構造物、樹木等をはじめとする諸要素が多様に現存する。

これらの諸要素は、文化的景観に継承される流域固有の自然と重層的な歴史について市民や観光客の理解を促すことのできる具体の手がかりであるため、観光事業やまちづくり活動等において積極的に活用するとともに、修復等の必要な措置を図りながら保存に努める。

(3) 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の継承と発展に努める。

当文化的景観には、長良川流域をはじめとする多様な漁撈や、材木商や紙問屋をはじめとした問屋業、美濃和紙を用いた岐阜提灯・岐阜団扇等の流域の特産物を活かして都市で育まれた製造業等、地域固有の伝統的な生活・生業が継承されている。さらに旧城下町地区には、両側町の形態が維持され、遅くとも近世までには形成されたと考えられる自治組織が現在も継承されている。これら伝統的な生活・生業

表 4-2 重要な文化的景観への選定申出の予定

順次	申出予定年月	主な地区名	面積 (ha)	景観計画の位置づけ
第 1 次	平成 25 年 7 月	長良川地区 (一部)	331.9	景観計画重要区域「金華山・長良川区域」、 「金華区域」に設定済み。
		金華山地区		
		鶴岡屋地区 (一部)		
		川原町地区 (一部)		
旧城下町地区 (一部)				
第 2 次以降	平成 26 年度以降		2,024.8	景観計画重要区域「金華山・長良川区域」 に一部設定済み。 他の部分は今後設定を検討。
合 計			2,356.7	

は、当文化的景観の価値を構成する無形の諸要素に該当するものであるものの、高度経済成長期以降の社会構造の変化を経て、その持続的な継承が危ぶまれるものも多いため、関係諸団体と連携して、伝統的な技術の継承を支援するとともに、時代に対応した発展に努める。また、旧城下町地区にみられる町を単位とした伝統的な自治組織についても、その継承と時代に即した発展に努める。

3-2 整備・活用に関する基本方針

文化的景観の整備・活用は、生活・生業や地域社

会の持続性を継承するための側面、岐阜市民の「心のふるさと」としての側面、岐阜市観光の拠点としての側面を重視することから、その整備にあたっては、文化的景観の価値や構造に即した統一感あるデザインへの配慮を図ることとし、以下に示す(1)～(4)を基本的な方針とする。

(1) 生活・生業や地域社会の持続性の充実を図る。

当文化的景観は、長良川流域を生活・生業を営む市民により形成された。しかしながら、昨今の社会情勢の変化に伴い、問屋業、伝統産業、また長良川

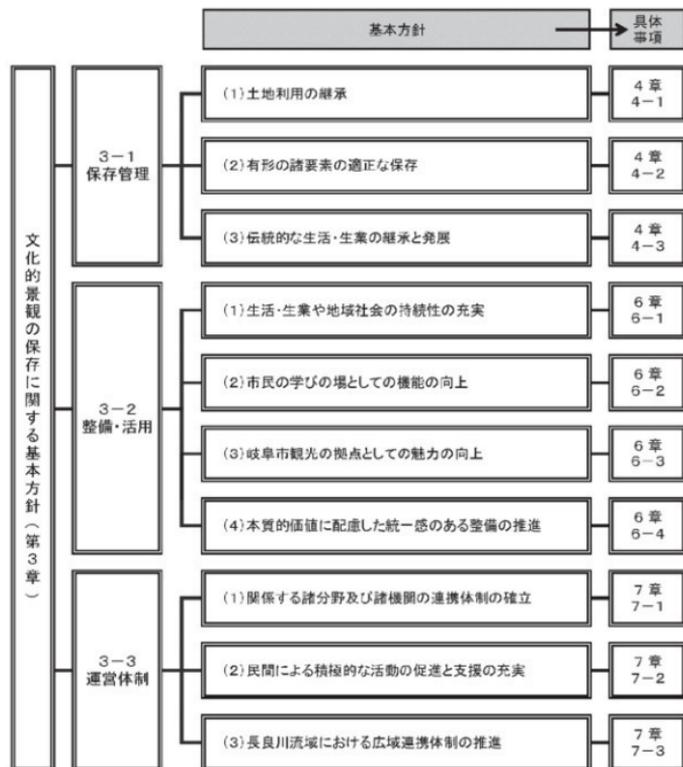


図4-8 文化的景観の保存に関する基本方針の体系

における漁撈等の生業が衰微するとともに、城下町
以来の居住空間である金華地区周辺の市街地では、
高齢化が進み、町を単位とした伝統的な地域社会と
しての活動に支障を来たす状況になりつつある。そ
のような状況の中で、地域特有の歴史資産等を核と
したまちづくり会が設立されるなど、新たなコミュニ
ティが形成されつつある。岐阜市は、時代に応じた
生業や地域社会の持続性を高めるための必要な社
会基盤等の整備を積極的に図るとともに、文化的景
観の魅力を高める住民によるまちづくり等の活動を
積極的に支援する。

(2) 市民の学びの場としての機能の向上を図る。

当文化的景観は、岐阜市固有の自然、歴史、文化
が表徴する場所として、多くの市民に意識されてい
る。岐阜市は、地域住民や市民が自治会の活動やま
ちづくり会の活動を運営、または参加することを通
してその価値を理解し、さらに地域の魅力を再発見
し、今後もそれらを継承することが可能となること
を目指し、文化的景観を「市民の学びの場」として
位置付け、各団体の活動の核となるような歴史的・
文化的資産、岐阜公園をはじめとする文化施設等の
整備等による充実を積極的に図る。

(3) 岐阜市観光の拠点としての魅力の向上を図る。

当文化的景観は、岐阜県及び岐阜市の観光拠点の
ひとつであり、特に近代以降、長良川における鶴岡
観覧と金華山・岐阜公園を中心とする歴史散策は、
岐阜市の観光の主眼として全国的な知名度も高い。
岐阜市は今後もこれらの区域における観光地として
の継承を目指すものである。昨今の社会情勢に伴う
観光スタイルの変化により、旧来の観光地における
集客状況が全体的に低下し、観光産業をはじめとす
る地域経済に影響を与えている状況の中、観光地と
しての魅力とそこに生まれる産業を次世代に継承す
るため、開発や社会状況の変化等により魅力を喪失
しないよう十分に配慮するとともに、岐阜市固有の
魅力をより分りやすく、触れやすいものとして、来
訪者に提供するために必要な整備や活用を図ること
とする。

(4) 文化的景観の本質的価値に配慮した統一感のある整備の推進を図る。

当文化的景観において、その活用のために行われ
る上記の(1)～(3)の側面をはじめとした様々な
整備事業にあたっては、文化的景観の自然的特性、
歴史的重層性、社会的継続性から成る構造を充分に
認識した上で、その本質的価値を損なわないことが

原則である。

個々の整備について文化的景観の本質的価値を損
なわないよう、その規模やデザイン等に配慮すると
ともに、文化的景観としての統一感を保つよう各事
業の相互の連携を強化し、十分な検討を図る。

3-3 運営体制に関する基本方針

文化的景観の保存に関する運営体制は、積極的に
岐阜市が事業を進めるとともに、市民を運営の主体
として行政がそれを支援する体制の確立を目指すも
のである。さらに、長良川の環境保全をはじめとす
る広域の連携体制の必要性にも留意し、以下に示す
(1)～(3)を基本的な方針とする。

(1) 文化的景観に関係する諸分野及び諸機関の連携体制を確立する。

岐阜市は、これまでも当文化的景観の自然・歴史・
文化に渡る諸分野に対する様々な施策を展開してき
た。今後とも、個別施策の充実を図りながら、相互
の連携を強化し、地域の持続的な発展に対して、そ
の効果を十分に発揮させる必要がある。

そのため、文化的景観の価値を適正に保存し、良
好な状態で次世代に継承することを共通理念とし、
その価値を高め、全国に誇る観光資産として積極的
に活用しながら地域の持続的発展を促す。また、市民
生活や生業の継承と発展に対して、行政が総体と
してサポートできるよう、文化財保護やまちづくり、
産業振興や観光等の諸分野が十分な連携を図ること
ができる庁内体制の確立を目指す。また、岐阜市庁
内のみならず、国・県をはじめとする庁外の関連諸
機関との連携の強化を図るとともに、専門家や住民・
NPO・企業等の民間を交えた運営体制を確立する。

(2) 市民をはじめとする民間による積極的な活動の促進と支援の充実を図る。

文化的景観は、範囲内住民だけでなく全ての市民
の宝である。市民自らがふるさとの景観の価値に誇
りを感じ、次世代へ継承するために考え行動すること
は、文化的景観を保護する重要な手段である。その
ため、行政には、市民自らが行う文化的景観の価値
を学ぶための活動、また文化的景観を構成する諸
要素を保存・活用する積極的な活動を推進し支援す
ることが望まれる。

文化的景観の範囲内では、環境保全や地域の文化
資産を普及啓発など、住民、建造物等の所有者、ま
ちづくり会、NPO、企業等による積極的な活動がす
でに行われている。今後もそのような活動が継続す
ることや、活動主体者への支援制度の充実が重要で

あり、市民と行政の積極的な協働体制を構築する。
3) 自然と文化を継承するための長良川流域における広域連携の体制整備を推進する。

長良川は、岐阜市の誇る文化的景観の自然・歴史・文化的側面における価値の基幹を成す重要な河川である。その水質や水量の保全、アユに代表される多様な漁業資源の保護等は、市町村単位による取り組みの他、上流から下流に及ぶ流域圏において一貫して取り組むべき課題である。また、長良川流域には、本文化的景観以外にも、「長良川流域文化」とも呼べる流域固有の歴史や文化を継承する多くの文化資産があり、それらに関連付けた魅力の創出等も検討されるべきである。そのため、岐阜市は流域の市町村との連携を図り、広域かつ長期的な取り組みを行うこととする。

第4章 文化的景観の保存管理に関する事項

本章では、保存管理の基本方針(第3章)に基づき、文化的景観の保存管理に関する事項(土地利用等に関する事項、文化的景観の価値を構成する有形の要素、伝統的な生活・生業の継承・発展に関する事項)を示す。それぞれについて、保存調査報告書により導き出された文化的景観の価値が、現状において良好に残存している部分は「現状維持に努める事項」に記述し、価値が不明瞭になっている部分、もしくはすでに滅失しているため修復が必要と考えられる部分は、「向上・修景に努める事項」に記述する。

4-1 文化的景観における土地利用等に関する事項

文化的景観の価値に配慮した土地利用等の保存管理に関する事項を示す。土地利用は、文化的景観を構成する地区ごとにその特徴が異なるため、それぞれについてその方針を定める。

1) 長良川地区

[現状維持に努める事項]

・船をはじめとする多様な漁業資源の宝庫として継承することに努め、長良川鵜飼をはじめとする多様な漁撈の良好な漁場としての利用を継続する。
・鵜飼観覧や水浴場等の利用により、市民や観光客が水と親しむ環境を維持することを目標とする。

[向上・修景に努める事項]

・「木曾川水系河川整備計画」(中部地方整備局)により治水安全度の向上を推進し、良好な自然環境を保全・再生することを目標とする。

2) 金華山地区

[現状維持に努める事項]

・長良川森林計画区(林野庁中部森林管理局)の「地域管理経営計画」「国有林野地業実施計画」に基づき、森林の適正な管理と活用により、自然度の高い植生環境の保全に努める。

・「史跡岐阜城跡保存管理計画」に基づき、史跡としての適切な管理に努める。

[向上・修景に努める事項]

・「史跡岐阜城跡整備基本構想」に基づき、史跡の価値を的確に伝達する整備を推進する。

3) 旧城下町地区

[現状維持に努める事項]

・歴史的な都市構造を基盤とし、問屋業や伝統的手工業に関連する伝統的家屋とともに、人々の生活・生業が良好に営まれる居住空間を継承する。

・中世に整備され近世以降も維持されてきた道路や水路、街区及び地割等の重層的な歴史に基づく都市構造を継承する。

・金華山と一体を成す歴史的な都市構造(総構えの土塁、道路網等)を継承する。

・自治組織及びその活動の場とともに、街区及び両側町の継承に努める。

[向上・修景に努める事項]

・道路や水路、街区及び地割等については、城下町としての総構え構造の積極的な顕在化を図り、重層的な歴史的空間としての魅力を高める。

・伝統的家屋をはじめとした建造物等の利用を促進することにより町の賑わいを創出し、観光や散策に適した区域として魅力を高める。

・岐阜公園については、近代以降の市民の憩いの場、岐阜市観光の拠点としての利用を継承する。また、戦国時代の信長公居館跡としての歴史に基づく魅力を高め、旧城下町地区や川原町地区への「まちなか歩き」の拠点として活用する。

・伊奈波神社境内及び伊奈波通りは、中世以来継承される歴史的な信仰の空間としての土地利用や景観形成を図り、参道及び境内における市民活動等の活動を促進することにより、地区の賑わいを創出する。

4) 川原町地区

[現状維持に努める事項]

・地区からの長良川への動線を維持するとともに、長良川と金華山への眺望を良好に保つ。

・材木や和紙などの問屋業を支えた伝統的家屋が集積する当地区については、所有者、地元自治会等との調整を図りながら、建造物の価値の維持とそ

れと一体となって形成されている景観の保存・活用に配慮するよう努める。

- ・自治組織及びその活動の場となる街区及び地割の継承に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・歴史的な道路や建造物を保存し、その他の建造物の修景等を積極的に図ることにより、歴史的・文化的な町並みの継承及び住環境の向上に努める。
- ・伝統的家屋をはじめとした建造物等の利用を促進することにより町の賑わいを創出し、観光や散策に適した区域として魅力を高める。
- ・鶴岡観覧船造船所とその周辺は、鶴岡観覧の拠点としての機能を継続しながら、かつての中河原渡や長良の渡しの場所として、長良川と一体となった地区の魅力向上に努める。
- ・地区東側は、岐阜公園、鏡岩水源地、瀧神社等の要素と調和した土地利用や景観形成を図り、市民や観光客の散策等に適した地区としての魅力を高める。
- ・川原町広場は、地区内外の交流と賑わいを高める空間として、また岐阜公園とのアクセシビリティを高めるための空間としての活用を図る。

5) 鶴岡屋地区

[現状維持に努める事項]

- ・地区からの長良川へのアクセスの良さを維持するとともに、長良川と金華山への眺望を良好に保つ。
- ・長良川における鶴岡の居住地としての利用を継承し、「鶴岡の里」としての魅力の維持に努める。
- ・自治組織及びその活動の場となる街区及び地割の継承に努める。
- ・長良川プロムナードは、鶴岡の鑑賞や夕涼みに訪れる観光客や住民への憩いの場として、適正な維持管理に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・長良橋下の広場から神明神社周辺は、かつての「長良渡」や「長良の渡し」の場所としての歴史の顕在化に努める。
- ・岐阜市長良川鶴岡伝承館（長良川うかいミュージアム）とその周辺は、長良川鶴岡をはじめとする伝統文化の観光客や市民への普及啓発の拠点と位置づけ、地区の価値の顕在化を図る。

4-2 文化的景観における有形の要素に関する事項

(1) 文化的景観の価値を構成する有形の要素の分類

[2-2 文化的景観の価値] (略) において、文化

的景観の構造（「長良川水運を主軸とする流通・往來の構造」、「金華山麓に栄えた都市」、「長良川鶴岡を支える諸空間」）及び価値を記述した。

文化的景観の範囲に存在する有形の要素を、区域(A)、道路(B)、水路(C)、建築物(D)、工作物(E)、敷地(F)に種別分類し、さらにそれぞれの種別について、上記の構造との関連性について要素の細分(a-f)を行った。構造と有形の要素の関係を図4-9に示す。以下、有形の要素の保存方針について、種別ごとに記述する。

(2) 文化的景観の価値を構成する有形の要素の保存方針

1) 区域（種別A）の保存方針

①長良川

[現状維持に努める事項]

- ・長良川の豊かな水量と良好な水質、さらに多様かつ固有の生態系は、国・県をはじめ流域の市町村と連携を図ることで、保全に努める。
- ・河川敷の地形は、「木曾川水系河川整備計画」（中部地方整備局）により、可能な限り自然環境の保全に努める。
- ・砂礫河原においては、地域や市民団体等と連携して除草、清掃活動等を行い、その環境の維持に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・防災等の観点からの必要不可欠な整備を行う場合には、生態系や景観への影響を最小限に留める規模やデザイン等となるよう努める。
- ・川原町地区、鶴岡屋地区は、人々が自然に働きかけて形成された歴史的な土地利用がなされた地区であり、川の利用を進める区域であることに配慮しつつ、両地区を取り囲む護岸は、防災の観点から第一に、景観を考慮した修景を検討する。

②金華山

[現状維持に努める事項]

- ・史跡岐阜城跡保存管理計画に示される保存管理方針に従い、史跡の本質的価値を構成する要素の保存に努めるとともに、活用を通じて価値の普及啓発に努める。
- ・ツブラジ、アラカシ等の常緑広葉樹が優占する森林は、「地域管理経営計画」「国有林野地業実施計画」（林野庁中部森林管理局）に基づく森林の適正な管理と活用により保全に努める。
- ・川岸の露岩地は、当地の特徴的な自然的特徴を示すものであり、防災等の観点から土木の処置が

必要な時以外は、人為的な改変を原則として行わない。

[向上・修景に努める事項]

・岐阜城復興天守や三重塔の建築物は、近代以降の金華山や岐阜公園における整備を継承するものであり、史跡の本質的価値の保存との調整を図りながら、景観に配慮した規模やデザイン等のあり方を検討する。

③都市部（鶴岡原地区、川原町地区、旧城下町地区）

[現状維持に努める事項]

・建造物や道路及び水路の保存を積極的に行い、歴史的な町並みの保存に努める。
 ・道路や堤防等に囲まれた街区の形状、両側町の形態を成す町割り及び町名の保存に努める。

[向上・修景に努める事項]

・建造物や道路及び水路について、必要と考えられる部分については修景等を図り、歴史的な町並みとの調和を図る。

2) 道路（種別B）の保存方針

[現状維持に努める事項]

・中世から近世に形成された都市構造の基盤となる道路は、中世以降の流通往来の歴史に関わる重要な要素として、今日顕在化していない地下遺構を含め、歴史的な構造の厳密な保存に努める。
 ・鶴岡原地区における川畔に繋がる細い道路は、防災上の観点に配慮しながら、その構造や幅員について、適切な維持管理、整備を検討する。
 ・文化的景観の価値を構成する要素を損う可能性

長良川流域の文化的景観の特徴				
	長良川を主軸とする 流通・往来の構造	金華山麓に栄えた都市	長良川麓を 支える諸空間	
要素の 種別	A 区域	a 流通往来の主軸となつた長良川 b 流通往来の拠点となつた都市・集落	b 景観・空間の置かれた金華山・岐阜公園 近世以前の区画や地割の形状を継承する街区	c 輪郭の基盤（軸の生態環境） f 輪郭を支える諸機能に関連する空間
	B 道路	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる道路	b 近世以前の都市構造を継承する街路・曹山道	c 輪郭を支える諸機能に関連する道路
	C 水路等	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる水路	b 近世以前の都市構造を継承する水路・堀	c 輪郭を支える諸機能に関連する水路
	D 建築物	a 近代以前の歴史・伝統産業に関連するもの	b 近代以前の都市の歴史を物語るもの	c 輪郭の注ぎ及び輪郭に関連するもの
	E 工作物	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わるもの	b 近代以前の都市の歴史を物語るもの	c 輪郭に関連する諸機能に係わるもの
	F 敷地	a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる施設の敷地	b 近代以前の都市の歴史を物語る社寺境内地	c 輪郭に関連する諸施設の敷地

図 4-9 文化的景観の価値を構成する有形の要素の分類

のある道路の新設や幅員の拡幅等は、原則として行わないよう努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・中世から近世に形成された都市構造の基盤となる道路は、必要に応じて修景により顕在化を図る。顕在化にあたっては、地下遺構に基づく本来の形状に留意するとともに、景観に配慮した統一感のあるデザインとなるように努める。

3) 水路（種別C）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・長良川からの取水に関係するもの、中世の総構えの堀や近世の岐阜奉行所の堀を踏襲するものについて、今日顕在化していない地下遺構を含め、位置などの保存に努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・長良川からの取水に関係するもの、中世の総構えの堀や近世の岐阜奉行所の堀を踏襲するものについて、必要に応じて修復や修景により価値の顕在化を図る。顕在化においては、地下遺構に基づく本来の形状に留意しながら、安全や景観に配慮した統一感のあるデザインとなるように努めるとともに、親水性などについても検討する。

4) 建築物（種別D）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・岐阜公園三重塔は、長良橋の古材を用いて大正期に建てられた岐阜公園整備の歴史を伝える建造物であり、金華山を街から遠望する際のランドマークでもあるため、史跡の本質的価値の保存と調整しながら、現位置での保存に努める。
- ・概ね昭和20年までに建造された建築物については、基本的に現状維持のための修復を施し、必要であれば、本来の意匠的特色を活かした修景を部分的に施す。

[向上・修景に努める事項]

- ・概ね昭和20年までに建造された建築物は、生活生業の場としての利用とともに、中世以来の重層的な歴史を普及啓発するための拠点としての活用や、「賑わい」を創出するための積極的な活用を図る。
- ・昭和20年以降に建造された建築物についても、地域的・年代的特色を物語る特徴的な外観形状や意匠に配慮した修景を促進するとともに、新築や増改築においても、重層的な歴史を受け継ぐまちなみとの調和に配慮した規模やデザインとなるように努める。
- ・上記の建築物の新築、修復及び修景に際しては、

既に決定している都市計画法に基づく高度地区、地区計画、及び景観法に基づく景観計画の内容を遵守する。

5) 工作物（種別E）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・概ね昭和20年までに建造された橋梁等の工作物については、旧来の位置を可能な限り継承する。

[向上・修景に努める事項]

- ・概ね昭和20年までに建造された橋梁等の工作物については、必要に応じて規模やデザイン等の向上を図る。
- ・概ね昭和20年以降に建造されたもの、または新たに設置を行うものについても、文化的景観の価値に配慮した規模やデザインとなるように努める。

6) 敷地（種別F）の保存方針

[現状維持に努める事項]

- ・近世以前から継承される社寺の境内地（墓地を含む）は、宗教的空間及び公共的空間としての利用を可能な限り維持するため、今日顕在化していない地下遺構も含めた敷地の形状を保存するよう努める。

[向上・修景に努める事項]

- ・鶴岡観覧船造船所をはじめとする鶴岡観覧を支える諸施設は、その機能や長良川に隣接する立地の維持に努め、景観に配慮した規模やデザイン等の向上を図る。
- ・水防倉庫・水防団詰所等をはじめとする長良川における生活・生業や市民活動を支える諸施設は、機能の維持に努め、景観に配慮した規模やデザイン等の向上を図る。

(3) 文化的景観の重要な構成要素の特定

文化的景観の価値を構成する有形の要素のうち、所有者等の同意が得られたものについて文化的景観の「重要な構成要素」として特定を行った。

(図4-10、11、表4-3参照、付図一部略)

(4) 現状変更等の取扱い

特定された文化的景観の重要な構成要素について、その滅失又は損、現状変更等に対する取扱いの基準を示す。

1) 滅失又は損、現状変更等の考え方

(略)

2) 重要文化的景観における現状変更の取扱い

文化的景観の重要な構成要素に係る表4-4の行為は現状変更であり、所有者等は岐阜市教育委員会と事前協議、調整を行うこととし、やむを得ず保存

表 4-3 重要な構成要素一覧

No.	名称	詳細種別	所有者	文化財等 指定状況	所在する地区				
					長良川 地区	金華山 地区	旧城下 町地区	川原町 地区	鶴岡屋 地区
種別：A 区域									
1	長良川	Aa, Ac	国土交通省	景観重要河川	○				
2	金華山	Ab	林野庁	金華山国有林/ 国史跡岐阜城跡		○			
3	長良自治会連合会範囲 鶴岡屋景観まちづくり協議会範囲	Ad, Ae, Af	民間					○	
4	金華自治会連合会範囲	Ad, Ae, Af	民間			○			
5	川原町まちづくり会範囲	Ad, Ae, Af	民間				○		
6	井の口まちづくり会範囲	Ad, Ae, Af	民間				○		
7	伊奈波界隈まちづくり会範囲	Ad, Ae, Af	民間				○		
種別：B 道路									
1	市道長良1号線	Bb, Bc	岐阜市					○	
2	市道長良2号線	Bb, Bc	岐阜市					○	
3	市道長良3号線	Bb, Bc	岐阜市					○	
4	市道長良4号線	Bb, Bc	岐阜市					○	
5	市道長良4の1号線	Bb	岐阜市					○	
6	市道長良5号線	Bb, Bc	岐阜市					○	
7	市道長良5の1号線	Bb, Bc	岐阜市					○	
8	市道長良5の2号線	Bb, Bc	岐阜市					○	
9	市道長良7号線	Bb, Bc	岐阜市					○	
10	市道長良8号線	Bb, Bc	岐阜市					○	
11	市道長良8の3号線	Bb	岐阜市					○	
12	市道長良23号線	Bb	岐阜市					○	
13	市道鶴岡屋東西線	Bb	岐阜市					○	
14	市道長良南町長良北町線（旧高富街道）	Ba, Bb	岐阜市			○	○		
15	市道長良10号線	Bb, Bc	岐阜市					○	
16	市道長良10の2号線	Bb, Bc	岐阜市					○	
17	市道東材木町湊町線（旧高富街道）	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路		○	○		
18	市道島40号線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
19	市道元浜町支線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
20	市道玉井町南北線	Ba	岐阜市	景観重要道路				○	
21	市道境外支線	Ba	岐阜市	景観重要道路				○	
22	市道松ヶ枝町湊町線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
23	市道山口町本俣町線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
24	市道梶川町元浜町線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
25	市道今町4丁目元浜町線	Ba, Bb	岐阜市					○	
26	市道本町2丁目西材木町線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
27	市道上茶屋町本俣町線	Ba	岐阜市	景観重要道路				○	
28	市道本俣町大宮町1丁目線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
29	市道西材木町上茶屋町線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
30	市道中大桑町千世敷下大道西線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
31	市道本町4丁目大仏町線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
32	市道松ヶ枝町下町支線	Ba, Bb	岐阜市					○	
33	市道松ヶ枝町松ヶ枝町1号線	Ba	岐阜市					○	
34	市道松ヶ枝町松山町線	Ba	岐阜市	景観重要道路				○	
35	市道夕陽ヶ丘岩戸線の1	Ba, Bb	岐阜市					○	
36	市道夕陽ヶ丘支線	Ba	岐阜市					○	
37	市道四原町本町4丁目線	Ba, Bb	岐阜市					○	
38	市道本町7丁目線	Ba, Bb	岐阜市					○	
39	市道本町4丁目下新町線	Ba, Bb	岐阜市					○	
40	市道本町2丁目支線（岐阜街道（御願 街道））	Ba, Bb, Bc	岐阜市	景観重要道路				○	
41	市道鶴岡町線（岐阜街道（御願街道））	Ba, Bb, Bc	岐阜市	景観重要道路				○	
42	市道米垣町線（岐阜街道（御願街道））	Ba, Bb, Bc	岐阜市	景観重要道路				○	
43	市道矢島町1丁目伊奈波通1丁目線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
44	市道中竹原町中大桑町線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
45	市道松ヶ枝町栄町線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	
46	市道矢島町1丁目伊奈波通1丁目線	Ba, Bb	岐阜市	景観重要道路				○	

47	市道矢島町2丁目松屋町線	Ba	岐阜市	○
48	市道矢島町2丁目若松町線	Ba, Bb	岐阜市	○
49	市道矢島町2丁目西野町2丁目線	Ba	岐阜市	景観重要道路 ○
50	市道廻江町本町6丁目線	Ba, Bb	岐阜市	○
51	市道矢島町1丁目広町線	Ba	岐阜市	景観重要道路 ○
52	市道伊奈波通1丁目日本1丁目線	Ba	岐阜市	景観重要道路 ○
53	市道万力町線	Ba	岐阜市	○
54	市道万力町支線	Ba	岐阜市	○
55	市道伊奈波通1丁目白木町線	Ba, Bb	岐阜市	○
56	市道白木町線	Ba	岐阜市	○
57	市道水ノ手支線(金華山登山道)	Bb	岐阜市	○
58	市道百曲支線(金華山登山道)	Bb	岐阜市	○
59	市道金華山登山本線(金華山登山道)	Bb	岐阜市	○
60	市道七曲支線(金華山登山道)	Bb	岐阜市	○
61	市道達日線(金華山登山道)	Bb	岐阜市	○
62	鼻高ハイキングコース(金華山登山道)	Bb	岐阜市	○
種別：C 水路等				
1	忠節放水路(浩コミュニティ水路)	Ca	岐阜市	景観重要水路 ○
2	今泉排水路(総構堀跡)	Cb	岐阜市	○
3	堀川堀跡	Cb	岐阜市	○
種別：D 建築物				
1	岐阜公園三重塔	Db	岐阜市	登録有形文化財 ○
2	岐阜城復興天守	Db	岐阜市	○
3	観音水源地田エシジヤ室	Db	岐阜市	登録有形文化財 ○
4	観音水源地田ボツ室	Db	岐阜市	登録有形文化財 ○
5	旧櫻井銘木店(重要な家屋)	Da	民間	登録有形文化財/都市景観重要建築物 ○
6	旧松喜仏壇店(重要な家屋)	Da	民間	登録有形文化財 ○
7	空徳屋(重要な家屋)	Da	民間	登録有形文化財 ○
8	近藤家(重要な家屋)	Da	民間	○
9	丹羽家(重要な家屋)	Da	民間	○
10	田嶋長(重要な家屋)	Da	民間	○
11	山下職匠家(マルイチ)(重要な家屋)	Dc	民間	○
12	杉山職匠家(マルワ)(重要な家屋)	Dc	民間	○
13	杉山職匠家(ワチガイ)(重要な家屋)	Dc	民間	○
14	山下職匠家(マルヤマ)(重要な家屋)	Dc	民間	○
15	杉山職匠家(ヤマジョウ)(重要な家屋)	Dc	民間	○
16	杉山職匠家(マルヨ)(重要な家屋)	Dc	民間	○
17	徳廣別館(重要な家屋)	Da	民間	○
18	後楽荘(重要な家屋)	Da	民間	○
19	川原町屋(重要な家屋)	Da	民間	景観重要建築物 ○
種別：D・F 建築物・敷地				
20	神明神社	Dc, Fc	宗教法人	○
21	庚申堂	Dc, Fc	宗教法人	○
22	背面山般若寺	Dc, Fc	宗教法人	○
23	教團山地蔵寺	Dc, Fc	宗教法人	○
24	金鳳山正法寺	Dc, Fc	宗教法人	市重要文化財 ○
25	釋林山常在寺	Dc, Fc	宗教法人	○
26	三光山妙照寺	Dc, Fc	宗教法人	市重要文化財 ○
27	鳳翔山法蓮寺	Dc, Fc	宗教法人	○
28	大徳山妙法院誓願寺	Dc, Fc	宗教法人	○
29	善光寺安樂院	Dc, Fc	宗教法人	○
種別：E 工作物				
1	折戸橋	Ea, Eb	岐阜市	○
2	霞橋	Ea, Eb	岐阜市	○
3	美登里橋	Ea, Eb	岐阜市	○

種別・A 区域					
No.	I	名称	長良川	種別	A(Aa, Ac)
地区	長良川地区			所有者等	国土交通省
写真			文化的景観 における価値	近代に至るまで当地域における流通往來の主軸として機能し、川原町地区・旧城下町地区の繁栄をもたらした。鮎の生息に適した自然豊かな河川環境が維持され、長良川輪船の良好な漁場として、また水浴場としての親水の環境として今日に継承されている。	
				保存すべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・流路、水質 ・円碑の河床 ・魚種の多様性 ・輪船の漁場としての機能

図 4-11 重要な構成要素の個別記載（〔長良川〕の例）

表 4-4 重要文化的景観の現状変更行為一覧

種 別		該当要素 No.*
A 区域	長良川（重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合）	A1 a 工作物・土木構造物の新築、改築、除去等
	金華山（重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合）	A2 a 建築物・工作物の新築、増築、改築、移転又は除去
	都市部	A3～A7 a 街区の形状の変更**
B 道路	市道（重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合）	B1～B62 a 土地の掘削、盛土、切土等の形状変更 b 付け替え、廃止、延伸、幅員の変更 c 舗装の素材や色彩等の変更 d 工作物の新築、増築、改築、移転又は除去
C 水路等	水路及び堀跡（重要文化的景観の文化財としての価値を消失させ、又は大幅に影響を及ぼす場合）	C1～C3 a 土地の掘削、盛土、切土、護岸等の形状変更 b 付け替え、廃止、延伸、幅員の変更 c 水路の暗渠化や埋立て
D 建築物	建築物	D1～D19 a 新築、増築、改築、移転又は除去 D・F20～D・F29 b 外観修繕となる修繕・模様替え c 色彩の変更
E 工作物	橋梁	E1～E3 a 改築、移転又は除去 b 色彩の変更
F 敷地	社寺境内地	D・F20～D・F29 a 敷地の変更 b 施設機能の移転

* 表 4-3 の No. と対応する。

** 小規模な開発行為の場合を除く。

に影響が及ぶ場合には、現状変更届の対象とする。

また、重要な文化的景観の重要な構成要素以外で、選定範囲内において岐阜市景観計画のほか、既存法令による届出等があったものについては、各担当部局から文化的景観部局へ照会等を行う等連携し、調整することとする。

4-3 文化的景観における伝統的な生活・生業に関する事項

(1) 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の分類

文化的景観の価値を高め、その保存を図る上で欠かすことのできない地域固有の技術や行為・信仰等の無形の構成要素について、その適正な継承を図るため、表4-5に示す要素の種別分類を行った。

(2) 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業における課題

1) 長良川鵜飼における課題

・鵜飼漁を支える船頭、船大工、道具の製作者について、後継者育成およびそれらの技術の維持・継承が困難な状況にある。また、鵜飼漁で使用する船舟や道具類の材料の確保についても困難な状況にある。

・鵜飼漁は鮎漁を基本としているが、その漁獲量は減少傾向にある。鵜飼漁の存続のため、長良川における河川環境および鮎の生育環境の保全が課題である。

・鵜飼観覧船の造船について、船大工の高齢化などから後継者の育成が課題となる。また、使用する道具類の調達も困難であること、工程における一部機械化などの変化や省略などにより、技術の維持・継承が困難な状況にある。

・鵜飼観覧船の操船について、船頭の就業や雇用形態の特異性から、特に若い世代の確保が困難な状況にある。また船頭には、安全運転を最優先とした操船が求められることから、河川状況の見極めや技術の習得に時間を要する。

2) 長良川における鵜飼以外の生活・生業文化の課

表4-5 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の分類

要素分類	要素名
長良川鵜飼	鵜飼、鵜飼観覧船事業
長良川における鵜飼以外の生活・生業文化	長良川における水浴
伝統工芸	岐阜提灯、岐阜豆腐、油紙製造
伝統行事	川まつり、岐阜まつり
市民活動	自治会活動、水防団活動、まちづくり活動等

題

・鵜飼以外の伝統的な川漁について、鵜飼漁同様、漁獲量が減少傾向にあるため、長良川における河川環境および鮎の生育環境の保全が課題である。

・長良川は、水浴場として市民に利用されるが、近年、水上バイクなどによる川での娯楽の変化により、水浴を楽しむ人々の安全確保が課題となっている。

3) 伝統工芸における課題

・伝統工芸について、より安価で便利な製品の登場により、需要が減少傾向にある。また、後継者の育成、材料調達も困難な状況にある。

4) 伝統行事・市民活動における課題

・地域における伝統行事や市民活動について、住民の就業形態や生活様式の変化、人口の減少や少子高齢化などの要因により、若年層の参加が希薄化傾向にある。これにより、伝統文化の維持や自治活動が困難になり、さらに地域への愛着心が薄れていくことが予想される。

(3) 文化的景観において営まれる伝統的な生活・生業の継承のための方針

1) 長良川鵜飼の継承のための方針

・長良川鵜飼は、岐阜市が世界に誇る伝統的かつ高度な漁法、かつ、近代以降における岐阜市の観光の中核をなすものであり、岐阜市は今後も国・県と連携し、その伝統的な漁法や習俗の継承に努める。

・鵜飼観覧船事業は、長良川における中世以来の鵜飼観覧の伝統を継承するとともに、近代以降の岐阜市の観光の中核をなすものであり、伝統的な観覧船の造船や操船技術の継承を図りながら、岐阜市の観光の核として後世に継承する。

・長良川鵜飼や鵜飼観覧の習俗等に関する調査および文化財指定を進め、長良川鵜飼文化の魅力を積極的に市民に発信し、理解の増進と意識の醸成を図る。

・持続可能な保護の仕組みづくりを推進するため、長良川鵜飼の国指定無形民俗文化財としての指定、さらにはユネスコ無形文化遺産代表リスト記載を目指す。また、観覧船の操船を始めとする鵜飼観覧文化についても、文化財としての保護を図る。

2) 長良川における鵜飼以外の生活・生業文化の継承方針

・鵜飼以外の伝統的な川漁は、その継承・復活を促進するため、後継者育成を図るとともに、長良川

の川魚を伝統的な食材として市民への普及啓発に取り組み、流通促進を図る。

- ・長良川における水浴の伝統を継承する。広域的な連携に基づく水質の保全向上を推進するとともに、関係諸団体と調整を図り、市民への普及啓発、安全への配慮などの対策を講じる。

- ・長良川鮎網とその観覧、鮎網以外に伝統漁、伝統的な渡船場の継承を目的として、岐阜市は関連諸団体と連携し、漁法や操船方法、川舟を始めとする用具製造などに関連する後継者を育成するための対策を講じるとともに、継承が危ぶまれる技術等については、将来に継承されるよう積極的に映像等による記録を図る。

3) 伝統工芸の継承のための方針

- ・岐阜提灯、岐阜扇扇、油紙などの伝統工芸は、技術の永続的な保障、流通促進のために関連諸団体との調整を図り対策を講じるとともに、継承が危ぶまれる技術等については、将来に継承されるよう積極的に映像等による記録を図る。

- ・伝統工芸は、文化的景観の魅力を高める資産として広く情報発信を行う。

4) 伝統行事の継承のための方針

- ・川まつり、岐阜まつり等の地域固有の神事や祭礼は、コミュニティの結束を強める地域住民の祭りとして、次世代に継承されるよう、関連諸団体との調整を図り対策を講じる。

- ・地域固有の神事や祭礼は、文化的景観の魅力を高める資産として広く情報発信を行う。

5) 市民活動の継承のための方針

- ・遅くとも近世初頭には成立していたと考えられる、町を単位とした重層的な自治組織及び自治会活動、もしくは水防団活動等の活動は、コミュニティの結束を強める地域住民の活動として次世代に継承されるよう、関連諸団体との調整を図り、必要に応じて対策を講じる。

- ・文化的景観に対する市民の愛着や誇りを次世代に継承するために、長良川や金華山における環境保全や、旧城下町地区、川原町地区、鵜飼屋地区におけるまちづくり等に関する市民の活動を積極的に支援する。

- ・まちにおける新たな自治活動であるまちづくり会（鵜飼屋まちづくり協議会、川原町まちづくり会、井の口まちづくり会、伊奈渡界隈まちづくり会）について、その活動の根幹となるまちづくり協定の継承に努める。また、会が推進する歴史的な町

並みの保存・活用を図る活動を積極的に支援する。

第5章 文化的景観における行為規制について

5-1 行為規制の概要

(略)

5-2 岐阜市景観計画の概要

(略)

5-3 文化的景観と他法令及び補助制度との関係

文化的景観の各地区及び重要な構成要素と、他法令及び補助制度との関係を図4-12に示す。

(付図・付表一部略)

第6章 文化的景観の整備・活用に関する事項

重要文化的景観として選定された後、整備及び活用のための計画の策定を行う。

整備及び活用のための計画は、整備活用に関する基本方針（第3章3-2）に示した「生活産業や地域社会の持続性の充実」、「市民の学びの場としての機能の向上」、「岐阜市観光の拠点としての魅力の向上」及び「本質的価値に配慮した統一感ある整備の推進」を実現するための事業の方向性を示すものである。

また、地域住民を始めとする市民や観光客の当文化的景観の価値に対する理解を深め、市民活動と岐阜市が行う事業の調和に留意することにより、まちづくり活動の継承や地域の活性化、観光地としての魅力の向上に、市民が主体的に関わることのできる計画の策定を目指す。

6-1 生活・産業や地域社会の持続性の充実に向けた整備・活用

当文化的景観は、長良川流域を生活・産業の場とする住民自身のものである。現在、産業の衰微、高齢化の進行などの課題がある中で、住民の生活・産業を持続可能にすることを旨とした整備・活用が求められる。

鵜飼屋地区・川原町地区においては、河畔への動線となる細い道路が、旧城下町地区においては中世末期～近世に整備された流通・往來のための道路が現代に継承されている。今後においても、これら住民の生活・産業の基盤となる道路網の維持・向上を図る。

また、伝統のある自治組織及び自治活動、新たなコミュニティが設立されているまちづくり会など、地域社会の活動の持続性を高めるための施設・サイン等の整備を検討する。

6-2 市民の学びの場としての機能の向上に向けた整備・活用

当文化的景観は、岐阜市固有の自然を維持する長良川と金華山、「岐阜市発祥の地」としての旧城下町地区・川原町地区、また瀬川漁を営む瀬川が暮らす瀬川原地区から成り、岐阜市の自然・歴史・文化の象徴として多くの市民に意識される区域である。

岐阜市は、市民を対象とし、これまで無意識に継承した文化的景観の価値を再認識することを目的とし、旧城下町地区の岐阜公園にある文化施設、もしくは川原町地区の鏡岩水源地区にある旧利水施設などの充実を積極的に図る。

また、文化的景観の範囲内で営まれる生活・生業を体験する活動、もしくは「まち歩き」等の活動により、地域の魅力の普及に努める。

6-3 岐阜市観光の拠点としての魅力の向上に向けた整備・活用

当文化的景観は、長良川における瀬川観覧、また斎藤道三・織田信長の拠点としての歴史を持つ金華山・岐阜公園を含み、岐阜県及び岐阜市の代表的な観光拠点として挙げることができる。

岐阜市は、今後これら区域における観光地としての継承を目指し、新たな観光資源となり得る文

化的景観の価値を普及することを目的とし、道路網などの基盤、公的施設、町並みなどの整備を積極的に図る。

また、岐阜市固有の魅力をより分かりやすく、かつ触れやすいものとして来訪者に提供するために、サイン・案内板・説明板等の設置を検討する。

6-4 文化的景観の本質的価値に配慮した統一感のある整備の推進

文化的景観の整備事業にあたっては、地域の自然特性、歴史の重層性、文化の継続性により形成された本質的価値を十分に認識し、またそれらを損なわないことが原則であり、その本質的価値に配慮した統一感のある整備及び活用事業の推進を目指す。

重要文化的景観は、景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観から選定されることとなり、整備及び活用計画の策定にあたっては「岐阜市景観計画」との調整を図ることが重要である。特に建築物等の修理・修景の具体的な方向性は、景観計画重要区域における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等との整合を図る。さらに景観重要建造物の指定を推進しながら、現行の複数の助成制度(表4-6)を活用し、所有者等との協議を適宜図ることにより、

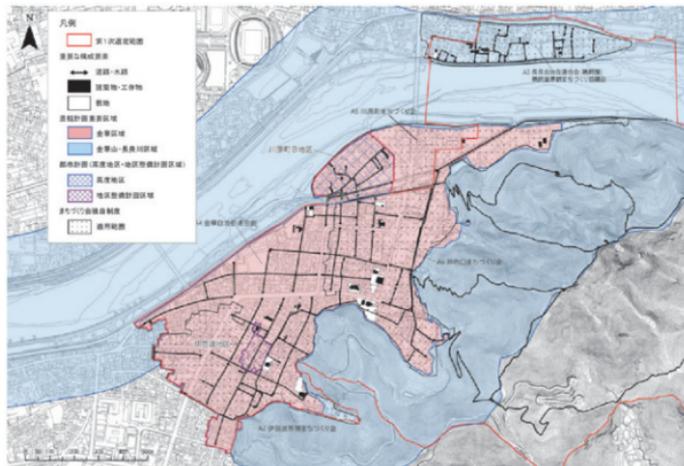


図 4-12 重要な構成要素と他法令との関係図

対象となる建築物等の歴史性や周辺の可視性と調和した修理・修景となるように努める。

また、文化的景観の本質的価値を表す伝統的な建造物が集積する地区については、所有者、地元自治会等との調整を図りながら、価値の維持とそれと一体となって形成されている景観の保存・活用に配慮するよう努める。

岐阜市は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、当文化的景観の範囲を重点区域（金華・鶴岡屋区域）を含む「岐阜市歴史的風致維持向上計画」の国による認定を受けた（平成25年4月11日）。整備及び活用計画の詳細については、この「岐阜市歴史的風致維持向上計画」と連携しつつ、今後範囲内で行う調査および地域で行うワークショップ等の成果をふまえ策定する予定である。

第7章 文化的景観の保存に必要な運営体制に関する事項

7-1 文化的景観に係る諸分野及び諸機関の連携体制

(1) 文化的景観における諸分野の事業を一体的に推進する体制の確立

岐阜市の文化財行政を所管する教育委員会事務局社会教育課では、文化財の保存・活用に関する業務全般を実施している。その中で、重要文化的景観選定範囲においては、文化的景観が文化財保護施策を面的に包括するものと位置付け、各分野で個別に展開されてきた歴史文化関連の諸施策を連携させ、景観計画、歴史的風致維持向上計画と協調してその保存と活用を図る。

重要文化的景観は、景観計画区域又は景観地区内の文化的景観から選定されることになっており、選定申請範囲は、景観計画重要区域範囲との調整を図ってきたものである。景観計画は、岐阜市の景観

行政のアクションプランであり、文化的景観の保護活用のために、まちづくり景観課との連携を推進し、景観計画の円滑な運用を図る。

一方岐阜市では、当文化的景観に含まれる市街地を始め、歴史ある市街地におけるまちづくり関連の多方面の事業を専属的に推進する庁内組織として「歴史まちづくり課」を設置した。歴史まちづくり課では、「岐阜市歴史的風致維持向上計画」を策定し、事業を推進することを始め、当文化的景観における価値や構造と協調したまちづくりを総合的かつ一体的に展開することを目指している。

岐阜市では、文化的景観の保存計画と景観計画、歴史的風致維持向上計画と連携する諸事業を円滑かつ一体的に推進するために、関係部局により横断的に岐阜市歴まち推進プロジェクトチームを組織した。今後とも、連絡・調整機関としての機能を強化し、各事業間の齟齬を解消し、文化的景観としての統一感を保つよう諸分野の相互の連携を強化し、十分な検討を図る庁内体制を確立する。

文化的景観を構成する要素は多様であり、その保存と活用は、地域の土地利用のあり方や法規制、伝統文化の継承、観光事業の推進などの課題と密接に関連する。その保存にあたっては、地域における人々の生活と生業と密接に関係すること、特性によって管理方法が異なること等から、岐阜市のみならず国土交通省、林野庁、文化庁等の国の機関、岐阜県も交えた行政組織の枠組みを越えた横断的な連携や体制が不可欠である。社会教育課は、関連する部局と協調し、国、県の関係行政機関との調整にあたり、組織的かつ継続的な取組みを行うこととする。

(図4-13参照)

(2) 文化的景観検討委員会の運営

当文化的景観における重要文化的景観の選定申請にあたり、学術専門家を委員とし、市民代表や国際

表4-6 文化的景観における修理・修景を助成する制度（平成25年7月現在）

助成メニュー	内容
文化財保存助成制度	重要文化的景観における重要な構成要素に対しては、その復旧修理及び修景等の工事が国庫からの補助の対象となる。また、国、県、市により指定または登録された文化財に対し、その修理事業等に対する補助が行われる。
景観重要建造物助成制度	岐阜市景観条例の規定に基づき、市長が指定した景観上重要な建造物に対し、その保存のための技術的援助を行い、またはその保存に要する経費の一部を助成する。
川原町歴史的建造物助成制度	川原町ならではの素晴らしい景観を岐阜市の財産として後世に残していくため、町屋等の歴史的建造物の維持・保全や一般建造物を歴史的まちなみに調相させる修景工事を行う際に工事費の一部を助成する。（平成26年3月まで）
まぶ景観まちづくりファンド	岐阜ならではの美しい歴史的まちなみを後世に守り伝えていくための基金であり、国や史からの資金拠出だけでなく、住民や企業からの寄付金を基金に積み立て、町屋などの歴史的な建物の保全や、変容してしまった町屋の再生、一般家屋などを歴史的まちなみに調査させる改修工事への助成を行う。
	当基金は景観計画重要区域の金華地区（当文化的景観の川原町地区及び旧下町地区）を助成対象地域とする。

の関係諸機関をオブザーバーとする「文化的景観検討委員会」が設置され、文化的景観の保存調査により明らかとなった価値に基づき、当保存計画の策定に関する検討が行われた。

当文化的景観が重要文化的景観として選定された後においても、文化的景観の範囲や重要な構成要素の追加、文化的景観の状況の定期的な確認や行政が行う整備活用事業の適正性について、引き続き「文化的景観検討委員会」において審議を行う。

検討委員会は、学識者、市民代表、行政機関から構成される。市における「景観審議会」などの他の審議会等との連携を図るため、一部の委員を重複することも検討する。文化的景観の保存活用には、自治会やまちづくり会を始めとする市民との協働も不可欠であり、岐阜市役所内のみならず、必要に応じて国や岐阜県等の諸機関も交えた連絡調整や意見交換等のワークショップを行う場としても位置付けられる。

(図4-14 参照)

7-2 市民を始めとする民間による積極的な活動の促進と支援の充実

当文化的景観の範囲においては、住民による自治活動、地域特有の文化資産等を核としたまちづくり会の活動が行われている。これまで岐阜市では、長良川地区や金華山地区の環境保全、川原町地区や旧城下町地区、鶴飼屋地区の町並み保全、地域住民の自治活動やまちづくり活動に対し、表4-7の各制度により助成を行い協働のまちづくりを推進してきた。今後、当文化的景観の保護のため、それらの制度との連携を検討する。

市設置の一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社(景観整備機構に指定)は、市事業を補完的にを行い、市民活動、まちづくり活動を支え、豊かな個性あるまちづくりの実現及び市民の福祉増進に寄与すること等を目的とした中間支援組織である。その他、「NPO法人ぎふまちづくりセンター」や「NPO法人歴史文化建造物等保存会トラスト岐阜」、「NPO法人長良川環境レンジャー」「長良川文化フォーラム」「ぎふ町家情報バンク」等の民間組織も、当該地域にお

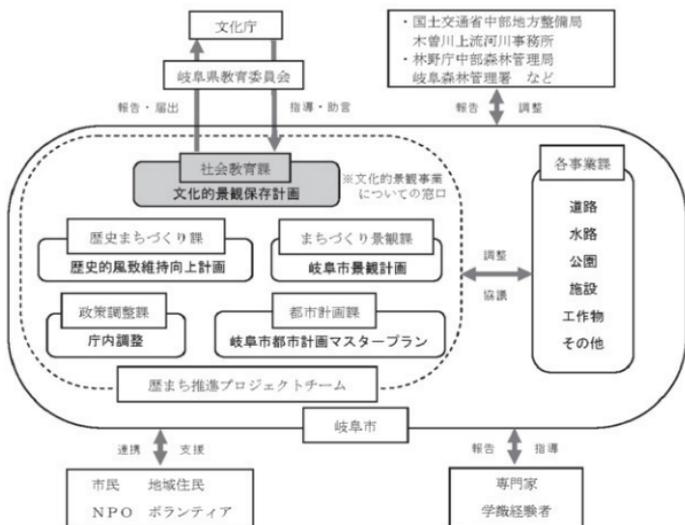


図4-13 文化的景観保護の運営体制

ける文化資産の保存と活用に関する事業を展開している。自治会やまちづくり会も含めたこれらの民間組織等と積極的に連携し、市民自らが岐阜市固有の自然、歴史、文化を再認識する機会とし、市民・事業者、NPO、公社、行政がまちづくりの目標や課題を共有し、それぞれの役割分担に基づく協働事業を検討する。

7-3 国・県・他市町村との広域連携体制の推進

岐阜市内を中心とした当文化的景観に関連する行政諸機関や諸民間団体等との連携体制を早期に構築するのみならず、長良川の流域を対象とした広域的な連携体制の推進を図る。

岐阜市では、長良川流域の固有の川文化を再考し、流域17市町の一休感の醸成を図りつつ、21世紀の新たな地域活性化につながる自治体、諸団体等との協力関係やネットワークの構築を図るものとし

て、平成13年度に「川文化ネット・ながら」として、アクションプランの作成、文化資源等の調査及びデータベースの作成、ポータルサイトの企画及びサイトの構築を行っており、これら広域連携基盤を活用した活動の推進体制を構築する必要がある。

第一に長良川流域の市町村ならびに河川管理者である国および岐阜県を始めとする行政の連携を図るとともに、「長良川文化フォーラム」を始めとする流域の自然、歴史、文化の継承に取り組むNPOや企業等の民間団体等、大学等の専門家との連携を密接に図ることを目指す。

／出典：「長良川中流域における岐阜市の文化的景観保存計画書」（平成25年7月、岐阜市）、抜粋、一部修正

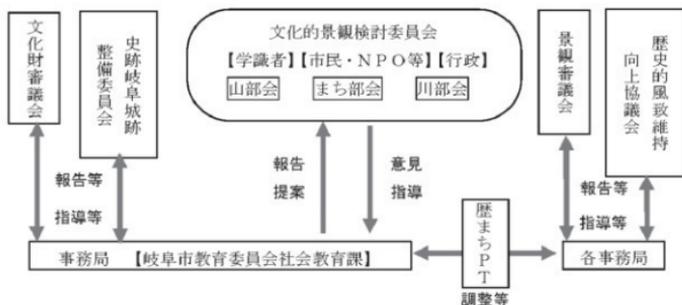


図 4-14 文化的景観活用審議会等組織イメージ図

表 4-7 市民活動等支援メニュー

助成メニュー	内容
都市景観形成市民活動助成事業 (岐阜市まちづくり推進部)	一定地域における良好な都市景観を形成することを目的として組織された団体を都市景観形成市民として認定し、良好な景観形成にかかる活動に向けた技術的支援と活動費の一部を助成する。 当該地域では、朝向日景観まちづくり協議会、川町町まちづくり会、伊奈渡甲斐まちづくり会、井の口まちづくり会が助成を受け、地域の文化資産を核とした普及啓発事業を継続して行っている。
景観アドバイザー制度 (岐阜市まちづくり推進部)	市民、民間企業等からの求めに応じ、建築物、工作物などに関する景観の相談を受けるとともに、建築意匠、デザイン・色彩、緑化の分野における専門家が、アドバイスをを行う制度。
まちづくりアドバイザー派遣 (一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社)	地域のまちづくり活動に取り組む団体に、まちづくりの専門家をアドバイザーとして派遣し、まちづくり活動への助言やまちづくりについての相談を行うことにより、地域住民の主体的なまちづくり活動の推進を図る。
市民活動支援事業 (岐阜市市民参画部)	協働のまちづくりを推進し、市民が誇りを持つ個性豊かな地域社会を実現するために、岐阜市内における地域社会の課題解決を目的とした「市民活動団体」が実施する市民による自主的かつ公益的な事業の支援を図る。 これまでに、まちづくり会のほか、長良川や金華山の環境を向上する活動を行う団体などへの支援を行っている。

5 菅浦の湖岸集落景観

滋賀県長浜市

重要文化的景観の概要

琵琶湖の最北部は奥琵琶湖と称されており、屈曲する湖岸線は変化に富んでいる。地形は極めて急峻であり、琵琶湖へ半島状に突き出た山並みから、ほとんど平地を経ずして斜面が湖深くに落ち込んでいる。このうち菅浦は、東の葛籠尾崎および西の海津大崎に挟まれて南南西に開口した大浦湾の東側に位置する。

菅浦に人が住み始めたのは、縄文時代まで遡る。奈良時代には漆が設けられ、湖上を舟が行く様が「万葉集」の和歌に詠われた。菅浦は、長久2年(1041)に園城寺円満院の荘園として立券された大浦荘の一部であったが、後に延暦寺檀那院の末寺であった竹生島に寄進された。鎌倉時代から江戸時代にかけての菅浦の動向を記した『菅浦文書』によると、永仁3年(1295)、菅浦は集落北西に位置する日指・諸河の田畑を菅浦領と主張し、以降150年余りにわたって、同じく領有権を主張する大浦と争ったことが知られる。貞和2年(1346)の『菅浦庄惣村置文』などからは、すでにこのころの菅浦において、住民の自治的・地縁的結合に基づく共同組織である「惣」が作り上げられていたことがわかる。現在も、集落自治において決定権限を有する「長老衆」を置くなど、中世以来の自治意識やそれを支えた自治組織が、緩やかに変容しながら継承されている。また、長年にわたる係争を経て、菅浦が耕作するに至った日指・諸河の農地では、現在も水田が営まれている。

菅浦は、「西村」および「東村」の2つの地区からなる。西村では、小田川が形成する小規模な扇状地の扇端部に湧出す水を利用し、東村では阿弥陀寺川をはじめとする谷川の水を受けた前田川に、イドと呼ばれる石段を設けて生活用水とするなど、両地区では主たる水利が異なる。また、かつてはそれぞれ「西の川」および「東の川」と呼ぶ舟入(舟の係留場)が存在し、現在も菅浦の氏神である須賀神社の例祭において氏子が西村と東村に分かれるなど、両地区の区分は継承されている。さらに、西村の西端および東村の東端には「西足門」と呼ぶ薬師門形式の門を設けており、集落の内と外を区別する境界施設として機能している。

菅浦では、湖から背後の山にかけて連続する地形の中で、明確な集落構造が認められる。特に、平地が狭小な菅浦では、ハマと呼ぶ湖岸の空間が生活・生業を営む上で有効に機能している。

第一に、生産の場として機能している。菅浦では境内地内だけでなく、ハマミチと呼ぶ道路を隔てた湖側にも幅を持った石垣が築かれている。これらの石垣は、琵琶湖からの波風を防いでいるほか、湖側の石垣上面では自家消費用の畑地を営んでいる。第二に、作業場として機能している。かつてはハマにハサ杭を立てて、日指・諸河で収穫した稲を干したほか、ハマで屋根葺材のヨシを切りそろえた。ハマは当たり・風



図5-1 「菅浦の湖岸集落景観」の位置



図5-2 湖岸の限られた平地に形成された菅浦

通りがよいため、現在も洗濯物を干す場として利用している。第三に、陸上と湖上との結節点として機能している。かつてはハマから湖上へウマと呼ばれる簡易な一枚板を渡し、洗い場として利用した。また、山が湖に迫る菅浦の沈降地形は、木竹を切り出し、舟へと積込むのに有利であり、山から切り出した割木等は、出荷するまでハマに貯蔵した。さらに菅浦では、琵琶湖の伝統的な定置漁法である軌進等の漁業を行っており、かつては舟をハマに係留したほか、現在もハマを漁具の修理場・仮置き場として利用している。

このように、ハマは菅浦において多様な用途が重層する極めて有用な空間であるため、湖畔のハマをもつ住戸を「浜出」と呼び、「北出」と称する山手の住戸と区別している。

以上のように、菅浦の湖畔集落景観は、奥琵琶湖の急峻な地形における生活・生業によって形成された独特の集落構造を示す景観地であり、中世の「惣」に遡る強固な共同体によって維持されてきた文化的景観である。「菅浦文書」等により、集落構造および共同体の在り方を歴史的に示すことができる稀有な事例であり、わが国民の生活・生業を理解するため欠くことができないことから、重要文化的景観に選定し、保存・活用を図るものである。／出典：『月刊文化財』第612号、一部修正



図5-3 宅地の湖岸側にある石垣上に営まれる小規模な畑地



図5-4 水路に降りる石段(イド)に小屋がけをしたミスマ

菅浦の湖岸集落景観保存計画

第Ⅱ部 「菅浦の湖岸集落景観」保存計画

第1章 保存範囲の特定

1. 計画の目的

(前略)

本計画の対象区域となる菅浦集落は、周囲とやや隔絶したその地理的環境から、独自の歴史文化が育かれ、中世の惣村と呼ばれる村落共同体の名残を色濃く残す独特の文化的景観を形成している。しかし、文化的景観の重要な構成要素となる建造物の破損や老朽化、利便性を追及した結果、湖岸の人工化による行線の喪失、交通量増加による住環境の悪化等、文化的景観が損なわれつつある現状がある。

そのため、その文化的景観の価値を地域住民や来訪者が理解し、自分たちのかけがいのない財産であることの意識を高めるとともに、その価値を損なうことのないよう保存管理を行い、これらを適切に維持するための仕組みづくりを実施することが重要となる。

よって、本計画は、保存調査により明らかになった菅浦集落の文化的景観の価値や範囲に基づき、文化的景観を継承し、地域が特徴的に発展することを旨として、適切な保全と活用の方角性を示すことを目的とする。

(付図略)

2. 検討体制と経緯

(略)

3. 位置の特定

(前略)

限られた土地での特徴的な文化的景観を生み出す範囲として、陸上部は菅浦地域全域を対象範囲とし、琵琶湖の範囲は、菅浦の漁業等の生業や生活が影響および関係する範囲とする。さらに範囲の特定にあたっては、上記に加え、菅浦住民の文化的景観の意識や心情的な一体性を考慮しその範囲を決定する。

4. 範囲の特定

範囲を図5-5で示した区域とする。

所在地：長浜市西浅井町菅浦

面積：1,568.4ha (図上求積より)

第2章 基本方針

1. 保存管理に関する基本方針

(前略)

(1) 自然的観点

(前略)

自然景観の保全にあたっては、各種の土地利用規制や環境保全施策等の各種法制により基本的な保全を行う。また、地域で可能な取り組みとして、自然景観を文化的景観の要素として認識し保存管理できる組織づくり、組織の中で保存管理するルールづくりを推進するなど、自然的景観要素の安定継続可能な体制作りを推進する。

(2) 生活・生業の観点

(前略)

生活・生業景観の保存にあたって、石垣や舟入、農業における段々畑などの形状や素材および位置等が、集落形態を形づくる重要な要素となるため、これらは復元、修繕が行えるように、法的指定による保存や地域による二次的利用(跡地の公園利用など)などを推進する必要がある。鮎漁やオオイヤサメ網漁などの漁法に関する事項、薪や蜜柑、桑の栽培など、そこで生産することによって、生業の景観をつくる重要な要素となるため、産業振興支援や継承支援を検討し、産業としての継承が難しいものについては、体験型観光(かつての集落生活、生業の体験)への利用等によって継承することを図る。

(3) 歴史的・文化的観点

(前略)

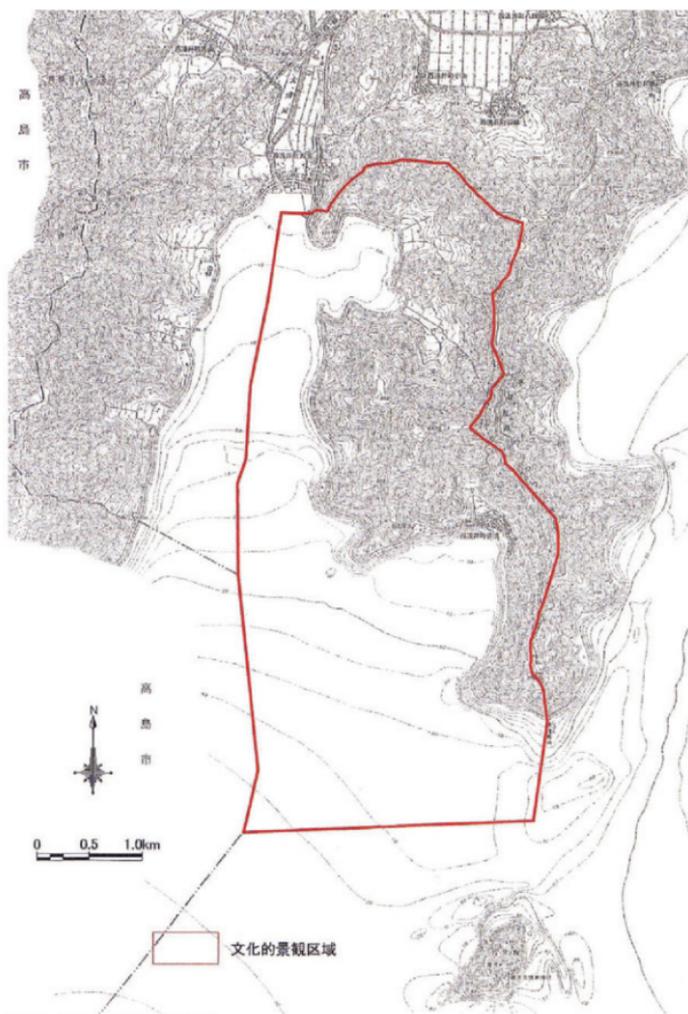
歴史的・文化的景観の保存にあたっては、骨格となる建造物等は、法的指定による保存やこれまでに継承されてきたように地域で守っていくことが基本となる。そして、これまで集落形態が現存しているのは、「惣村」と表現されるように、独自の世界観を持った地域組織があったからこそである。そのため、自治組織や祭礼行事などについても、地域住民が主体的に維持、継承、保存に努める必要がある。

2. 整備活用に関する基本方針

(前略)

整備活用については、文化的景観の価値を守り伝えるための整備、地域の生活や生業を活性化する活用を基本とする。

以上の2点を整備活用するためには、現存する重要な景観要素の価値を損なわない、来訪者によって地域の生活環境や生業の風景が損なわれない、生業



を途絶えさせないことが重要である。重要な構成要素について毀損があった場合の修復や劣化を防ぐ措置、来訪者の行動の抑制、生業の産業としての活用や継承等が必要となる。また、それらを誘導するために、保存修繕する際の指針づくりや行動計画の立案、公開領域と生活領域の明確化、観光資源としての活用を図ることが重要となる。

(1) 重要な構成要素の保全と整備

菅浦の景観を特徴づける重要な構成要素を抽出し、管理に必要な保存修繕・整備をしていく。例えば、四足門は菅浦を象徴する建造物であるが、仮に多くの方を集客することになり、そこを通行する行為が頻繁になった場合、痛みや劣化を早める原因となる。それを防止するための方法は、コンクリートで固めるといった安易な方法に頼るのではなく、多少管理の手間が必要となる方法であっても、文化的価値を損なわない方法で管理、修繕する必要がある。

さらに、重要な構成要素には、解説板を設置し、歴史的・文化的価値を伝えるとともに、多大な努力を必要とする石垣の補修や道の普請などを地域活動や体験のプログラムに組み込むなど、活用と整備を兼ねる仕組みを整備する。

(2) 公開領域と生活領域の区分

誰もが見学して回れる公開領域と原則として公開を抑制する生活領域の区分を明確にすることで、地域住民の生活や生業を阻害しない仕組みづくりを行う。

公開領域については、公開・見学に対応する施設は、基本的に既存の菅浦郷土史料館等公開可能な建屋や家屋を活用し、案内表示を設置する。案内表示については景観を阻害せず違和感のない統一されたデザインのものとして、デザインの中で公開領域と生活領域を区分できるように設置する。また、案内ガイドをつけることで、来訪者が知りえない細かな地域の規範を知らせるようにする。

(3) 生業の振興、地域での活用

菅浦の生業は、孤立した環境の中で、時代の潮流に苦しみながら、しなやかに適応してきたことによって、農業、漁業、家庭工業など多様な生業が形成され、それが生業の景観を生み出してきた。小さな集落に多様な生業があることが特徴であるため、何かひとつの産業を集中して発展していくことは、当地域の生業の振興としてはそぐわない。小規模ながらも、個々の産業が相互に関係していく中で、維持、継承されていくことが重要である。そのため、

地域の中で、相互の産業を補完し合える支援体制づくりやひとつには、近年では、地域資源を活用した観光業の取り組みがみられるため、地場産業との連携を図ることで、相乗効果を生み出す発展の方向が考えられる。

地域での活用については、これまでの生活や生業で使われている様態を出来る限り維持することに加えて、低未利用資源の活用や新たな連携を構築することが重要である。例えば、葛籠尾崎の畑では、近年まで梅やハッサクが栽培されていたが、高齢化により管理や収穫ができず放置された状態にある。それを地元主体の管理運営組織によって管理し、地域振興に活用することなどが考えられる。

(4) 観光への活用と地域での活用

文化的景観の活用については、観光への活用という側面がある。

観光への活用については、継続維持が可能なように、原則として地域住民に生活や生業の負担とならないものとする必要がある。そのため、菅浦の伝統的な生活・生業の延長上での活用を図ることが前提であり、来訪者に対しては、文化的景観の概要や見学方法を示すリーフレットを準備しておくほか、案内ガイドによる現地案内をおこない、住民の生活を阻害しないように配慮する。また、菅浦の歴史や伝統的な生業・生活の体験を観光プログラムとして取り入れることで、学校教育・社会教育の場として活用する。さらに、これらを管理運営する組織づくりを行い、保存・管理、案内ガイド、駐車場、史料館・休憩所等の運営が地域主体で実施できるようにすることが重要である。

3. 運営体制に関する基本方針

菅浦の地域住民を主体とした管理運営組織を立ち上げることを基本とする。管理運営組織は菅浦自治会の一部門として組織し、地域住民の生活に根ざした運営管理を行う。また、菅浦には、漁協や農業組合、観光協会などの産業組織があるため、そのような組織との連携をはかることで、生業の継続性や発展性を高める。そして、長浜市文化財保護センターをはじめとした、長浜市の関連部局（都市計画、建設、産業振興、観光、教育など）と連携しながら文化的景観の保存・管理を核とした地域づくりを進める。また、滋賀県や国の支援、周辺市町村等との横のつながりを持った支援体制を構築する。さらに、大学等との連携・協力、学識者からの協力体制を構築する。

第3章 保存管理

1. 土地利用の方針

(1) 自然的観点

自然的観点の保存管理にあたっては、以下の点に配慮しながら、土地所有者の協力の元、市をはじめとした行政による対応が必要となる。

- ・琵琶湖の深い湖底へと続く険しく急な斜面の山々の地すべりや崖崩れなどの斜面崩落防止等による保全に努める。
- ・集落の周辺山々および琵琶湖に生息する動植物は、菅浦の農業や漁業等の生業に密接に関連しているため、その生態系を維持するよう、生育環境の保全に努める。
- ・土砂災害や琵琶湖の氾濫等に対する災害防備にあたって、現在の自然景観を維持する工法を採用し、適正な管理に努める。

(2) 生活・生業の観点

生活・生業の観点の保存管理にあたっては、以下の点に配慮しながら、地元組織と所有者の協力の元、地域による価値の共有や地元組織での活用や継承に努めることが必要となる。

- ・現在の集落形態を維持するために、現在の土地利用形態の維持、活用に努める。
- ・生活に密接に関係してきた水路、井戸、石垣の保存に努める。
- ・舟人や避難港等、現存するものおよびかつて利用されていた石垣や突堤の保存、活用に努める。
- ・段々畑の石垣の保存、活用に努める。
- ・家庭工場等の保存、活用に努める。
- ・山の利用の推進と活用に努める。

(3) 歴史的・文化的観点

- ・中世以来の惣村の名残を伝える建造物、構造物の保存に努める。
- ・日指・諸河の水田の保存に努める。
- ・祭礼の維持、継承に必要な空間、建造物、自然物の保存に努める。

2. 行為規制の方針

(1) 法制による土地利用規制

(略)

3. 現状変更等の取り扱い基準

(1) 届出対象行為

(前略)

表5-1の行為は、届出対象とはしないが、行政協議を実施することで、届出相当の協議を実施するものとする。表5-2の行為は、行為の必要性、緊急性、

文化的景観に対する配慮が一定以上担保されることから届出不要とする。

(図5-6参照、付表一部略)

(2) 文化的景観の行為規制

景観構成要素別の現状変更および改修にあたって、構成要素の価値に大きな影響を及ぼさないよう、構成要素の根幹に係る部分の現状変更や改修の行為について、個別に一定の基準を設けることで、構成要素の価値を維持していくこととする。なお、滅失、き損については、菅浦の文化的景観の総合的な見地から、価値の維持方法等を届出時に地元組織や行政等で個別に検討するものとする。

4. 文化的景観における重要な構成要素

(前略)

景観を構成する要素は、そこに存在することで、現代までの歴史や生業を語り継ぐことを可能とする要素を抽出する。

ここでは、抽出された物件それぞれの特徴や景観との関係をまとめることで、菅浦の文化的景観を構成する要素を整理することとする。

(図5-10-12、表5-3参照)

第4章 整備活用

1. 全体に共通する考え方

文化的景観の整備活用にあたって、奥琵琶湖の自然景観と生活、生業の痕跡等が融合した一体性のある集落景観として、維持継承されることが重要である

表5-1 行政協議対象行為

届出の種類	行政協議対象行為
滅失・き損	・国、都道府県、市町村等が行う行為
	・道路、水道、下水道、電気工作物等の設置又は管理に係る行為
現状変更等	・通常の農林業の生産活動に係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理等）
	・農林業の生産活動の維持・推進を図るために必要な行為（農業構造、林業構造の改善に関する事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業等）
	・災害復旧工事等
	・維持の措置

表5-2 届出不要行為

届出の種類	届出不要行為
現状変更等	・維持の措置
	・非常災害のために必要な応急措置
	・通常の農林業の生産活動に係る行為（前項同様）
	・農林業の生産活動の維持・推進を図るために必要な行為（前項同様）
	・公共施設の管理行為全般
	・保存に及ぼす影響が軽微な行為

る。また、文化的景観の背景には、景観を構成する要素それぞれに歴史に裏付けられた物語が存在している。保存と活用にあたっては、文化的景観を構成する要素の歴史的・文化的な脈絡と地域の人々の生活や生業をつなぐことが重要となる。そのためには、地域住民が主役となる整備活用とすることが必要となる。地域住民が主役となるためには、地元住民の生活や生業に根付いた整備活用、ひいては社会経済活動に資する整備活用の方法が求められている。

そのため、以下の視点でもって、具体的な整備活用の手法や方向性を定めるものとする。

- A：生活や生業の維持に資する整備活用
- B：有機的な保存修景（外面的な復元ではなく、歴史的な意義を捉えた有機的な活用を図るための保存修景）
- C：来訪者の誘導管理

2. 整備・活用の具体的な手法と方向性

(1) 文化的景観要素の整備、活用

建造物や構造物は詳細調査に基づいて、文化的価値を損なわないように、最低限保存に必要な程度に保存修景を行う。

また、活用をする上で、四足門や御供所をはじめ須賀神社などの歴史文化に肌で触れる施設に加えて、文化的景観の構成要素となる施設について、統一した意匠の案内板などを設置し、文化的景観の一体性を形成する。また、集落の案内パンフレット等でも立ち寄り地点や注目地点を位置表示する。

さらに、普通全体の風景が特に絵になる構図となっているため、湖上や琵琶湖パークウェイからの眺望についても眺望場を整理し、観光等のPRに活用する。

保存修景するにあたって、文化的景観を損なう恐



図 5-6 現状変更等に係る手続きフロー

れのある規制・制限等についても、緩和あるいは適用除外となる施策の検討を行う。(例えば、建築物であれば建築基準法第3条「適用除外」の指定など)

(2) 既存施設、取り組みの活用

① 既存観光施設の活用

菅浦郷土史料館、つづらお荘や民俗、地元料理店を活用した散策、周遊、体験メニューを構築する。また、トイレ等の利便施設が分かるように案内板を設置する。

② 伝統行事の活用

(前略)

文化的景観が存在していることで、祭りに彩りと文化的価値をもたらしていることをPRする。

(3) 来訪者の誘導管理

1) 集落案内ガイド

住民自らが地域の生活を守り、見学者を誘導管理するための体制づくりである。表面的な建造物等の説明をする観光ガイドではなく、生活や生業の側面から集落全体の景観について、物語や民話等を交えながら集落を案内するガイドである。

(後略)

2) 案内板、解説板の設置

文化的景観の重要な構成要素の中には、村外からの来訪者に対して公開可能な施設と生活や生業と密接に関係しているものがある。それらを対外的にも見た目(例えば、案内板)で違いを持たせることで、村外からの来訪者が促してはいけない領域を区分する。

3) 地域住民が参画する活用

① 誘導管理体制

(略)

② 文化的景観の保持を誇りと感じることを継続するための外部組織・機関との連携

(略)

4) 生業が持続発展可能な整備活用

① 特産品のブランド化

(略)

② 特産品の産業振興策の実施

③ 後継者や担い手の育成

④ 地域による運営管理体制

(略)

第5章 運営・管理及び連携体制

1. 地域住民

地域住民自らが自主的に自分たちの住む地域の文化的価値を認識・再発見しながら、整備活用することが重要となる。そのため、自治会組織の一部門として、文化的景観を運営・管理するための組織づくりを行う。また、漁業協同組合や農業組合ならびに地元の観光協会等と新たな運営管理組織との間で、観光や産業の側面における連携を図ることで、生活、生業、観光が一体となった体制でもって、文化的景観の持続的な継承を推進する必要がある。

(図5-7参照)

2. 行政

長浜市の文化的景観に関する行政については、長浜市文化財保護センターが主導的な役割を持ちなが

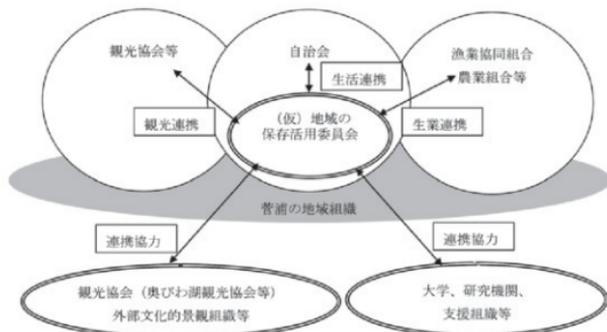


図5-7 地域住民の体制

ら、都市計画、建設、産業振興、観光、教育等の関連部局が一体となった支援推進体制を構築する。また、長浜市外との連携は、近隣の市、滋賀県をはじめ、文化庁や学術的な支援を受ける学識者等と連携を図る。

(図5-8参照)

3. 学識者・NPO等団体など

菅浦の文化的景観の価値や取り組み等を学識者やNPO等団体に市を中心に情報発信を行い、学識者・NPO等団体が持つそれぞれの専門領域の知識、経験等を、地元組織である長浜市文化的景観保存活用委員会が積極的に活用し、学識者・NPO等団体の

研究活動、事業活動との連携をする。

(図5-9参照)

／出典：『菅浦の湖岸集落景観保存活用計画報告書』
(平成26年3月、滋賀県長浜市教育委員会)、抜粋、一部修正

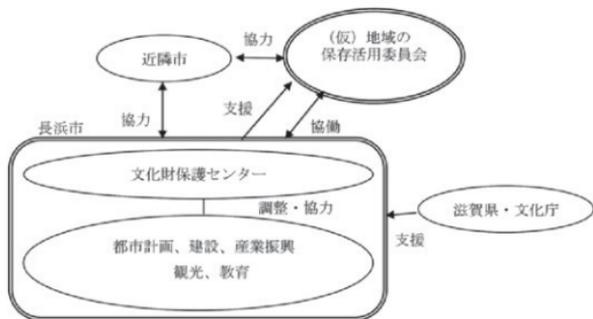


図5-8 行政の体制

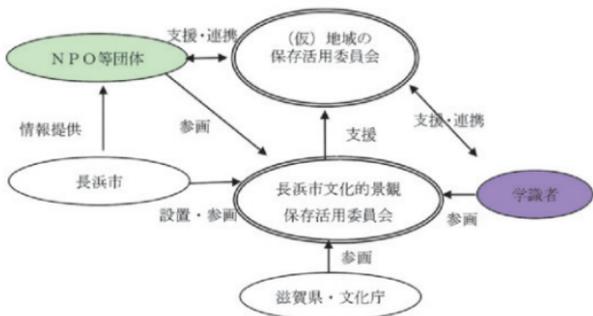


図5-9 学識者・NPO等団体の体制

表 5-3 重要な構成要素一覧

番号	名称	所有者 / 管理者	備考
1	西の四足門	普通自治会	33 石垣 個人
2	東の四足門	普通自治会	34 石垣 個人
3	普通歴史史料館	普通自治会	35 石垣 個人
4	普通公民館・石垣	普通自治会	36 石垣 個人
5	普通老人会館 (旧普通分枝)	普通自治会	37 石垣 個人
6	池の口(遊藝港)	普通自治会	38 石垣 個人
7	地蔵(東の川)	普通自治会	39 石垣 個人
8	西の道祖神	普通自治会	40 石垣 個人
9	東の道祖神	普通自治会	41 石垣 個人
10	金比羅神社	普通自治会	42 石垣 個人
11	コワタン (赤崎の時鐘)	普通自治会	43 石垣 個人
12	コワタン (ジャガ館)	普通自治会	44 石垣 個人
			45 石垣 個人
			46 石垣 個人
			47 石垣 個人
			48 石垣、住宅横の池 個人
			49 石垣 個人
			50 石垣 個人
			51 南西側の 水路の石垣
			52 石垣 個人
13	須賀神社	須賀神社	53 石垣 個人
			54 石垣 個人
			55 石垣 個人
			56 石垣 個人
			57 石垣 個人
			58 石垣 個人
			59 石垣 個人
			60 石垣 個人
			61 石垣 個人
			62 石垣 個人
			63 石垣 個人
			64 石垣 個人
			65 石垣 個人
			66 石垣 個人
			67 石垣 個人
			68 石垣 個人
			69 石垣 個人
			70 石垣 個人
			71 石垣 個人
			72 石垣 個人
			73 石垣 個人
			74 石垣 個人
			75 石垣 個人
			76 集落 普通自治会 ・個人
14	阿弥陀寺 (本堂・石垣)	阿弥陀寺	
15	真蔵院	真蔵院	
16	安相寺	安相寺	
17	祇樹院	祇樹院	
18	石垣	個人	
19	石垣	個人	
20	石垣	個人	
21	石垣	個人	
22	石垣	個人	
23	石垣	個人	
24	石垣	個人	
25	石垣	個人	
26	石垣	個人	
27	石垣	個人	
28	石垣	個人	
29	石垣	個人	
30	石垣	個人	
31	石垣	個人	
32	石垣	個人	

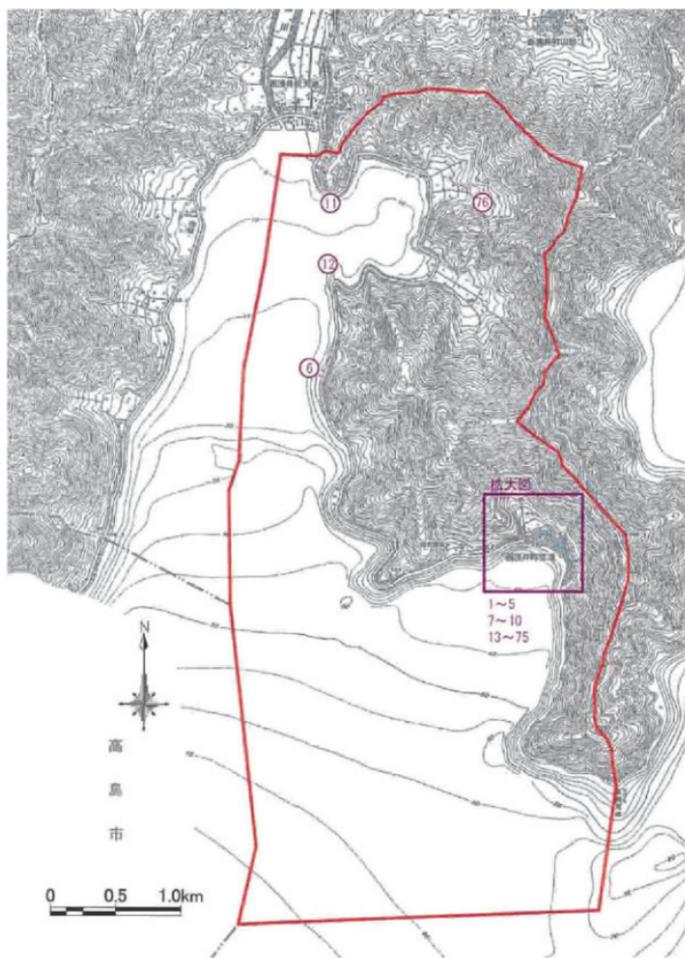


図 5-10 重要な構成要素位置図 (1) 区域全体 (重要な構成要素番号は表 5-3 参照)



図5-11 重要な構成要素位置図 (2) 拡大図 (重要な構成要素番号は表5-3参照)

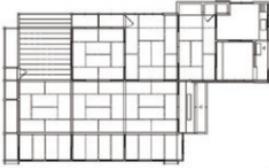
番号	15	名称	真藏院
所在地	長浜市西浅井町菅浦 498 番地		
所有者	真藏院	管理者	真藏院
概要(歴史)	真言宗豊山派の寺院で、長谷寺を大本山、竹生島宝厳寺を總本山とする末寺であるという。薬師如来を本尊とする。南北朝から室町時代前期の作と考えられる涅槃図を所蔵する。		
文化的景観としての価値	集落の歴史的背景を示すもの。一段高い場所にて建てられており、際だつて見える建物である。湖上からよく見え、琵琶湖からの景観を特徴づけている。		
取扱い基準	外観を維持し、修理にあたっては伝統的な手法で行う。		
文化的景観の価値を示す写真、図	  <p>平面図</p>		
	 <p>集落断面図</p>		
位置図			

図 5-12 重要な構成要素の個別記載（「真藏院」の例）

6 大溝の水辺景観

滋賀県高島市

重要文化的景観の概要

大溝は、比良山地と琵琶湖との間に展開する高島平野の南端に位置し、琵琶湖北西岸に迫り出す明神崎の北側に広がる集落である。地域の南部には、湖岸砂州により琵琶湖と隔てられた内湖の乙女ヶ池が展開しており、西方の山麓で営まれる水田の田越し灌漑を経た水が流入する。乙女ヶ池に群生するマツモ・マコモなどの湿性植物は、畑の肥料や家畜の飼料などに利用された。

大溝は古来より交通の要衝であり、古代北陸道の三尾駅の比定地とされるほか、湖上交通の拠点であった勝野津としても知られる。天正6年(1578)、織田信長の甥にあたる織田信澄は、長浜および安土と同様に内湖を堀として利用した大溝城および城下町を建設するとともに、西側山麓を歩いていた街道を城下へ付け替え、同時に大溝湊の整備を行った。大溝城の北西側に城下町を配するとともに、乙女ヶ池東側の砂州上に展開する打下地区には、平時には舟運および漁ろうに携わり、戦時には水軍に転換する集落を配置した。大溝城は慶長8年(1603)に廃城となったが、元和5年(1619)に大溝藩主として入部した分部氏信は城跡に陣屋を置くとともに、かつての城下町に武家地および町人地を配置し、武家地と町人地との境界に総門を設けた。武家地は堀と堀で囲まれた規模の大きい地割とされたのに対し、町人地は開口が狭く奥の深い短冊形の区画割とされ、通りの中央には水路が設けられた。さらに、大溝湊を現在の規模まで拡張するとともに、西側山麓には分部氏の転封に伴って移転してきた寺院が配置された。明治初期に蒸気船が就航し、昭和2年(1927)に鉄道が敷設されるなど、大溝を取り巻く交通事情は変化したが、旧街道沿いに列村形態をなす集落構造を残している。また、旧城下町地区では醸造業・製材業等が、打下地区ではおもに農業が営まれる生業構造が、それぞれ現在に継承されている。

旧城下町の区域では、近世に遡る2系統の古式上水道が現在も利用されている。このうち水源地と高低差がない勝野井戸組合では、埋設した水道管を用いて各戸に配水している。大溝の西側山麓に水源地をもつ日吉水道組合では、水道を地下に通しつつ、ところどころで分水のためにタチアガリと呼ばれる施設を作り、各戸に水を引き入れている。また、分部氏が祀護した日吉神社を氏神とする旧城下町の区域には、春の大祭で用いる曳山を取めた山蔵が、近世以来の自治組織である5つの組ごとに建築されている。曳山の維持にかかわる作業は、上水道の管理にかかわる作業とともに、地域共同体の結び付きを継承する機能を果たしている。

他方で、琵琶湖と乙女ヶ池との両方の水域に面する打下地区では、琵琶湖をウミ、乙女ヶ池をセドウミま



図6-1 「大溝の水辺景観」の位置



図6-2 総門前を一気に駆け抜けることを良とする大溝祭の曳山巡行が城下町の社会構造を今に伝える

たはウラウミと呼んでいる。琵琶湖側には高波・浸水防止のため、近傍で産出する石材で石垣を築き、とどころに切れ目を設けて琵琶湖への通路を確保している。湖岸の浜ではハシイタと呼ばれる棧が琵琶湖に突き出しており、各戸の洗い場として利用された。また、乙女ヶ池は農業排水および生活排水が流入するため栄養価に富み、水草が繁茂する。乙女ヶ池には水田地先の個人所有地のほか、水草の刈り取りを入札で決定していた共有地があり、内湖の共同利用の在り方がわかる。

このように、大溝の水辺景観は、中・近世に遡る大溝城およびその城下町の空間構造を現在も継承する景観地で、琵琶湖および内湖の水または山麓の湧水を巧みに用いて生活・生業を営むことにより形成された文化的景観である。琵琶湖岸の集落の中でも水利の在り方および集落構造を現在も継承する典型的な事例であり、わが国民の生活・生業を理解するため欠くことができない景観地であることから、重要文化的景観に選定し、保存・活用を図るものである。／出典：『月刊文化財』第617号、一部修正。



図6-3 街路の中央を流れ、生活用水・防火用水を供給した町割り水路（西町）



図6-4 水位を高くして分水するための「タチアガリ」

大溝の水辺景観保存計画

第1章 文化的景観の位置及び範囲

1. 計画の目的

(前略)

滋賀県では、昭和59年に制定された「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき、早くから琵琶湖やその周辺、および湖岸道路や河川周辺の景観保全が行われてきた。また高島市では、平成19年10月に「高島市景観の形成および景観計画に関する条例」を制定し、高島市の景観づくりの指針を示した「高島市景観計画」を策定している。この計画では、高島市内に数多く存在する文化的景観は、地域や市民の資産・資源として保全するとともに、新たな景観の創造をするべき地域であると位置づけられている。

高島市では、本計画に基づき、文化的景観の中でも特に重要で、持続的发展を続けることが望まれる地域を国の重要文化的景観として保存・継承していくことを目指し、平成19年7月には「高島市海洋・西浜・知内の水辺景観」の、平成22年1月には「高島市針江・霜降の水辺景観」について選定申出を行ない、それぞれ平成20年3月28日、平成22年8月5日に国の選定をうけている。

今回の選定申出対象となる地域（以下、現在も使われる地域呼称である「大溝」とする）の景観は、琵琶湖と内湖周辺および近世以降の城下町に暮らす人々の生活と自然条件が作り上げた水辺の文化的景観である。この特徴的な景観を次世代へ継承していくことは、この地域の暮らしと景観を守るとともに、今後の地域の活性化にもつながるものである。こうしたことから、「大溝の水辺景観」を市内では3地域目となる重要文化的景観として選定申出を行なうものである。

高島市では、湖岸地域一帯を景観形成推進区域（水辺景観地区）と定める「高島市景観計画」に基づき、水と密接した生活文化を現在に伝える琵琶湖沿岸の文化的景観の保存を目指しており、ここでは市南東部の湖岸一帯、とくに歴史的に古くから交通の要衝、軍事・商業の拠点として繁栄した大溝の文化的景観を保存・活用し、地域独特の魅力ある景観を継承することを目的として本計画を策定するものである。

2. 計画策定の経緯

(略)

3. 申出の区域

(前略)

今回の重要文化的景観選定申出範囲を、図6-5、6のとおり打下集落・乙女ヶ池・大溝城跡・大溝城下町を含む一帯とするものである。

第2章 基本方針

1. 全体の方針

(1) 歴史資産が良好に残る景観の保全

織豊時代に織田信長勢力により確立された内湖型城郭の貴重な遺構である大溝城跡と、江戸時代の城下町が良好に残る景観、そして古代から現代にかけて、湖西の主要な港町として繁栄してきた大溝の水辺景観の保全をはかる。

大溝城跡は、琵琶湖上に安土を中心とした交通・軍事ネットワークの創出を目指した織田信長が、弟信行の嫡男である七兵衛信澄を城主として築かせた城で、その縄張り（設計）には智将として知られる明智光秀があたったと伝えられる。信長が琵琶湖周辺に築いた安土城・長浜城・大溝城の共通する特徴は、いずれも内堀を水堀に取り込んで設計されていることであるが、その取り込んだ内湖が現在まで残されているのは大溝城だけである。他の城跡では内湖は干拓され、水域の面影が全くうかがえなくなっているだけに、大溝城跡は、近江を特徴づける内湖型城郭の景観を唯一実見できる貴重な遺構といえることができる。

また、現在残っている本丸跡の石垣は、打下村の通称「石きり」場から運ばれた石で築かれたと伝わり、石工や築城時の大工も地元の人であったことが分かっている。高島町教育委員会が昭和58年（1983）に実施した発掘調査では、本丸跡から安土城で使われたものと同型の瓦が出土し、この城が織田一門の重要な城郭の一つであったことが分かっている。

江戸時代に入り、大溝藩主として伊勢国上野から移ってきた分部信信は、織田信澄の築いた大溝城跡を襲用し、旧城の三の丸の辺りに陣屋を構え、その西方一帯に武家屋敷を配した。さらに、その北方に広がる城下町の整備に尽力し、領地支配体制の確立



図 6-5 重要文化的景観選定範囲図 (1) 全城

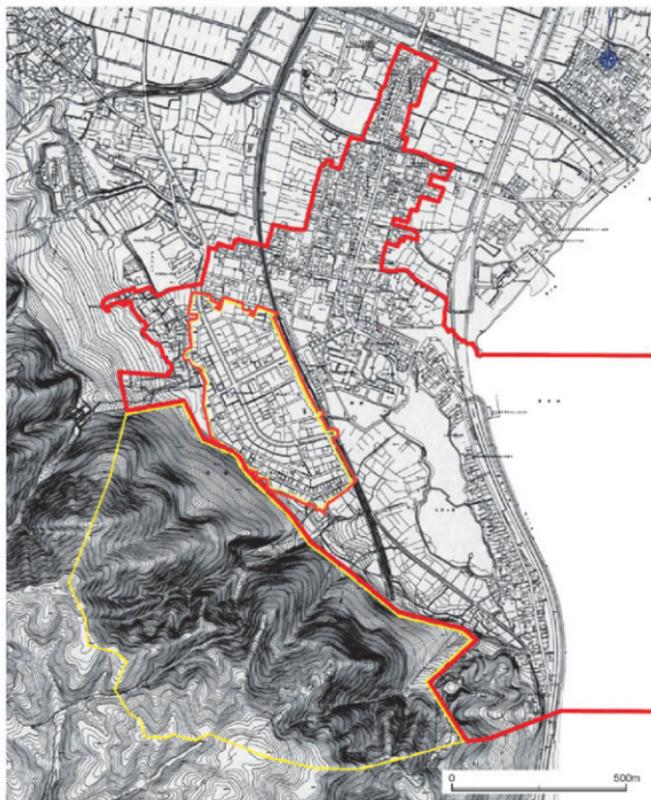


図 6-6 重要文化的景観選定範囲図 (2) 陸域

を進めた。この時期に形成された城下町の町割り・水路・家並みの景観は、特に中町・西町と呼ばれる町人の住居地であった一画において、大変良好な形で保存されており、「大溝の水辺景観」を形成する最も重要な地域の一つとなっている。

さらに城下町には、地域の特性や必要性、また各人の職掌等に応じて作られた建造物が数多く残されている。大溝陣屋の総門や武家屋敷の形態を残す民家、造り酒屋や、祭礼時に登場する曳山を収納するための山蔵などがそれで、いずれも地域独自の建築様式や城下町時代の景観を明確に現在に伝える貴重な建造物となっている。

一方、地域内にはこの地に暮らす多くの人々の信仰の拠り所となった寺社が数多く残されている。後代の修復・再建を経ている建造物も多いが、立地や境内地の状況に変化はなく、成立の歴史的背景や宗教行事への人々の意識などを明確に伝えている。

こうした歴史資産が良好に残る景観の保全には、それぞれの要素に応じた修景・整備計画が必要であり、今後の利活用を前提としつつ、所有者の理解を得ながら保存修理工事に努めていくものとする。

(2) 守り続けられてきた生活文化・地域特性の継承

琵琶湖・乙女ヶ池（内湖）・港・湧き水・町中の水路といった水辺の生活で守り続けられてきた琵琶湖沿岸地域特有の文化、風習、暮らし方を顕在化し、地域の人々にとって、より良い形で次世代へ継承していきけるようにするための支援・協力を行なう。

大溝の生活文化は、琵琶湖に突き出る明神崎と比良山系の北端にあたる山々、さらに豊富な湧き水と大小の河川と内湖、さらには眼前に広がる琵琶湖によって育まれてきたと言える。

打下集落の人々は、古くから琵琶湖を「ウミ」、集落に沿って広がる内湖である乙女ヶ池を「ウラウミ」と呼び、用途に応じてその両方の水を使い分けてきた。それは、その内湖の西側に広がる田地と山地を有効に活用することにつながり、打下の人々の生業が、農業・漁業・林業等多岐にわたることの要因ともなった。さらに、打下集落の景観上の特徴といえる内湖に沿った家並みや湖岸に築かれた石積みもまた、琵琶湖や内湖、集落の西側にせまる山地という自然的条件が作り上げたものであり、打下の現在の景観は、まさに自然とその地域に住む人々の暮らしが作り上げた文化的景観であることが分かる。

一方、大溝城跡の西北に広がる城下町・港町の地

域にも、当然のことながら守り続けられてきた古くからの生活文化が残っている。江戸時代、城下に暮らす町人・職人たちにとって、1年の中で最大級の行事であり、娯楽でもあったであろう大溝祭は、少しずつ改変が加えられてきたものの、現在も湖西唯一の曳山祭として毎年5月4日に盛大に開催されている。曳山の巡行コースにあたる通りに沿った家々では、祭礼の日には、横幕や提灯で軒先を飾り、曳山に振る舞いをしたりする光景を現在も見ることが出来る。

また、領主・分館氏が伊勢から伝えたとされる曳山祭は、完全に城下の町人・職人のものであり、郭内（藩士・武家の居住地区）の住民は、祭礼には参加をしない、という風習が現在も続いている。

また、城下の各町内すべてには、早い段階で豊富な谷水・湧き水を利用した水路が配され、生活用水、防火用水として使われ続けてきた。上水道が整備された現在も、この水を庭先や台所に引き込んだりして家庭は多く、現在も水源ごとに形成される管理組合によって水路の維持管理が図られている。

こうした生活様式、住まいの方法、伝統・伝承等は、当然地区ごとに残り方や住民の意識に違いがあり、一律に古くからのものは全て保存するというわけではない。今後、この地域に住む人々の生活にとって、大切なこと、重要なもの、残していく必要があるものをしっかり見分けた上で、地域住民と協働しながら、この地域の生活文化を保存していく必要がある。

2. 地区ごとの方針

(1) 打下集落と乙女ヶ池周辺

打下集落は、乙女ヶ池を琵琶湖から隔てる浜堤上に立地する集落で、内湖の開口部を船溜まりとして利用するという内湖を持つ湖岸集落特有の成り立ちが推定される。今回の保存活用調査の結果、これまで大溝城下町の核心部分からは外れるとみなされてきた打下集落が、大溝城の選地・設計に関わりを持っていたことが指摘されており、この地域の今後の保存については、大溝城跡と乙女ヶ池、集落西方にせまる山地全般を含めた景観・機能の保全が重要となる。

具体的には、集落の琵琶湖側に残る地元の花崗岩等を用いた防波用の石垣と、内湖側に残る舟着き用の石段といった内湖・琵琶湖と密着した特長的な景観の保存を図るとともに、乙女ヶ池については、現在の公園整備の状況を活かし、JR 近江高島駅か

ら大溝城跡を通して、打下集落へ続く見学道の整備を目指す。また、かつては打下集落の人々が日常的に用材を手に入れる場所であった山地部分についても、現在は国有林となっているが、地域に隣接する里山としての機能保全および今後の活用を視野に入れた整備を目指していく。

(2) 大溝城跡周辺

天守台跡周辺部は、現状の石垣を保存しつつ、周辺の景観と調和した城跡の保存を目指す。特に、県内唯一の織豊時代の水域の遺構としての価値を最大限に生かし、土地所有者・県との連携を図りながら、この地域の地理的・歴史的特性を保存し、見学者にアピールすることによる修景をはかる。

また、JR 近江高島駅および市民病院駐車場に隣接するという立地を活用し、見学者が気軽に城跡周辺を散策することができるよう、遺跡の価値および景観を損なわない範囲での遊歩道・案内板の設置を進める。

整備にあたっては、石垣周辺の発掘調査による遺構の確認を進めながら、絵図等の資料の分析・検討結果をもとに築城当時の大溝城をうかがい知ることのできる整備を目指す。

二の丸推定地については、病院前庭としての機能や病院利用者の利便性に配慮をした上での保存・整備を目指し、天守台跡周辺部の整備後、その部分と一体化した城跡公園としての修景・整備を行う。

(3) 大溝陣屋跡と城下の町並み

江戸時代の分部二万石の城下町の景観が各所に残る本地区においては、江戸時代の建築物・構造物の現状保存を基本とし、さらにそれらの中で修景・整備が可能なものについては、補助事業を活用しながら、保存修理の上、多くの人に見てもらおうことのできる整備活用を推進する。

具体的には、大溝陣屋総門については、本地域の普及・ガイドランスの拠点施設としての整備をはかるとともに、周辺の水路・地割りを保存し、水辺の城下町の景観を生かした町並み整備を進める。

(4) 日吉神社周辺

山麓に続く日吉神社、大善寺、円光禅寺、大溝藩分部家墓所、瑞雪禅院は、それぞれ分部氏との関わりを持ち、城下町に住む人々にとっては、信仰の対象となる寺社が立ち並ぶ地域である。建造物そのものは、建て替えや、大幅な修理が施されているものもあるが、立地は江戸時代のままであり、大溝藩では宮本となる本地域の集落の家並み、寺社が立ち並ぶ景観は重要である。

寺社等の建造物については、現状保存をはかりつつ、所有者・地域住民との連携をはかりながら、本地域の機能そのものの維持・将来的な保存に向けての整備が必要であるとする。

第3章 土地利用に関する事項

1. 既存の法令と行為規制

(略)

2. 高島市景観計画による行為の規制

(略)

3. 現状変更等の取扱い基準

(前略)

重要文化的景観選定範囲内で行なわれる公共事業については、その所有者・事業者主体等は計画が立ち上がった段階で、景観および文化的景観担当部局と事前協議を行ない、重要文化的景観の保存に影響を及ぼすことがないように、調整を図ることとする。

また、重要な構成要素以外についても、選定範囲内で高島市景観計画のほか、既存法令による届出等があったものについては、各担当部局から文化的景観部局へ照会を行なうこととし、変更の内容によ

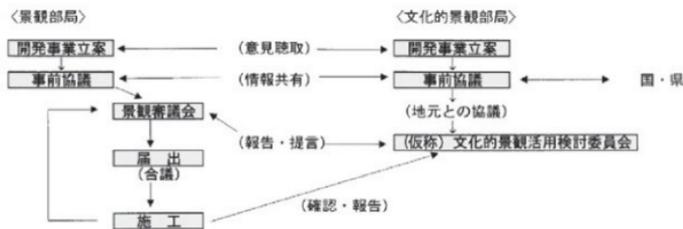


図6-7 現状変更手続きのフロー図

ては、協議を行なうこととする。

(図6-7参照)

第4章 整備・活用

1. 基本方針

「大溝の水辺景観」には、琵琶湖や内湖・周辺の山地などの自然景観、城跡や城下町内に存在する歴史遺産、それらを形成してきた水辺での人々の営み、といった多彩な要素が存在する。それらの整備・活用においては、古き良きものは継承・保存し、かつ時代の変化により変更の必要なものは、修理・再生し、現在の人々の生活にとって、必要で、かつ良好な文化的景観を維持し、地域の誇りと魅力を高めることを目指すこととする。

(1) 歴史遺産の良好な保存活用

織豊期の水城の貴重な遺構である大溝城跡、城下町に残る近世の建造物などの歴史遺産については、その本質的価値を顕在化させ、地域住民・来訪者・見学者がその価値を正しく理解・認識することにより、次世代に継承していきけることを目指す。

(2) 生活・生業の継承と維持

琵琶湖や乙女ヶ池周辺では、現在も水とともに暮らす地域独特の生活習慣が残されており、これらの営みは時代に沿った変化を遂げつつ、次世代へ継承していくことを目指す。また、近世の城下町の形成、港の発展、近代の公共交通の発達により、この地域で行われてきた商業・農業を、今後もより良い形で継承し続けることができるよう、関係建築物・施設・農地等の整備を行なう。

(3) 見学者の受け入れと地域の活性化

この地域で育まれてきた水辺の生活と歴史、自然が育んできた文化的景観の魅力を、より多くの人に発信し、理解をしてもらうことで、観光地としての活用、さらには、この地を訪れる来訪者の受け入れ体制を整えることを目指す。

江戸時代の建造物を活かした町並み整備や古民家を活用した店舗経営などをさらに推進し、これまでの城下町としての価値や魅力を活かしたまちづくり事業に加え、文化的景観の要素を広く発信することで、この地域に特別な付加価値を持たせ、見学者の増加および地域の活性化をはかる。

2. 今後の整備・活用

(1) 打下集落と乙女ヶ池周辺

琵琶湖・河川の管理者である滋賀県と調整を進めながら、改修工事等においても乙女ヶ池周辺の文化的景観および自然景観を維持できる工法の選択に努

める。内湖にかかる木橋・木道・園地に設置されている藤棚等の構造物については、平成6年以降に造られたものではあるが、現在の景観が約20年の間に地域住民および利用者に認知された姿であることを考慮し、修理・修繕に際しては現況の景観の維持・保存を基本的な考え方とする。

打下集落については、国道161号整備前の景観を明らかにすることで、地域住民が住みやすく、かつ故郷の姿として望む姿を検証する。一部に残る湖畔の石垣および内湖側の船着き場を保存し、琵琶湖と内湖に挟まれた打下集落の特徴的な景観を継承することを旨とする。

さらに、打下集落西側の山地の一部には、打下区の共有林があり、近代まで用材の調達場所および狩猟の場所として活用されていた。現在は山に入る用事が無くなったとともに、山地の植物は獣害の多大な影響をうけている。今後は、そういった山地の保全をはかるとともに、現在の住民にとっての有効な活用方法を検討していく。

[今後の具体施策]

○乙女ヶ池園地内構造物の修繕、修景については、自然公園であることから、県自然環境保全課との連携を図りながら、文化的景観に相応しい手法を検討していく。

○これまで地域住民の協力で実施されていた乙女ヶ池周辺の除草・樹木の手入れ等の活動を支援する。

○隣接住民の意見等を考慮しながら、湖畔の石垣の現状保存の方法を検討する。

○日吉神社お旅所の松の手入れを行なう。

(2) 大溝城跡周辺

本丸跡に残る天守台の石垣は、築城当時のものが残されている唯一の構造物であり、最優先に現状保存が望まれるものである。測量や資料調査により石垣の保存に必要な修理工法を慎重に検討した上で、恒久的な保存をはかっていく。併せて、雑草の除去や石垣の保存に悪影響をもたらす樹木の伐採を行なう。

また、石垣周辺の民地部分では、昭和58年の発掘調査で、面を天守台に向けた形での石列が検出されたほか、多数の瓦片が出土しており、何らかの構造物があったことが窺われるから、現況では雑草となっていて一面をふくめ、大溝城本丸跡として保存・修景措置を検討していく。

なお、現状の保護措置としては、平成7年度に天守台跡部分を旧高島町が公有地化し、町史跡に指定

している。現在は高島市指定史跡であり、現状変更等については制限がある（高島市文化財保護条例第4条）。また、周辺部分についても、周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、土木工事を実施する場合に事前の届出義務がある（文化財保護法第93・94条）。

二の丸推定地は、高島市民病院正面玄関横の園地および駐車場として利用・活用されているが、地下に遺構が保存されていることから、今後は文化的景観に相応しい保存・整備を図っていく。

[今後の具体施策]

- 本丸跡・二の丸推定地ともに、城跡公園としての保存・活用をはかる。
- 本丸跡・二の丸推定地に案内板を設置し、この場所が大溝城跡であることを、訪れた市民や観光客に広く周知する。
- 現存する近世の古絵図の分析および周辺部の発掘調査で遺構の範囲を確認し、本丸跡・二の丸推定地を併せて、市史跡の指定を目指す。
- 二の丸推定地は、将来的には城跡公園としての本格整備を目指すことから、現在の駐車場や芝生広場の移転・改修の際は、適切な遺構確認調査を行なう。
- 次期駐車場改修時には、既存駐車場スペースの有効活用や周辺用地の利用等により、他に駐車スペースを確保することができるよう検討を進める。（付図略）

(3) 大溝藩屋跡と城下の町並み

現在に伝わる近世城下町の町割り・区画・街路を活かした町並み整備を目指す。商店等が並ぶ本町・新町通りについては、現在の高島びれっじ事業協同組合による町家再生事業等を活かしつつ、商業・観光の拠点として整備・活用を進める。

また、城下町内に残る町割り水路および古式水道施設の保存を目指し、現在の維持管理が継続できる

体制作りを推進する。

武家屋敷・町家など近世の歴史建造物については、現状保存を基本とし、所有者との調整・連携を図りながら、保存修理および地域の活性化につながる活用方法を検討していく。

なお、この区域の整備・活用については、高島びれっじ事業協同組合、高島市商工会、びわこ高島観光協会等の関係機関との連携をすすめ、住民にとっても来訪者にとっても分かりやすい文化的景観の普及を目指していく。

[今後の具体施策]

- 市指定文化財である大溝陣屋総門の保存修理を行ない、展示・ガイダンス施設としての活用を検討する。
- 曳山山車の修理の検討
- 近世の絵図等から分かる城下町の景観の復元を行ない、町割り水路の整備・修景を行なう。
- 井戸中間組合の組織維持方法を検討する。
- 所有者の申出により、江戸時代の町家・寺社等建造物等の保存修理を行なう。

(4) 日吉神社周辺地区

寺社等の建造物については、現状保存をばかり、老朽化等で保存が困難になっているものについては、保存修理をはかる。大溝祭の拠点となる日吉神社を中心に、地域の人が守り伝えてきた現在の家並み・街路等の適切な保存をはかっていく。

大溝藩分部家墓所は、県の史跡に指定されており、現状変更には制限がある。

[今後の具体施策]

- 県史跡・大溝藩分部家墓所は、墓所を囲む垣が老朽化し、一部には瓦の落下が見受けられることから、早急な保存修理が必要な状態となっている。
- 日吉神社、大善寺、円光禅寺、瑞雪禅院が立ち並ぶ地域での見学ルートを設定する。

表 6-1 具体施策の当面の年度別実施計画

年	内 容	
26	遺定記念行事の間 大溝城本丸跡石垣 測量、発掘調査	文化的景観整備検 討委員会（仮称） の立ち上げ検討
27		城跡の案内看板の 設置 重要な構成要素（建 造物）の修繕
28		城下町の水路の復 元検討
29		

(表6-1参照)

第5章 運営と体制

1. 運営

文化的景観は、その範囲で暮らす住民の生活と切り離せないもので、景観を形成する暮らしの主体は、住民一人一人であるといえる。景観に対する認識には個人差があり、また住民一人一人が思い描く「良好な文化的景観」は、それぞれのこれまでの生活や主観により、差異があるものと思われる。

こうした現状を踏まえて、今後「大溝の水辺景観」の保存活用をはかっていくためには、保存活用調査で明らかになった本地域の価値や特性、魅力等を住民と行政、さらには住民同士が共有できる仕組み作りが必要である。そのため、重要文化的景観選定後は、これまでの調査に関わってきた地域住民、既存の観光協会、商工会、まちづくり委員会、歴史学習グループなどの関係団体の会員に、文化的景観保護推進事業の取り組みへの参画を促し、関係機関・住民・行政等が協働で、文化的景観を活かした地域づくりを推進する。

また、行政においては、市内の重要文化的景観の整備方針や整備のための調査等について助言を行なう「文化的景観整備検討委員会」(仮称)を立ち上げ、今後の整備方針について検討し、市内の重要文化的景観の更なる価値向上と景観形成を図ることとする。

保存のための現状変更や協議については、景観行政担当課と文化的景観担当課、その他、土地利用に関する関係法令を担当する部局で、内容や担当窓口を調整し、行政内部でのスムーズな検討・調整を進める。

2. 今後の管理体制

「大溝の水辺景観」の保存と活用は、その地域の住民自らが、自分達の住む地域の価値を認識し、その魅力を発信していくことが必要不可欠である。そのため、重要文化的景観選定後は、保存活用委員会の地域委員を中心として、文化的景観を活かしたまちづくりを考える「文化的景観まちづくり協議会」(仮称)を組織し、行政は、その活動を支援する体制を整える。協議会では、文化的景観普及事業、外部からの観光客に文化的景観を紹介する町歩きイベント、文化的景観の価値を再認識するための講演会、フォーラムなどの企画を目指し、地域住民による、文化的景観の町づくりの中心団体の役割を果たすこととする。

また、「大溝の水辺景観」が重要文化的景観に選定されると、市内には3ヶ所の重要文化的景観地域が存在することになる。このため、市内3地域の重要文化的景観範囲内で予定される土木・建築事業については、市関係課及び土木・建築等の有識者を含めた委員会等における検討を経て、実施するものとする。具体的には、行政の土木・景観・観光・商業・環境・文化財担当部局およびこれまでの文化的景観保存活用調査に関わった建築・景観の有識者等による「文化的景観整備検討委員会」(仮称)を立ち上げ、当該事業が文化的景観の価値を損なうものでないか、また文化的景観を維持するための内容となっているかの検討を行なうこととする。この中で、文化的景観への影響が大きいもの、現状変更の届出が必要なものについては、この委員会による助言・指導を得ること、文化的景観の保存を担保するものとする。

さらに、この検討委員会は、市内の重要文化的景観の今後の整備方針・内容を検討していくことを第一の役割とし、各地域の住民やまちづくり協議会からあげられた整備事業の内容を審査する役割を持つこととする。

なお、「高島市景観計画」による届出は、景観担当課が一括して受付を行なうものとするが、現状変更が必要になる場合のみ、文化的景観担当課が、行為を行なおうとする事業者に現状変更届の提出を求め、現状変更届の受付を行ない、文化庁に進達する。

(図6-8参照)

第6章 「大溝の水辺景観」における重要な構成要素

「大溝の水辺景観」には、琵琶湖や内湖・周辺の山地などの自然景観、城跡や城下町内に存在する歴史遺産、それらを形成してきた水辺での人々の営み、といった多彩な要素が存在する。このため、景観を構成する重要な要素としては、その存在が、現在に生き続ける景観や産業を形成しているもの、さらには今後も維持していくことが可能であるものを、抽出する。

ここでは、抽出された物件それぞれの特徴と景観との関わりをまとめることで、「大溝の水辺景観」を構成する要素を整理することとする。

(図6-9、10、表6-2参照)

／出典:「大溝の水辺景観」保存活用事業報告書(平成26年10月、高島市)、抜粋、一部修正

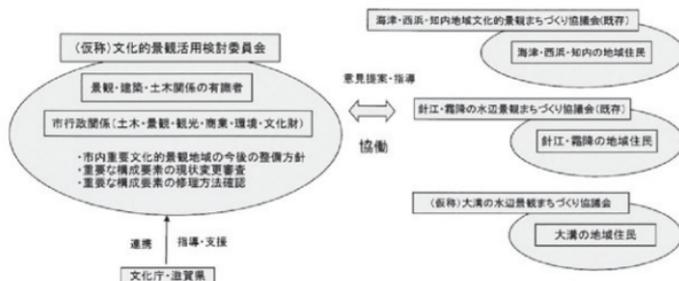


図 6-8 高島市の重要文化的景観活用・整備体制図

表 6-2 重要な構成要素一覧

種類	No.	名称	所在地等
湖沼	1	乙女ヶ池	高島市勝野字村内 3059 番、3061 番 1
道路	2	大溝城跡	高島市勝野字津 1654 番 他
水路	3	旧大溝城下地区の町割り水路	高島市勝野字市内
水道施設	4	勝野井戸組合の古式上水道関連施設	高島市勝野
水道施設	5	日吉山水道組合の古式上水道施設	高島市勝野
蔵	6	勇組山蔵	高島市勝野字尾貫 234 番 1
蔵	7	宝組山蔵	高島市勝野字市内 1365 番
蔵	8	巴組山蔵	高島市勝野字市内 1402 番
蔵	9	龍組山蔵	高島市勝野字市内 1304 番
蔵	10	湊組山蔵	高島市勝野字津 1652 番
門	11	大溝陣原砲門	高島市勝野字郭内 1688 番、1688 番 3
寺院	12	大善寺	高島市勝野字見張 2152 番
寺院	13	円光禪寺	高島市勝野字見張 2071 番
寺院	14	勝安寺	高島市勝野字市内 1238 番 1、1238 番 2
寺院	15	妙厳寺	高島市勝野字市内 1306 番
寺院	16	淨照寺	高島市勝野字村内 2966 番
寺院	17	最勝寺	高島市勝野字樺田 2909 番
寺院	18	徳善寺	高島市勝野字津 1568 番
寺院	19	流泉寺	高島市勝野字大平良 1140 番 1、1142 番 1
神社	20	日吉神社	高島市勝野字見張 2166 番
神社	21	日吉神社お旅所	高島市勝野字村内 3021 番
神社	22	打下日吉神社	高島市勝野字樺田 2763 番 3
神社	23	打下日吉神社お旅所	高島市勝野字村内 3006 番
神社	24	分部神社	高島市勝野字津 1667 番 12、1668 番、1670 番
教会	25	大溝教会	高島市勝野字市内 1242 番
商家	26	福井弘平商店	高島市勝野字市内 1387 番 1、1387 番 2、1389 番
民家	27	びれっじ 1 号館	高島市勝野字市内 1400 番
民家	28	びれっじ 2 号館	高島市勝野字市内 1330 番
民家	29	本庄家住宅	高島市勝野字市内 1224 番
民家	30	小川家住宅	高島市勝野字市内 1181 番、1190 番
民家	31	萬木家住宅	高島市勝野字市内 1275 番、1275 番 1
民家	32	井上家住宅	高島市勝野字郭内 1694 番
民家	33	山中家住宅	高島市勝野字村内 3042 番 1

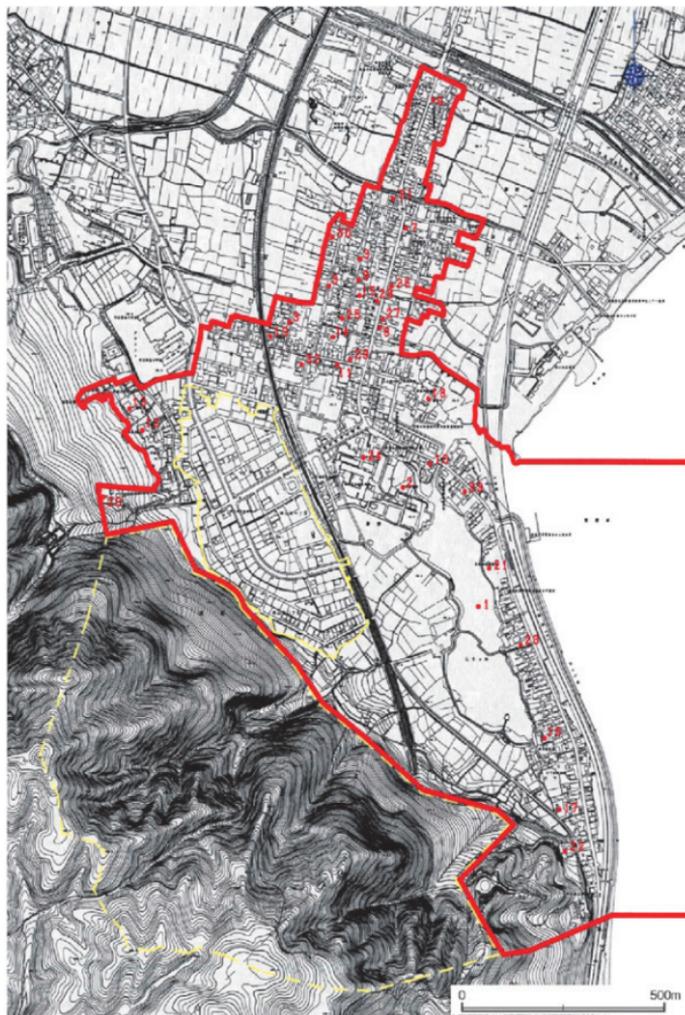


図6-9 重要な構成要素位置図（重要な構成要素番号は表6-2参照）

番号	3	名称	旧大溝城下地区の町割り水路
所在地	高島市勝野字市内		
所有・管理者	高島市		
概要	旧大溝城下地区の鶴人町に南北に通る中町・西町・石垣町の道路の中央に流れる水路。本町通りにもあったが、現在は道路幅員のため埋設されている。昭和初期の石等災害によると、水路の陸所に深い溝が設けられていたことが分かり、かつては通り沿いに家が住宅の生活用水として利用された。もともと水路は、側溝・底面ともに切石の石組みで構築されていたが、近年は周辺の道路がアスファルトで舗装されたこともあり、切石の上にはコンクリートが塗られたり、白い化粧タイルが貼られたりしている。しかし、多くはその下に本来の切石が残されており、今後の修繕により、以前の姿を取り戻すことは十分可能である。		
取扱い基準	水路としての機能を維持するとともに、修繕に際しては元の自然石を活かした手法をとる。		



中町の水路



西町の水路



図 6-10 重要な構成要素の個別記載（「旧大溝城下地区の町割り水路」の例）

7 東草野の山村景観

滋賀県米原市

重要文化的景観の概要

滋賀県の北東部では、県内最高峰である伊吹山（標高1,377m）をはじめ標高900～1,200mの山々が連なる伊吹山地が、岐阜県との県境をなしている。その西麓では、琵琶湖に注ぐ一級河川の一つである姉川が、深い渓谷を形成しながら南流する。谷底のわずかな平坦地では、甲津原・曲谷・甲賀・吉楓の4集落が展開しており、合わせて東草野地域を形成している。

この地域が古くから隣接する地域と峠道を介して密接に繋がってきたことは、当地に伝わる石造物・信仰形態・建造物等の様式によってよく示されている。特に、新穂峠・因見峠を介した岐阜県旧坂内村・旧春日村（いずれも現・揖斐川町）との繋がりおよび七曲峠を介した滋賀県旧浅井町（現・長浜市）との繋がりなど、東西方向の交流がかつて強固であったことは、明治16年（1883）に姉川沿いの道路が整備されて以降、現在に至るまで南北の交通路が主要となっていることと対比される。

峠の麓に位置し流通・往來の結節点として機能した吉楓集落は、行政施設・商店等が集中する中心地として栄えた。吉楓に至る峠には地蔵が多数立地するほか、集落内に多数分布する中世～近世期の阿彌陀仏は墓標として造られたと考えられ、往時の活況を示している。また、真宗信仰のうち顕如・教如にかかわる「廻り仏」法要では、甲津原、広瀬・坂本（岐阜県揖斐川町）、吉楓の順に峠を越えて絵像を行き来させるほか、曲谷・甲賀では福井・石川・岐阜で盛んな白山信仰が確認されるなど、県境を越えた広域の信仰圏が成立している。さらに、積雪時に主屋の入口機能を確保するためのカイドレや、装飾を凝らした大型の持送りなど民家の建築様式は、旧浅井町の他地域および旧坂内村・旧春日村と共通する。

当地では、冬季に日本海を渡った北西の季節風が伊吹山地に衝突するため、大量の降雪がみられる。毎年2～3mの最深積雪を記録するなど、東草野地域は、西日本有数の豪雪地として位置づけられる。そのため、豪雪に適した住環境上の工夫がみられる。例えば、民家の多くは融雪の利便性から棟を南北に向けつつ、南側に入口を設けて積雪時の出入りを確保している。主屋の入口に半間または1間の腕木を出し、腕木の先に出桁を乗せて庇を受け、軒下に広い空間を設けるカイドレや、厚さ80mm、奥行790mm、高さ900mmに及ぶ大型の持送りを有した民家が多いのも、豪雪に備えた建築様式と考えられる。また、集落内に巧みに張り巡らされた水路（カワ・サワ・ユカワなどと呼ばれる）およびその水を貯めたイケ・カワトなどは融雪に用いられるほか、麻織の工程にも欠くことのできないものであった。



図7-1 「東草野の山村景観」の位置



図7-2 雪の舞う甲津原集落

豪雪地という気候上の特性は、各集落に独特の副業を育んだ。甲津原では、冬場の麻布作りが盛んであった。稲刈りの後に麻を蒸し、薄く剥いだ芋を用意する。積雪があると芋を割いて繊維を作り、糸を撚り、布を織る。布は雪でさらして白くするなど、雪と深く結びついた生業が展開された。また、曲谷では明治期にほとんどの世帯において石材加工が行われた。雪のない時期に近隣の山中から切り出した花崗岩を、各戸の作業小屋で石臼等に加工していたとされる。山中には現在も石切り場の遺構が残るほか、集落内では、未成品と思われる石臼を、蔵の置き屋根の下や緩衝材、石垣・階段の石材として用いており、特異な集落景観をなしている。ほかの集落でも、雪に閉ざされる冬季はさまざまな生活道具を作る時期であり、薪小場と呼ばれる小屋に集まってワラジ・ソウリ・ワラグツ・カンジキ・ミノが作られたほか、例えば甲賀の名産である竹刀は、京都・安曇川等から原料を仕入れ、製品は名古屋へ出荷しており、広域での流通が成り立っている。

このように、東草野の山村景観は、滋賀県北東部の姉川上流において、峠を介した流通・往来によって発達した景観地で、カイドレなど独特の設備を備えた民家形態や、集落ごとに発達した副業など、豪雪に対応した生活・生業によって形成された文化的景観である。西日本屈指の豪雪地における生活・生業の在り方を示す景観地であり、わが国民の生活・生業を理解するため欠くことができないことから、重要文化的景観に選定し、保存・活用を図るものである。／出典：『月刊文化財』第605号、一部修正



図7-3 軒下に広い空間をつくるカイドレ



図7-4 石臼の未製品を用いた階段

東草野の山村景観保存計画

第Ⅱ部 米原市東草野の山村景観 保存計画報告書

第1章 沿革と目的

1. 計画の目的

1) 文化的景観の概要と価値

(略)

2) 現状と課題

(前略)

現在の東草野地域は、モータリゼーションの発達と姉川沿いの山東本東線が開通したことによって、容易に地域外へ行き来ができるようになった。これが急速な人口流出を生んだ。これにより、集落内での空き家が増えたことで家屋の荒廃、若者が減少したことでの担い手不足が地域活力の低下を生み、それが今日の過疎化・高齢化へとつながっている。

これらの課題は容易には解決しがたい。しかし、これまでの先人たちの営みによって形成された集落や生業空間、周辺環境を再認識し、保護していくことは文化的景観保護に伴って、地域の魅力を再発見することにつながる。文化的景観が保護されるということは、すなわち地域活性化の手段ともなりうると思われる。

よって本計画において、その保存の方向性を示すものとする。

2. 検討体制

(略)

3. 計画策定に至る経緯

(略)

4. 位置及び範囲 (図7-5)

(前略)

申出範囲の考え方は、南側は吉樫と上板並の字境とし、東側は各集落から見える山林の第一稜線を基準にし、西側は長浜市との行政境及び国有林境までを範囲としたおよそ2365.5haを第1次申出範囲とする(赤線図示)。また奥伊吹スキー場を含めた国有林の範囲を追加選定予定区域とする(黄色線図示)。

5. 重要文化的景観の申出についての考え方

1) 米原市の文化的景観

(略)

2) 申出についての考え方

文化的景観保存調査は、甲津原、曲谷、甲賀、吉樫の4集落を対象としている。これらの調査は平成

25年3月の報告書発行と共に、調査と保存計画策定を終えた。

申出には、申出区域が景観計画区域になっている必要があり、米原市では、都市計画課が景観計画策定を行っている。平成24年11月に滋賀県の基準を援用し、景観行政団体に移行したことにより、申出区域が景観計画区域となった。

第2章 基本方針

1. 保存管理に関する基本方針

「東草野の山村景観」は、過疎化と少子高齢化の影響により、かつて隆盛した独特の生業や集落空間が荒廃しつつある。よってそれらを保存・継承していくためには、担い手の確保が必要となる。

保存調査により明らかになった東草野地域の本質的価値は、「姉川上流域に展開する豪雪・厳冬期における独特の生活系統と水の利用により形成される景観」である。観点として、「集落及び生活・生業」、「流通・往来」、「水利用」、「無形文化・自然」が挙げられ、それらは東草野の景観の大きな特徴である「雪」への備えとして、地域の景観、生活に現れていると言える。この象では、それぞれの要素で今後期待し望むべき方向性を示すことで、東草野の景観の保護を図っていきたい。

それぞれの要素に対して、以下の方針を定めるにあたり、各要素を保存していくためには地域に住む人たちの景観保全に対する理解と自動的な取り組み、そして行政の役割を明確しておくことが必要である。また、それらを実行できる体制づくりが何より必要である。文化的景観保存計画や景観計画は、文化的景観の価値を維持し、向上させ、より良好な景観を次世代に残しておくための方策であることを心に留めておく。

(後略)

1) 集落及び生活・生業の観点

(前略)

建造物からも他地域との交流を見出すことができる。さらには雪に対する備えを確認できることから、その特徴を示すこれら建造物の保存・継承を図る。

各集落の石垣や集落内水路などは、長年にわたる人々の営みによって築かれてきたもので、文化的景

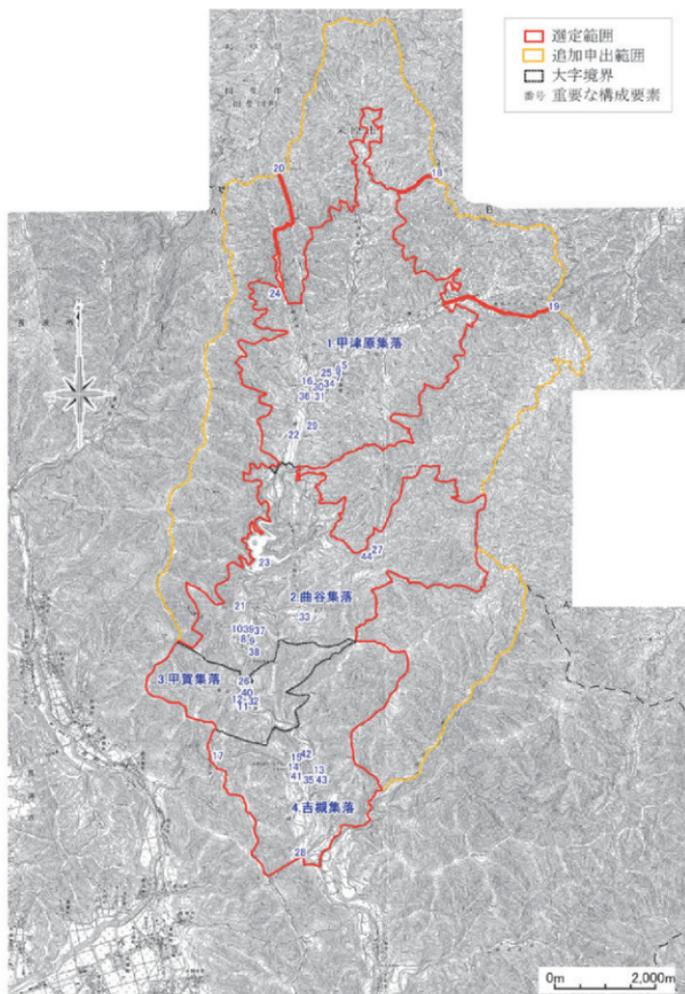


図 7-5 重要文化的景観選定範囲図・重要な構成要素位置図 (重要な構成要素番号は表 7-3 参照)

観の特徴を表すものである。よって、建造物同様に、既存の構成要素の修繕、復元なども検討していく。併せて集落に隣接する森林や農地との景観的調和を図ることとする。

地域の生業として、麻織り、石臼作り、竹刀作り等が行われていたが、現在ではそれらの生業は残念ながら途絶えている。ただし、麻畑の跡は現在ミョウガ畑となっており、漬物加工をされ、特産品にもなっている。石臼作りの名残りは、曲谷集落に残っており、未製品の石臼で作られた階段やイケ周囲の置き石、置き屋根土蔵の緩衝材として使われている等、景観要素として表れている。集落から外れた山林内にはマンガン鉱や、実際に石を加工していた石切り場の遺構が多数残存している。これらを散策ができるような整備が望まれる。

このように時を経て、土地利用の変化は見受けられるものの、景観としては往時の姿を造ることが可能である。よって、それらの要素を保存・継承していくことを図る。

2) 流通・往來の観点

東草野地域は、今日では姉川沿いに通っている県道山本東線が往來のための唯一の動脈といえる。しかしながら、かつては山地を横断する峠道による往來が盛んであり、川沿いの道よりも一般的なものであった。(中略)

これらの峠道により、人や物資、文化が東草野で交流した。とくに吉観では物資の集散地としてにぎわいを見せており、数十の商店や宿が営まれていた。現在は数軒にまで減少しているものの、いくつかの商店は当時のままで営業されており、それらは景観要素となり得るため、保存・継承していくことを図る。

東草野地域には多くの伝承文化が残っている。(中略) これらの継承地は他地域との往來により、形成されたものであるため、保存・継承を図る。

流通・往來に欠かせない峠道も、新道として整備されているものもあるが、古道も残っている。これらの新旧の峠道は構成要素となるため、併せて保存・継承していくこととした。

3) 水利利用の観点

(前略)

集落によっては湧水やイケが多数確認されており、水利利用の景観も生まれているので、これらの保存・継承につとめる。

大規模な水利用として、吉観集落外の山林内に大

正3年に建設された姉川発電所跡といった比較的最近の近代遺産も存在している。発電所跡をはじめ、発電所跡までの水路跡が約3kmに渡って残っており、これらの遺構の保存・継承を図るとともに整備が望まれる。

(後略)

4) 無形文化・自然の観点

(前略)

無形の要素の保存・継承を図る上では、祭礼や年中行事に代表されるように、それらが執り行われる「空間」である寺社境内も併せて保存することを忘れてはならない。

東草野地域の大半は、山林域が占めている。山林域には希少な動植物であるツキノワグマやニホンカモシカ、イヌワシが確認されていることは、東草野の山林の生態系が保全されていることを示している。よって、これらの生態系を今後崩さないようにするための、山林環境の保全を図っていく。

5) 雪の観点

(前略)

雪によって結ばれた地域の絆は、過疎化により失われつつある。しかし、雪によってもたされた東草野の文化的景観を保護することにより、目に見える景観をはじめ、地域の結束を再び蘇らせることができる。すなわち地域コミュニティを守ることにより、景観は保全されると考えられる。

2. 整備活用に関する基本方針

(前略)

1) 整備活用体制

選定後の整備活用については、地域住民・行政・各種団体・専門家等の担い手が相互に理解を図り、協働で取り組んでいく必要がある。

まず、地域住民の役割としては、文化的景観保護の主体として、普段から強い意識を持ち、良好な景観づくりに努める姿勢が求められる。特に、重要な構成要素の保全は重要であり、家屋の新築・改修等における周囲景観への配慮、文化的景観に関する研修や協議会、先進地視察等への積極的な参加が望まれる。

事業者は、選定範囲内における建築・土木・屋外広告物など、景観に及ぼす影響が大きい分野において、景観に配慮した事業に努める必要がある。また、文化的景観保全のための基金の創設や、関連事業への助成制度の設立といった支援体制の充実を図ることが求められる。

行政の役割としては、文化的景観制度のさらなる周知を行うとともに、地域住民の意見を反映した文化的景観施策の実施が何より重要である。国・県・他の地方公共団体・関連機関・行政内の他部署等に積極的に働きかけ、理解と協力を求め、連携・調整を図ることとする。さらには有識者のかか市民や関連機関等からも意見を聴取し、文化的景観の保存整備に取り組んでいくこととする。また、公共事業の際には、景観づくりの先導役として景観配慮型の公共施設整備を進めることとする。また現在、東草野まちづくり懇話会が中心として行っている事業への支援や、都市部へのPR、ルート整備を積極的にサポートすることが必要である。

専門家は、文化的景観についての専門知識や経験をふまえ、地域住民・事業者・行政に対して良好な景観づくりの指導的役割を担う必要がある。また、当該地区に根付いている文化的景観の特性や価値について、第三者にわかりやすく伝え、普及啓発に努めることが求められる。

2) 整備活用の考え方

①集落及び生活・産業

東草野では穏やかな山村景観が保持されている。しかし地域外への人口流出に伴い、空き家が増え、家屋維持の行き届いていない家屋も目立っている。また、調査で明らかになった家屋構造を伴わない和風建築やプレハブ住宅が今後増えていく可能性もある。これらについては、景観部局と連携し、景観協定の締結も視野に入れ、より自発的な景観創造へと繋げることとする。また、曲谷のように集落内に石臼が随所で見られるような独特な景観は、当該地域の文化的景観の価値を高めている。整備を進めていくにあたり、土地利用を尊重した整備を行うことが必要である。

②流通・往来

東草野は峠道の流通往来によって、人や物資をはじめ、無形文化や建築様式が伝わったものが現存している。その役目を持った峠道は当地域では重要な構成要素となろう。現状を把握し、今後の整備計画を検討していく。

無形文化の多くは寺社境内等で継承されている。また、寺社周囲の社叢は伐採などの人為的攪乱を受けずに今日に至っている。このことから寺社境内は歴史文化をはじめ、自然観点からも貴重であり、今後の保全・活用に努めていきたい。

③水利用

東草野の景観で大きな要素である集落内水路は、現在では野菜や農具などの洗い水、融雪利用として限定されている。しかしながら、昨今では集落内水路は環境保全や景観整備などの目的で再評価され、環境用水目的に利用されることも多くなってきている。整備に際しては、そのような新たな機能付加を視野に入れていく必要がある。また現在コンクリート化しているものは、今後修理する際には、できるだけ自然調岸に近いものを目指していく。

結川発電所跡といった遺構群は、改めて現状を把握し、より効果的な方策を講ずることとする。

④無形文化・自然

過疎化の影響があるものとして無形文化の継承が考えられ、担い手不足は継承の困難を示す。地域内での担い手確保を努めることに併せて、寺社の年中行事などの記録調査を進めていく。

自然域では動植物の生態系が保全されており、現状維持に努める。しかし、自然域では多岐の変化でも大きく生態系に影響を与えることも考えられるため、自然域内での整備を進めるにあたってはこの点を留意する必要がある。

3. 管理運営に関する基本方針

文化的景観の管理運営については、当地域でも過疎化等により、現在の景観を保つことが難しい問題となっている。重要なのは、維持管理が困難である理由を把握し、それをいかに取り除いていくかの仕組み作りを検討していくことである。例えば農業において後継者不足であるのならば、農地所有者のみで管理して行くのではなく、その地区に住む近隣の人々や、都市部からの参加者呼び込み、積極的に景観保全に関わることができる仕組みが必要になってくる。

平成19年に発足した「東草野まちづくり懇話会」が中心となり、まちづくりや地域内外の交流イベントが実施されている。既に実施されている事業に併せて、景観保全の活動や文化・伝統の継承を盛り込んでいくべきであると考えられる。

一方の行政の体制も整理、強化が必要がある。文化的景観の継承・活用においては、教育委員会のほか、都市計画、農林、観光、企画部局等の多くの協力連携が必要となる。県関係部局との連絡調整も含めて、関係機関が密に協力できる体制を整備することが不可欠である。その上で、地域活動を積極的に支援していくこととする。

第3章 保存管理

1. 保存管理に関する考え方

(前略)

景観構成の要素による保存管理の在り方を示すこととする。

(表7-1参照)

表7-1 保存管理に関する考え方

観点	景観構成要素	保存管理の方針
住居		良好な景観を有する住居群としての景観保全を旨とする。
		形態・仕上げ・色彩等については周囲の景観との調和に努める。
		敷地内の石垣の保全に努める。
		新築家屋を検討する場合、多くは木造家屋が主であるので、周囲の景観と調和するには、木造家屋が望ましい。
		各敷地内の建造物の配置は、地形的な制限を受けない限り、これまで通り、前庭をもつ配置とすることが望ましい。
		既存のものは、敷地の緑化や、木葉等により、景観阻害要因の遮蔽を進める。
		新築・改修等をする場合、形態・公共施設
		住上げ・色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和に努める。
		高さ・規模・色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和を図る。
		使用されなくなった工作物が、長期間放置されることのないようにする。
集落及び生活・産業	景観の連続性を阻害しているものは、修景を行う。	
		電柱類、その他工作物を設置する場合は、設置場所や高さ・色に生じて配慮し、周囲の景観との調和に努める。
集落内石垣	移設や撤去などは原則的に行わないこととする。	
	地域を物語る貴重な構成要素であるため、今後の整備・活用の検討を進める。	
農地	谷地田、河岸段丘上の水田等の現状維持に努める。	
	新築・改良工事については、景観への影響が考えられるため、事業主体は、景観への配慮を最大限行うこととする。	
道路	ガードレールなどの構造物はコンクリートの強い色調を避け、景観の保全に取り組む。	
	資材等の投棄場所にならないよう、景観の維持に努める。	
広場	集落一体となった良好な景観を形成するよう整備方針を検討する。	
	日常に利用可能な憩いの場としての活用を図る。	
自動販売機	周囲の景観と調和した着色等を実施すか、建物内へ取りこむことにより、周辺景観との調和に配慮する。	
	基本的に設置を行わないことが望ましい。やむをえない場合は、高さや色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。	
屋外広告物	文通誘導板・観光案内板等は必要最低限に留める。	

森林	・既存の法を準拠し、現状維持を行うこととする。
	・集落内の神社・伝承地・墓地等の空間は、周囲の樹木等も含め保存することとし、聖地性(場所性)を損なわないようにする。
信仰に関する神社・墓地	・無形文化の保存に加え、公開の場を持つことで、伝承されてきた貴重な地域文化に触れる機会を提供することに努める。(例:鎮教踊り等)
	・地域を物語る貴重な構成要素であるため、保存・管理に努めるとともに、今後の整備・活用の検討をする。(例:石臼階段・石臼公園・石仏等)
流通往來	・地域を物語る貴重な構成要素であるため、保存・管理に努めるとともに、今後の整備・活用の検討をする。
	・当該地域の核となる樹木の伐採は行わないことを原則とする。(例:吉観の柱、白山神社のイチョウ等)
石造物	・地域を物語る貴重な構成要素であるため、保存・管理に努めるとともに、今後の整備・活用の検討をする。
	・当該地域の核となる樹木の伐採は行わないことを原則とする。(例:吉観の柱、白山神社のイチョウ等)
古道	・地域を物語る貴重な構成要素であるため、保存・管理に努めるとともに、今後の整備・活用の検討をする。
	・当該地域の核となる樹木の伐採は行わないことを原則とする。(例:吉観の柱、白山神社のイチョウ等)
集落の緑地及び景観木	・当該地域の核となる樹木の伐採は行わないことを原則とする。(例:吉観の柱、白山神社のイチョウ等)
	・地域を物語る貴重な構成要素であるため、保存・管理に努めるとともに、今後の整備・活用の検討をする。
中世塚	・地域を物語る貴重な構成要素であるため、保存・管理に努める。
	・現在も利用されているものであり、従来通りの維持・管理を行う。
縄文遺跡	・自然石積が残っているものは保全に努める。(例:イケケ・カワ等)
	・地域を物語る貴重な構成要素であるため、保存・管理に努めるとともに、今後の整備・活用の検討をする。
集落内水路・池	・公共事業においては、周囲の景観と調和するよう整備を行うこととする。
	・整備の際には自然護岸・自然石積護岸・自然河床の保全・修景を図る。多様な生態系の保全をする。
近代遺産(姉川発電所跡)	・古くからの伝承が残っているため、周囲の景観と併せて保存・管理に努める。
	・多様な生態系の保全をする。
河川	・伝承地の空間の保存・管理に努める。
	・貴重な地域文化であるため、保存・継承に努める。
滝	・伝承地の空間の保存・管理に努める。
	・貴重な地域文化であるため、保存・継承と共に内外への公開を図る。
オコナイ	・貴重な文化財であるため、保存・管理に努める。
	・県庁等に合わせて、内外への公開を検討する。
無形文化・自然	・これまで地域で継承されてきた、地域の生活や習俗の歴史を強く表す要素であるため、行事に併せてその空間の保存に努める。
	・地域には貴重な動植物が確認されているので、その多様な生態系の保全をする。
顕教(黒指定)	・これまで地域で継承されてきた、地域の生活や習俗の歴史を強く表す要素であるため、行事に併せてその空間の保存に努める。
	・地域には貴重な動植物が確認されているので、その多様な生態系の保全をする。
能面(市指定文化財)	・これまで地域で継承されてきた、地域の生活や習俗の歴史を強く表す要素であるため、行事に併せてその空間の保存に努める。
	・地域には貴重な動植物が確認されているので、その多様な生態系の保全をする。
自然	・これまで地域で継承されてきた、地域の生活や習俗の歴史を強く表す要素であるため、行事に併せてその空間の保存に努める。
	・地域には貴重な動植物が確認されているので、その多様な生態系の保全をする。
年中行事	・これまで地域で継承されてきた、地域の生活や習俗の歴史を強く表す要素であるため、行事に併せてその空間の保存に努める。
	・地域には貴重な動植物が確認されているので、その多様な生態系の保全をする。
動植物	・これまで地域で継承されてきた、地域の生活や習俗の歴史を強く表す要素であるため、行事に併せてその空間の保存に努める。
	・地域には貴重な動植物が確認されているので、その多様な生態系の保全をする。

2. 既存法令等による行為規制

(略)

3. 景観法に基づく景観計画による規制

(前略)

「米原市景観計画」では、地域の特性に応じた景観形成を努めることとする。景観形成を適切に図る仕組みとして、東草野地域を景観重要区域として設定し、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある開発行為や建築等を対象にその行為の制限を定め、届出のあった建築行為等に対して指導を行っていくこととする。

(後略)

4. 重要な文化的景観の現状変更等の取扱い基準

(前略)

表7-2で提示した行為については、影響が軽微であるものとして、本計画において届出を要しない行為を指針として示した。

事業者や行政機関間で届出の有無について、協議を済ませるのではなく、地元団体への照会を経ることとする。これにより、細かな数値設定だけでは判別できないものを判断できると同時に、地域内での「自分達の住む地域」の景観へ関心が高まると考えられる。

このほか、重要な文化的景観選定範囲内で行われる公共事業については、その所有者・事業主体者等は計画が立ち上がった段階で、文化的景観部局と事前協議を行い、重要な文化的景観の保存に影響を及ぼすことがないよう調整を図ることとする。

また、重要な文化的景観の重要な構成要素以外で、選定範囲において米原市景観計画のほか、既存法令による届出等があったものについては、各担当部局から文化的景観部局へ照会を行うこととし、現状変更の内容によっては、協議を行うこととする。

(付表一部略)

表7-2 届出を要しない行為

届出の種類	届出を要しない場合
滅失・き損・現状変更等	・非常災害のために必要な応急措置
	・他の法規による命令に基づく行為
	・通常の農林業の生産活動に係る行為 (栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理等)
	・農林業を営むために通常必要となる行為 (土地の形質変更、物質・作業小屋の設置等)
	・農林業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為 (農業構造、林業構造の改善に関する事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業等)
	・建築物の通常の管理行為、軽微な行為

5. 重要な文化的景観における重要な構成要素

1) 景観を構成する重要な構成要素の考え方

「東草野の山村景観」は選定基準においては、「水の利用に関する景観地」、「流通・往来に関する景観地」、「居住に関する景観地」、「採掘地に関する景観地」が複合して形成された独特な景観である。

これらの特徴を示すものとして、次項に挙げた重要な構成要素があると考えられる。

2) 重要な構成要素一覧

(図7-5、8、表7-3参照)

第4章 整備・活用

1. 整備・活用に関する考え方

基本方針において地域住民・専門家・各種団体・行政等の担い手が相互に理解を図り、協働で取り組んでいく必要性を述べた。

整備活用に関しては、それぞれの集落の特色を活かした上で、東草野の集落が一体となった景観を体感できるような、整備・活用が行われることが重要となる。特に景観へ直接関わる民家・農地・信仰施設等の生活・生業空間や、道路・河川・橋梁等の公共物については、地域住民による任意団体の活動や、行政の景観計画における取組の中で、整備活用を図っていく必要がある。それにあわせて、修理・修景や普及啓発を進めていく。

2. 整備・活用の方針

①全体方針

- ・地域住民及び観光客、行政内部に対し、文化的景観の周知をはかり、理解を深めるように努める。
 - ・理解を深めるため、散策マップの作成、見学ルートの構築、説明板設置を行う。
 - ・東草野の魅力ある景観を保全していくことで交流人口の増加を図る。ただし、あくまでも地域住民の生活を保全することから、大規模な交流人口増を目標としない。併せて観光客に対して、見学マナーの周知を図る。
 - ・文化的景観の保護については、不必要な損・滅失が発生しないように、関係機関と調整し、景観に配慮されるように努める。
 - ・文化的景観の価値を高めるため、地域内の文化財の調査、修復等を進める。
 - ・景観を侵害しているものについては、修景を進める。
- #### ②集落及び生業・生活
- ・米原市景観計画の基準を援用する。
 - ・新築・改築は2階建て以下とする。当該地域は木

- ・造家屋が主であるので、木造である方が望ましい。
- ・空家屋については所有者と協議をし、整備・活用方策を検討する。
- ・旧学校等の建造物は、普及啓発・活動の拠点、もしくは展示施設としての可能性もあるため、利用できるように調整を行う。
- ・農業体験等での交流を促し、農産物の地域ブランド化を検討し、販路拡大や後継者不足の解消を目指す。

③流通・往来

- ・地域に点在する石造物は、現状維持に努める。
- ・かつて使われていた峠道が荒廃しないように周囲の樹木等の整備を行う。
- ・地域景観の核となる樹木の伐採は行わないことを原則とする。
- ・縄文遺跡、石切り場等は、埋蔵文化財の包蔵地として周知されているため、これまで通りの維持に努める。

④水利用

- ・集落内水路は昨今の環境対策の中で、小規模水力発電などの利用で、その機能が再評価されているため、導入を検討する。

⑤無形文化・自然

- ・地域の祭祀や行事等を保存継承するために、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などの無形資産の継承を図る。
- ・当該文化的景観価値を高めるため、調査を進めていくこととする。
- ・自然域の希少な動植物の生態系の維持に努める。

第5章 運営及び管理体制

1. 運営及び管理体制に関する考え方

(前略)

本計画では、地域住民主導による文化的景観の管理運営がスムーズに行われるよう、地域住民と景観行政団体である米原市の役割を示し、相互の協力体制の構築を目指すこととする。

2. 地域住民の役割

地域住民の役割を考える上で、現在、東草野地域において活動団体は以下のとおりである。

- 東草野まちづくり懇話会
(略)
- 甲津原漬物加工部
(略)
- 季節の野菜・山菜つみとり農園
(略)
- 曲谷山菜加工組合

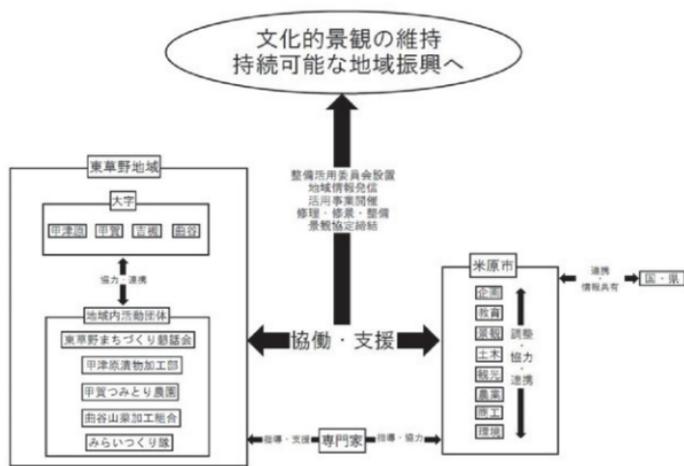


図 7-6 運営・管理体制

(略)

○水源の里まいばら みらいづくり隊（地域おこし協力隊）

(略)

このように東草野地域が過疎化、高齢化が進んでいる中でも積極的に活動している団体が見受けられる。なかでも東草野まちづくり懇話会は、平成19年に発足して以降、様々な地域活性化事業を展開している。選定後においては、これらの活動に加え、地域内での景観保全への取り組みの第一線として期待される。今後、選定範囲内での開発事業が計画され、事前協議の際には、東草野まちづくり懇話会への意見照会をすることとする。意見照会を行うことにより、開発によって景観にどのような影響を与えるかを地域住民が景観に対して、自発的に考える場となりうる。自分たちが判断したことで、より一層「自分たちの住む地域の景観」に愛着や誇りが生まれ、より良い景観維持への施策を打ち出すことができると考えられる。

3. 行政の役割

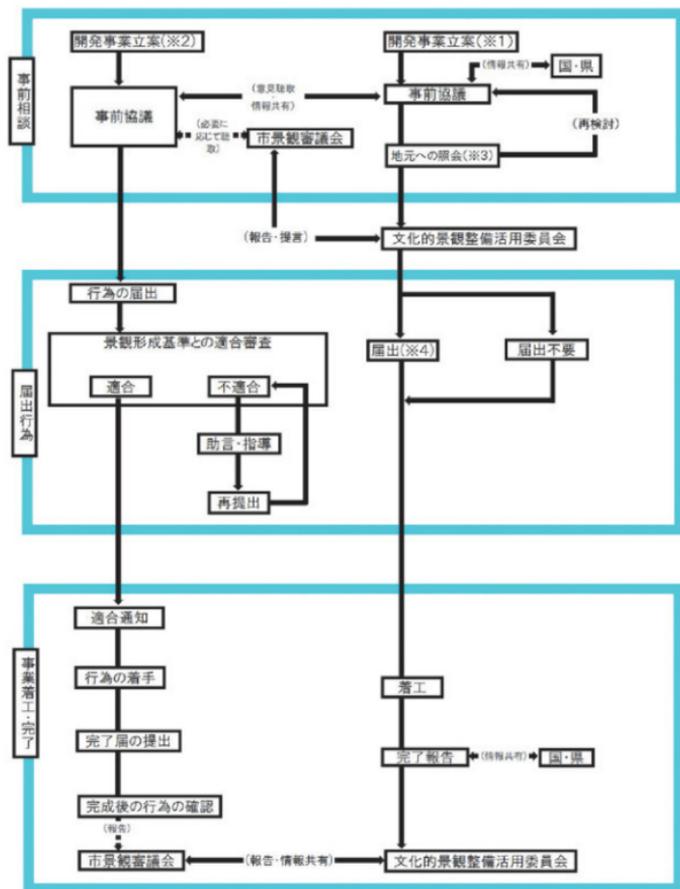
行政においては、文化的景観制度の地域内への普及啓発を行うとともに、地域づくりをするにあたっては、規制のみの制度ではなく、規制のレベルに応じた支援策を用意すべきであり、規制と支援のバランスの取れた制度にしていくことが必要である（支援については、人的支援、経済的支援、規制緩和等が考えられる）。これまでには、平成21年度に「水源の里まいばら元気みらい条例」を施行して、重点区域として支援をしてきた。

この文化的景観の管理と継承に関する効率的な行政運営を行うため、関係する庁内担当課との連携を強化し、横断的な連絡調整が可能な体制づくりを行うこととする（付図略）。また、市全体に、この文化的景観制度や東草野地域のことをより周知することで、関係部署を問わない、枠を超えた体制作りを進めていくべきであると考えられる。

また選定後は、今回の調査結果に基づき、積極的な整備計画を検討する必要がある。検討にあたっては、地域住民や専門家らを交えて整備活用計画を立て、検討することとしたい。

（図7-6参照）

／出典：「米原市東草野の山村景観保存活用事業報告書」（平成25年3月、米原市東草野の文化的景観保存計画策定委員会）、抜粋、一部修正



※1 重要構成要素を届出対象とする。

※2 重要構成要素以外の物を届出対象とする。

※3 個人所有のものは、所有者との相談とする。

※4 現状変更は、変更しようとする日の30日前まで。滅失・き損は、知った日から10日以内

図 7-7 現状変更のフローチャート図

表 7-3 重要な構成要素一覧

番号	種類	名称	管理者等
1. 集落			
* 集落の範囲には、居住地（歴史的石積み、集落が管理する宗教施設、墓地、家屋、里道、水路）、生業空間（水田、畑、里山）、福寿の自然的空間（河川、自然林、竹林、景観木）を含むものとし、これらの要素を保全することを原則とする。			
1	集落	甲津原集落	甲津原区
2	集落	曲谷集落	曲谷区
3	集落	甲賀集落	甲賀区
4	集落	吉根集落	吉根区
2. 道・広場などの流通・往來に関する要素			
5	寺社	行徳寺と境内	甲津原区
6	寺社	天満神社と境内	甲津原区
7	寺社	秋葉神社と境内	甲津原区
8	寺社	円楽寺と境内	曲谷区
9	寺社	白山神社と境内	曲谷区
10	寺社	天神社	曲谷区
11	寺社	白山神社と境内	甲賀区
12	寺社	観行寺と境内	宗教法人
13	寺社	光泉寺と境内	吉根区
14	寺社	吉野神社と境内	吉根区
15	石造物	吉根石造物群	吉根区
16	里山	治山	個人
17	公共施設(道)	七曲峠と道	米原市
18	公共施設(道)	新徳峠と道	米原市
19	公共施設(道)	品又峠と道	米原市
20	公共施設(道)	鳥越峠と道	米原市
21	炭窯跡	石田ヶ洞	個人

3. 水の利用に関する要素

22	水系 (1級河川)	姉川	滋賀県
23	公共施設 (治水ダム)	姉川ダム	滋賀県
24	水系(滝)	夫婦滝	甲津原区
25	水系 (普通河川)	洗面川	米原市
26	水系(滝)	与九郎の滝	甲賀区
27	水系(滝)	五色の滝	曲谷区
28	公共施設	姉川発電所跡	個人

4. 居住地に関する要素

29	炭焼き施設	炭焼き窯	個人
30	公共施設	奥伊吹ふるさと伝道館	甲津原区
31	公共施設	唐臼小屋	甲津原区
32	公共施設(道)	甲賀橋	米原市
33	道跡	起し又道跡	曲谷区
34	個人住宅	草野家住宅	個人
35	付属屋	茅葺き土蔵	個人
36	墓地	無墓制墓地	甲津原区
37	その他	石臼階段(個人宅)	個人
38	公共施設 (公園)	石臼公園	曲谷区
39	付属屋	世代家土蔵	個人
40	道跡	池ノ窪古墳	甲賀区
41	自然木	桂	吉根区
42	個人住宅	立澤商店	個人
43	事業施設	東草野郵便局	事業者
5. 採掘地に関する要素			
44	道跡	石切り場跡	曲谷区

番号	36
種類	付属屋
名称	世代家土蔵
住所	米原市曲谷187
管理者	個人
概要	石臼が置き屋根土蔵の雕衝材として利用されている。使用されなくなった石臼を活用したものであり、この地域特有の景観を創り出している。



図 7-8 重要な構成要素の個別記載（〔世代家土蔵〕の例）

8 京都岡崎の文化的景観

京都府京都市

重要文化的景観の概要

岡崎地域は、京都東山の山麓、花崗岩質の比叡山の西側を水源とする白川に沿って北東から南西へと緩やかに傾く大規模な扇状地に位置する。平安時代には京桑坊の東の延長線にあたり、白河法皇の御所である白河殿等の皇族や貴族の別荘が多く造成された地域である。8世紀以降、別荘地は禅林寺、永観堂等の寺院に取って代わり、11世紀になると、広大な園池を伴う法勝寺を代表とする六勝寺と呼ばれる大規模寺院群が建立された。13世紀末には、亀山天皇の離宮である禅林寺殿の敷地に南禅寺を創建し、京都盆地の東端にあたるこの地域は、東山道及び東海道を通過して京都に進入する際の交通の要衝として機能していたと考えられる。

文治元年(1185)の大地震をはじめ、度重なる災害と応仁の乱を経て岡崎地域は農業を主体とする地域になる。近世には、岡崎村の畑地を横切るように白川の支流が灌漑用水として流れており、近接する聖護院村では江戸時代中期から後期にかけて茶、蕪、大根等の野菜生産が多く行われるようになった。宝永5年(1708)の京都の大火では、被災した内裏の南の市街地と多数の寺院が移転先としたものこの鴨川二条川東地区である。幕末の一時期には彦根・阿波・安芸・越前・加賀等の藩邸も建設されたが、大政奉還によって取り壊された。

近代、東京遷都以後には、殖産興業策の一つとして京都府知事北垣国道が主導した琵琶湖疏水建設が京都の近代化を先導した。疏水が2箇所直角に曲がることで形成された大規模街区では明治28年(1895)平安遷都1100年紀年祭及び第4回内国勲業博覧会が同時に開催された。疏水には遊覧船が往来し、博覧会場では疏水の水を利用した噴水や発電による展示館が設けられたという。跡地には明治32年(1899)武徳殿が竣工し、明治36年(1903)には京都市記念動物園が開園し、明治37年(1904)平安神宮参道を中心に約4.3haが岡崎公園とされた。昭和初年まで継続して博覧会等が開催されたほか、琵琶湖疏水の親水空間を含む岡崎公園界隈では、明治40年代に京都府立図書館、京都市立動物館、大正期に運動場、市立公会堂、昭和期に京都市立美術館、京都国立近代美術館、京都会馆等が建設され、京都を代表する文教地区として現在に至る。疏水建設後、明治24年(1891)には蹴上発電所が日本初の事業用水力発電所として完成し、電灯、電気鉄道等の京都の近代社会資本形成を主導した。大正期にかけては時計製造、綿糸紡績、黄銅延ば、摺糸、真鍮製造等の工場が立地し、その一部は現在まで継続している。

また、南禅寺では、琵琶湖疏水の建設により境内に煉瓦造の水路園が建設され、寺領が認められなくなった民間へと払い下げられた塔頭敷地には、庭園を持つ邸宅及び別荘が多く築造されていった。その発端



図8-1 「京都岡崎の文化的景観」の位置



図8-2 舟運や遊船業にも利用された琵琶湖疏水

を成すものは山景有朋による無鄰庵であり、明治30年代以降には七代目小川治兵衛による庭園が多く作られた。平安神宮の園池では琵琶湖でもあまり見られなくなったイチモンジタナゴを含む生態系を育み、現在に至る。庭園では、アカマツ林を中心とする東山の二次林の植生を尊重し、アカマツを植え東山を借景としている。庭園群は水系及び緑のネットワークを形成して動植物の生息環境を保持し、都市の中の二次的自然として琵琶湖疏水由来の生態系までも現在に伝えているのである。

このように京都岡崎の文化的景観は、東山山麓の白川の扇状地の利点を最大限に活用し、古代から中世には寺院群、中世から近世には都市近郊農業、近代には文京施設や園池等が展開した重層的な土地利用変遷に伴う文化的景観である。特に琵琶湖疏水とその周辺に関連施設として建設された公園・文教施設群、園池を伴う別荘庭園群は京都のみならずわが国の風土によって形成された景観地として欠くことができないものである。／出典：『月刊文化財』第624号、一部修正



図 8-3 古代由来の岡崎道（広道）と近代に象徴的に植栽されたクロマツ並木



図 8-4 水車を用いた製麦工場であった竹中庵と白川

京都岡崎の文化的景観保存計画

第1章 保存計画策定の目的

1-1 計画の目的と位置付け

(前略)

京都はそのすべてが文化的景観であるということを本計画の延長線上に位置づけつつ、今回はその分節構造のひとつである「京都岡崎の文化的景観」に特化し、価値調査及び保存計画策定を実施した。今後はこの岡崎地域を足掛かりに、京都市全域の多様な景観地を対象に取組を進めていく予定である。

なお、岡崎地域は、京都市内においても琵琶湖疏水の水利を中心として貴重な近代都市景観を形成しており、平成19年より文化庁においておこなわれた都市型の文化的景観の調査検討においても高い評価を受けた。また、対象地の中心に位置する岡崎公園の再整備計画が進みつつあり、その計画を進める前提として地域の価値を検討し、踏まえることが適切と考え、京都市域の中でも優先的に取組を進めた。

本計画は、この文化的景観の価値を将来にわたって継承することを目的としたものである。さらに、京都の新たな魅力を国内外にアピールするとともに、将来的な京都全体の文化的景観の継承に向けた取組の足掛かりとしての役割を担うものである。

(付図略)

1-2 計画策定に至る経緯と体制

文化財としての文化的景観の保護が、従前の文化財の保護と決定的に違うことは、まず地域ごとの景観特性を評価し、文化的景観としての価値を抽出する必要があることと、次いでその価値に従った保存計画を立案するとともに、地域づくりを展開して、その価値の共有や景観保全の誘導を図るということである。これまでの文化財保護は、有形文化財に顕著であるように、全国的な比較の中での価値評価がなされ、その保存についてもある程度標準化された方法に期ってきた。一方、文化的景観の価値は地域特性の評価であるがゆえに、その保全も地域性を反映した個性的なものになってしかるべきであるという考え方である。特に、多様な社会関係が入り組む都市においては、さらにその特徴が顕著になる。よって、本事業においては、まず「京都岡崎の文化的景観」の文化的景観としての価値の検討を2年か

けておこない、次いでその価値に従った保存計画の検討へ進むという、2段階の計画とした。

(1) 京都岡崎の文化的景観の価値の検討

(略)

(2) 保存計画の検討と策定

(略)

1-3 これまでの価値共有の取組

(前略)

(1) 価値調査成果の共有を目指した取組

(略)

(2) 継承すべき要素の保護機運の向上を目指した取組

(略)

(3) 文化的景観保護に係る市民団体との協力関係づくりを目指した取組

(略)

(4) 文化的景観保護に係る新たな地域ネットワークづくりを目指した取組

(略)

(5) 内からのまなざし—地域住民がみた「岡崎らしき」を把握するための取組—

(略)

(6) 外からのまなざし—学生がみた「岡崎らしき」を把握するための取組—

(略)

1-4 保存計画の構成

(1) 保存計画の構成

本計画は8つの章で構成した。まず、第1章である本章で文化的景観保存計画策定の目的や検討体制といった枠組みについて記し、第2章から第4章で計画の基本的な考え方を示した。

第2章では本計画の背景として、課題や関連する上位計画等について、第3章では価値や計画対象の位置及び範囲について整理した。これらをふまえて、第4章で基本方針・将来像を示した。

第4章1節の目指すべき将来像は価値を反映したものとしかるが、選定申請範囲の周辺地域に対する方針も示し、調査により明らかとなった価値をできるだけ保護できるよう留意した。また、保護に向けて3類型の手法を設定し、これらの詳細は第5章から第7章で類型ごとに示した。

(図8-6参照)

(2) 「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」との対応

重要文化的景観の申出にあたっては、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」(平成17年3月28日文部科学省令第10号)第1条2項に、文化的景観保存計画に記載すべき事項が示されている。その中では7つの項目が提示されているが、本保存計画は表8-1の通りその要件を満たしている。

第2章 文化的景観保存計画策定の背景

2-1 現状と課題

(前略)

近代的な都市整備の進行や、生活スタイルの均質化に伴い、地域ごとの個性ある景観は失われつつあるのが現状であろう。市民の意識においても、自らが住まう地域の個性について自覚的ではなくなってきたことが危惧される一方、京都全体の景観に対する意識、あるいは危機意識は高い。

(1) 京都市民が望む景観・文化的景観の保護にあたっての市民意識

(略)

(2) 文化的景観保護に向けた課題

(前略)

岡崎地域は、こうした水辺空間や歴史的な景観を

表8-1 文化的景観保存計画に記載すべき事項との対応関係

「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」第1条2項	京都岡崎の文化的景観保存計画
一 文化的景観の位置及び範囲	第3章 重要文化的景観の価値及び範囲
二 文化的景観の保存に関する基本方針	第4章 文化的景観の保護に関する基本方針
三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項	第5章 文化的景観の継承に向けた規制・誘導
四 文化的景観の整備に関する事項	第5章5-4 各重要な構成要素の現状変更等の取扱基準 第6章6-5 土地利用・景観形成に関する課題と今後の方針
五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項	第8章 文化的景観保護のための体制づくり
六 文化的景観における重要な構成要素	第5章 核となる文化遺産の保護
七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項	第1章 保存計画策定の目的 第2章 文化的景観保存計画策定の背景 関係性の持続と再生に向けた地域づくりの推進 第7章

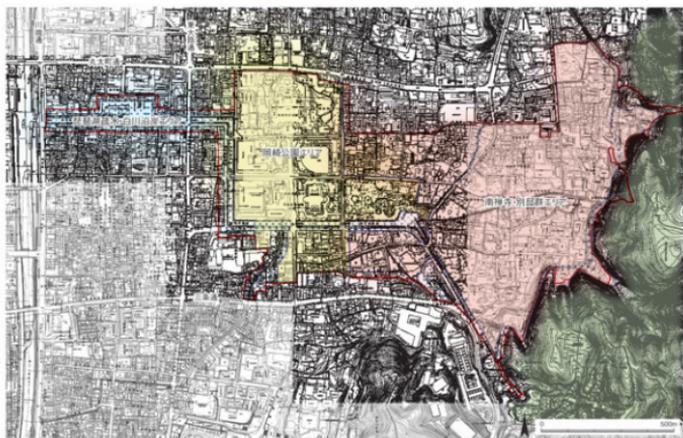


図8-5 重要文化的景観選定範囲図・景観単位図

有する地域として、京都における代表的な地域の一つであり、多数の観光客を集めるエリアでもある。

岡崎地域もまた、こうした「水辺空間」「歴史的建造物によって形成される町並・景観」を有している一方、開発によってその魅力を失いつつある現状にある。このため、その保護が必要とされている。

京都の魅力である水辺空間や歴史的な景観の保全に際しては、アンケート中、市民の多くが「歴史的な景観と現代的な景観が調和した景観であってほしい」と答えている。これは、単に歴史的な建造物や景観を凍結的に保存するのではなく、歴史的な空間や景観資源に新しいものを付加していくことで、さらに魅力が高まると考えているものと思われる。

岡崎地域は、古代以来の歴史を有する一方、時代によって大きく姿を変えてきた。現在に繋がる近代以降の歴史においても、博覧会などのイベントを通じて歴史的なストックに常に新しいものを付加することによって、魅力ある空間を形成してきた。よって、京都岡崎の文化的景観における将来的な課題もまた、歴史的なストックを活かしながら新しいものを付加していくことで、魅力的な「岡崎らしさ」を伝えていくことと言えよう。

2-1-2 上位計画・関連計画

本市では、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す「京都市基本構想」並びにその基本構想の具体化を図るために「はばたけ未来へ！京みやこプラン（京都市基本計画）」及び「各区基本計画」が策定されている。本計画は、それら上位計画に沿ったものであり、「文化芸術都市創生計画」及び「京都市景観計画」等の本計画に関連深い方針とも連携しながら、文化的景観の価値を継承するために策定するものである。

(1) 上位計画

①はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）（平成22年12月策定）

【目的・内容】

（略）

【計画期間】

（略）

【本計画との関連】

重点戦略のひとつとして、『歴史都市の品格と魅力が国内外のひとつと魅了する「歴史・文化都市創生戦略」』を掲げており、本計画はその実現に資するものである。

②京都市都市計画マスタープラン（平成24年2月

策定）

【目的・内容】

（略）

【計画期間】

（略）

【本計画との関連】

景観に関する都市計画の方針のひとつに「重要文化的景観の保全」を位置づけている。そこには、「京都の景観は、山紫水明の自然景観や日常生活や生業を通じて創り出されてきた文化的景観などによって織りなされて」いること、「国内外の人々を魅了する京都の文化的景観を次世代に伝えるため、その保全を図」ることが記され、下記の方針等が示されている。

□具体的な方針

ア まちなかや山間部など、日常生活や生業を通じて創り出され、長い年月の積み重ねを経て現在まで継承されてきた京都の文化的景観が、国が選定する重要文化的景観となるよう、地域が育ててきた景観を守っていくこととする人々などと連携しながら取組を進める。

□施策の一例

重要文化的景観の選定の申出に向けた調査の実施等

③京都文化芸術都市創生計画（平成19年3月策定）

【目的・内容】

（略）

【計画期間】

（略）

【本計画との関連】

この計画では、京都がリードする文化芸術のまちづくりとして、計画前半期の5つの先行プロジェクトとして、「京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進」、「文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進」などを掲げた。

さらに、岡崎に関連して、総合施策の項目に下記のものも挙げられている。

(6-ウ) 岡崎地域活性化に向けた取組

(9-エ) 地域文化遺産の保存と活用の促進

(9-オ) 無鄰菴の保存と活用

(10-ア) 重要文化的景観選定の推進

(11-ア) 京都会館の創造・発表拠点としての再整備

(2) 景観計画

①京都市景観計画（平成17年12月策定）

[目的・内容]

(略)

[計画期間]

(略)

[本計画との関連]

重要文化的景観の選定申請には、景観法に規定する景観計画区域にある文化的景観であって、その文化的景観に対して必要な規制が定められている必要がある(文化財保護法第134条第1項)。本計画の対象地はすでに京都市景観計画の景観計画区域内にあり、その区域区分の中でも、風致地区、歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区、美観地区に当たる。

なお、岡崎地域活性化ビジョンの実現に向け、平成24年2月に京都市景観計画を一部変更した。

(3) 岡崎地区が含まれる左京区及び東山区の基本計画等

①左京区基本計画(左京はあつふるプラン)(平成23年3月策定)

[目的・内容]

(略)

[計画期間]

(略)

[本計画との関連]

目標その2に「歴史・文化・学問のまちづくり」を掲げ、「まちの環境が大きく変わっていく中で、歴史資源・文化財・景観を守り育てていかなければなりません。変わらないものと変わっていくものが共存できるまちを目指すことが重要」であると謳っており、その実現に資するものである。

②東山区基本計画「東山・まち・未来計画2020」(平成23年1月策定)

[目的・内容]

(略)

[計画期間]

(略)

[本計画との関連]

未来像2で「ゆっくりした時間と奥深く魅力のある空間が広がり、五感が洗練されるまち・東山」と謳っており、その実現に資するものである。

(4) 具体的な事業計画

①京都市歴史的風致維持向上計画(平成21年11月策定)

[目的・内容]

(略)

[計画期間]

(略)

[本計画との関連]

平成23年度(2011)からの10年間を計画期間とした新たな基本計画「はばたけ未来へ!京プラン」の策定及び岡崎地域活性化ビジョンの策定を受け、平成24年(2012)2月14日付での計画変更の認定により、岡崎地域を含む白河(岡崎・吉田)エリアが新たに重点区域となった。岡崎界隈の近代建築物等の歴史的建造物や街路の保全・修景などの取組を推進するため、歴史的風致の維持及び向上に資する事業として以下の内容が追加された。

□名勝無鄰庵庭園の整備(平成23年度～)

□官民連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(平成23年度～)

□京都会館再整備(平成24～26年度)

□京都市動物園再整備事業(平成21～27年度)

②岡崎地域活性化ビジョン(平成23年3月策定)

[目的・内容]

(略)

[計画期間]

(略)

[本計画との関連]

岡崎文化芸術・交流拠点地区は重要文化的景観申出対象区域内にあり、平安神宮、ロームシアター京都(京都会館)、京都市勤業館、京都市美術館、京都市動物園などを含む文化・交流施設が集積するエリアである。古代においては六勝寺の寺域にあたり、近代には博覧会会場という祝祭空間としての機能を担ってきた。

③京都市生物多様性プラン(平成26年3月策定)

[目的・内容]

(略)

[計画期間]

(略)

[本計画との関連]

京都市における生物多様性に係る先進的な取組として「岡崎庭園群の文化的景観の保全」が挙げられている。岡崎の庭園群には琵琶湖疏水を通じて様々な生き物が生息していることから、「岡崎地域を保全し、更に発展させていくため、ガイドライン等の検討を進め、自然と共生した岡崎の文化的な景観を保全」するとしている。

2-3 関連する住民組織・協議会等

まちづくりや景観保全を推進するため、岡崎地域

にはいくつかの住民組織や協議会がすでに活動している。これら団体の活動が、京都岡崎の文化的景観に関する実質的な保護の取組につながる。本計画では、これらの団体と連携しながら文化的景観の保護を図るため、関連する住民組織や協議会の概要を整理する。

(1) 景観保全に関連する住民団体（付図略）

①南禅寺地域の環境を守る会

[対象地域]

南禅寺を中心とした白川通から東山山麓にかけての一带

[目的・内容]

寺院や別荘が集まる南禅寺界隈の環境を保全することを目的とする。地域の草刈りや清掃をおこなう他、環境阻害要因の自主的なチェックや行政への要望、南禅寺参道のマツの植替えなどをおこなっている。

②白川を創る会

[対象地域]

仁王門通～吉門前通にかけての白川とその一带

[目的・主な活動]

昭和48年（1973）より白川の美化活動をおこなってきた「クリーン白川の会」の継承組織として平成24年11月に組織された。前身団体の意思を引き継ぎ、河川の美化、環境教育、歩行空間の創出、住民の憩える場づくりに向けたまちづくり活動をおこなうことを目的としている。

主な活動としては、白川の清掃活動や白川での「子ども夏祭り」、餅つき大会等を毎年実施している。今後は、地域ビジョン策定のためのワークショップや空き家対策など積極的に実施していく予定である。

(2) 景観保全に関連する協議会（付図略）

①京都岡崎魅力づくり推進協議会

[対象地域]

岡崎の核（コアゾーン）：岡崎公園、平安神宮、ロームシアター京都、京都市勤業館、京都国立近代美術館、京都市動物園、琵琶湖疏水記念館

検討対象エリア：東山山麓（東側）～丸太町通（北側）～鴨川（西側）～三条通（南側）の一带

[目的・内容]

平成23年3月に策定された岡崎地域活性化ビジョンの推進を担う官民連携のエリアマネジメント組織として、立地する施設や団体、事業者、関連分野の

団体など27団体の参画の下、平成23年7月に設立された。

岡崎地域の文化・交流ゾーンとしての機能を一層発揮するとともに、更なる賑わいを創出するため、「岡崎ときあかり～あかりとアートのプロムナード」や「京都岡崎レッドカーペット」といった各種イベントのほか、岡崎に関する総合情報パンフレット「岡崎手帖」の発行、岡崎の多彩な地域資源を広く発信していくための「地図で読む 京都・岡崎年代史」の発行などを実施している。

②京都伝統文化の推進協議会

[対象地域]

東山風景林：約190ha

[目的・内容]

京都に根づく貴重な歴史的、文化資産を継承し、日本文化を再生する森づくりを進めるため、平成19年11月に設立された。本協議会では、国有林の「レクリエーションの森」サポーター制度を活用して、学識経験者や民間団体等の広範な関係者の参加により、京都東山の文化的価値の発信をおこなうとともに、協議会の活動に賛同される企業等からの提供資金を活用して、森林整備・景観対策を実施している。活動は「文化的価値の発信」と「森林整備・景観対策」の2本柱から成る。協働での森林整備や清掃活動のほか、シンポジウム等も実施している。

(3) 自治会（付図略）

京都岡崎の文化的景観の価値調査の対象としたエリアは、学区ごとに、計6つの自治連合会等が活動をおこなっている。各会では、地域の祭りの運営や清掃活動、防災活動などを実施している。

○岡崎自治連合会（左京区）

○聖護院自治連合会（左京区）

○川東町内会連合会（左京区）

○錦林東山各種団体連絡協議会（左京区）

○新洞連合会（左京区）

○粟田自治連合会（東山区）

第3章 文化的景観の価値及び範囲

3-1 「京都岡崎の文化的景観」の価値

(略)

3-2 範囲設定の考え方と計画の対象範囲

本計画の対象地は京都市東北部の左京区に位置する。

京都岡崎の文化的景観に関する価値調査（平成22年度～平成23年度）では、その対象地域を、東は東山山麓（疏水分線）に、西は鴨川に、北は丸太町

通に、南は三条通に接する範囲とした。その結果、この範囲全体に通底する価値を確認することができた(本章3-1参照:略)。さらに、地域の成り立ちや実際の景観から、性格の異なる領域的まとまりがみられた。すなわち、①琵琶湖疏水・白川沿岸エリア、②南禅寺・別邸群エリア、③岡崎公園エリア、④鶴来寺町エリア、⑤三条・粟田口・蹴上エリアの5つである(図8-7)。

これらのエリアは形態的にも機能的にも分化した諸部分からなるが、それら部分相互のあいだ、および部分と全体とのあいだにも密接な関係がある。具体的には、①琵琶湖疏水・白川沿岸エリアの近代工業地帯と②南禅寺・別邸群エリアの社寺や別邸群、③岡崎公園エリアの祝祭・動業施設群は、琵琶湖疏水の水のネットワークや生態系、近代という切り口から見た都市と建築との関係といった視点で見ると、有機的に結びついた関わり合いを持っている。(中略)

そこで、今回の計画の対象範囲は、都市-疏水-建築-生態系という連続性の中でより相互に関係している、①琵琶湖疏水・白川沿岸エリア、②南禅寺・別邸群エリア、③岡崎公園エリアとし、中でも特に重要な部分を重要文化的景観の申出範囲と定めた(図8-5)。

3-3 景観単位とその特徴



図8-7 調査から導き出された領域的まとまり

(略)

3-4 選定申出に関わる名称について

鴨川東岸から京都盆地東方の山麓部にかけての一带が「東山」であり、白川の流域一帯の地域名である「白川(白河)」も時には東山と同じ意味で用いられることがあった。この東山・白川地域の中心部において、東国と結ぶ交通の要衝、そして別業の営まれる景勝の地が、狭義の白河、あるいは岡崎である。岡崎の名称は、平安時代末期には使われていた地域名称であり、現在では白川が限定的な地域名となってしまったのに比して、かつての広域名称として命脈を保つ名称であることから、本文化的景観の選定申出名を、「京都岡崎の文化的景観」とした。

第4章 文化的景観の保護に関する基本方針

4-1 目指すべき将来像

調査研究により明らかとなった価値に基づき、市民と行政がともに共有し、実現を目指すべき京都岡崎の文化的景観の将来像として、以下の3点を設定する。

□景勝ヒンターランドとして京都を支えるものでありつづけた基本的骨格の継承

東山山麓という場所性や東山への眺望、また、古代から現在まで岡崎地域に根付いてきた平安京・京都を支える地域としての土地利用や街路など、景勝ヒンターランドとして京都を支えるものであり続け

た基本的骨格を継承する（価値Ⅰ：「継承センターランドとしての場所性・象徴性」に依拠）。

□岡崎独特の人と水との関係の持続と再生

疏水園池への水利用のネットワークや琵琶湖疏水を利用した生業といった近代に形成された価値のみならず、水辺のオープンスペースといった新たな価値も積極的に評価し、保全を図ることで、岡崎独特の人と水との関係を持続・再生させる（価値Ⅱ「白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的水利用」に依拠）。

□文化・芸術の拠点、祝祭空間としての性格の強化

関連部局と調整を図りながら、文化財として継承すべき施設は保存し、その他の公共施設や外部空間は歴史性や統一感に考慮した整備をおこなうことで、文化・芸術の拠点、また祝祭空間としての性格を強化する（価値Ⅲ「復讐の大規模土地利用によって生まれた祝祭・文教空間」に依拠）。

4-2 保護の方針

目指すべき将来像の実現に向けた保護の方針を、以下のよう設定する。

(1) 重要文化的景観選定申出範囲全域

「岡崎らしさ」をつくる関係性の維持と再生」

京都岡崎の文化的景観は核となる文化遺産や景観単位といった形態的にも機能的にも分化した諸部分からなるが、それら部分相互のあいだ、および部分と全体とのあいだにも密接な関係がある。例えば、南禅寺・別邸群エリアの社寺や別邸群といった個々の景観構成要素は、琵琶湖疏水を介した水のネットワークで結ばれている。また、京都岡崎の文化的景観にとって東山への眺望の確保は欠かせない。

これまで「岡崎らしさ」としてとらえられてきたものの多くはこうした関係性の中で生まれ、価値づけられてきたものである。京都市の関連計画や取組などと連携しながら、これらを維持し、また場合によっては再生を目指す。

(2) 琵琶湖疏水・白川沿岸エリア

「人と水が近い関係の再構築」

①琵琶湖疏水・白川の産業利用の再発見

(略)

②歴史的価値のある疏水施設の保護

(略)

③地域住民を主体としたまちづくりの推進

(略)

(3) 南禅寺・別邸群エリア

「水と緑のネットワークの持続」

①質の高い建造物や疏水を利用した庭園の保護

(略)

②琵琶湖疏水を利用した水のネットワークの保全

(略)

③既存の住民組織への文化的景観の周知と働きかけ

(略)

(4) 岡崎公園エリア

「大規模土地利用と祝祭性の継承」

①古代からの大規模土地利用の継承とその意味の顕在化

(略)

②祝祭・動業・文教空間としての性格の強化

(略)

③京都岡崎魅力づくり推進協議会によるエリアマネジメント

(略)

(5) 申出範囲周辺地域に対する保護の方針

□鴨東寺町エリア及び三条・粟田口・蹴上エリア

京都岡崎の文化的景観の調査において独特の価値が見出された岡崎一帯の内、鴨東寺町エリアと三条・粟田口・蹴上エリアは今回の選定申出範囲には含まれない。そこで、関連する部局や住民組織等に働きかけをおこなうよう努める。また、京都市景観計画の内、両エリアに関わる「美観地区における良好な景観の保全に関する地域別方針」が充実するよう調整を図ることとする。

□東山山城

岡崎地域の価値において、その東にただらかに連なる東山の存在は欠かせない。一帯の山林は東山風致地区に指定されており、すでに一定の保護措置が講じられている。(中略)

平成19年には東山風景林及び周辺区域の整備・管理・活用を推進するため、京都伝統文化の森推進協議会が設立されており（第1章4節参照）、こうした組織等と連携しながら、文化的景観の文脈にも配慮した東山山城の保護を進めるよう調整を図ることとする。

4-3 保護の手法

目指すべき将来像を実現するため、本計画では図8-8の3類型の手法で保護を図ることとする。

I 類型：核となる文化遺産の保護（第5章）

「京都岡崎の文化的景観調査報告書」の中で、京都岡崎の文化的景観全体の価値を表出する有形の要素として示された景観構成要素を「核となる文化遺産」として位置付け、保存、修理、公開等を通じて保護を図る。

さらに、その中から特に保護の対象とすべきものを「重要な構成要素」として特定し、文化的景観の文脈の中での保護を進めることとする。

Ⅱ類型：文化的景観の継承に向けた規制・誘導（第6章）

京都岡崎の文化的景観として価値を見出されたエリア全体について、その価値を守り、より良いものへと導いていく必要がある。そのため、平成24年～平成37年における京都市都市計画マスタープランの中に文化的景観を位置付けた。さらに、今後は、京都岡崎の文化的景観の価値に沿った景観誘導を図っていくこととする。

Ⅲ類型：関係性の持続と再生に向けた地域づくりの推進（第7章）

第1・Ⅱ類型の手法で守るべき京都岡崎の文化的景観の価値は、その価値をつくり上げてきた人々の営み、その中で育まれた技術や文化、コミュニティの仕組みなどにより成り立っているものである。よって、その保護のために、地域住民への価値の周知やまちづくりの働きかけ、来訪者へのガイダンス施設やサインの整備、庁内関連部局との調整・連携等に取り組んでいくこととする。

（図8-9参照）

第5章 核となる文化遺産の保護

5-1 基本的な考え方

「京都岡崎の文化的景観調査報告書」において、文化的景観としての価値を特徴的に示す有形の要素として抽出された景観構成要素を「核となる文化遺産」として位置付け、保存、修理、公開等を通じて保護を図る。

その中から、今後の保護について所有者から同意が得られたものを「重要な構成要素」として特定し、文化的景観の文脈での保護を進めていく。（中略）

京都岡崎の文化的景観における重要な構成要素は、所有者や管理者等が自主的に保存・活用する多くの物件を含み、守るべき本質的価値は継承しながらも一定の進化を許容する、緩やかな保護措置で未

来に継承していくものである。

5-2 文化財保護等の既存の取組

岡崎地域では、既存の法律や条例等により、すでに核となる文化遺産の保護が積極的におこなわれている。そこで、本章の前提として、これらの取組の概要と課題、規制等の優遇措置について整理する（付表略）。

(1) 文化財保護関連の制度

- ①国指定登録等の文化財（略）
- ②京都府指定登録等の文化財（略）
- ③京都市指定登録等の文化財（略）
- ④京都を彩る建物や庭園（略）

(2) 景観政策関連の制度

- ①景観重要建造物の指定（略）
- ②歴史的風致形成建造物の指定（略）
- ③歴史的意匠建造物の指定（略）

(3) その他

京都市では、平成11～12年度にかけて、次世代に伝えていきたい地域の古木、名木などの推薦を市民から受け、委員会において審議を行い、872件の樹木を「区民の誇りの木」に選定した。

（後略）

5-3 核となる文化遺産の一覧

(1) 本質的価値から浮かび上がった景観構成要素

「京都岡崎の文化的景観調査報告書」では、その本質的価値をふまえて、重要文化的景観申出範囲において以下の類型と要素からなる景観構成要素群が特定されている（図8-10、表8-2）。

(2) 重要な構成要素等の特定の考え方

①「重要な構成要素」の特定

京都岡崎の文化的景観の価値を構成するすべての景観構成要素の中から、岡崎の骨格を示す要素である公共物件（国、京都府、京都市の施設）の大部分を「重要な構成要素」として特定した。ただし、建造物としての歴史的価値や学術的価値が確定するには一定の時間の経過が必要であるため、主に岡崎公園内の築年数の新しい建造物、もしくはは改修中の建造物は重要な構成要素の対象から外した。

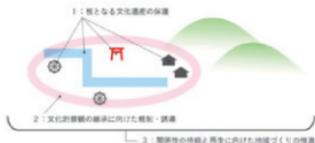


図8-8 Ⅲ類型の手法による保護の概念図

また、その価値が市民に対して自明なものとなっている指定・登録文化財物件、景観法等による指定物件（景観重要建造物、歴史的風致形成建造物等）、京都府独自の取組みである「京都を彩る建物や庭園」に選定されている物件を、まずは重要な構成要素の候補と位置づけ、同意が得られたものを特定した。

なお、岡崎公園エリアの各敷地は、上部に建つ建造物の築年数などに関わらず、古代以来の大規模な方格状区画のあり方や、開放的な敷地構成、疏水沿いのサクラ並木がつくる風致など、通底する価値を持つ。単体ではなく一体となることで生まれるこうした価値を保護していくため、「岡崎街区」として面的に特定した。

②「重要な家屋」の特定

重要な構成要素に特定した建造物等の内、私有物件は「重要な家屋」に特定することを検討していく。

③今後の方向性

今回、重要な構成要素に特定できなかった景観構成要素についても、重要文化的景観選定後の取組の中で随時同意取得に努め、追加をおこなっていく。

(3) 重要な構成要素一覧

重要な構成要素の一覧を図8-11・表8-3に示

す。なお、調査報告書の中で取り上げた景観構成要素と重要な構成要素として特定した要素とはほぼ同一であるが、より守るべき価値に沿った名称へと変更したものの、同意取得の関係から複数をつつにまとめたもの、その後の調査研究により価値が明確になり追加したものなどもある。

(付図一部略)

(4) 核となる文化遺産を保護するために検討すべき取組

- ①重要な構成要素の特定証とプレートの交付(略)
- ②核となる文化遺産の特別公開の促進(略)
- ③核となる文化遺産の所有者等の会の育成(略)
- ④核となる文化遺産周辺での景観配慮の促進(略)

5-4 各重要な構成要素の現状変更等の取扱い基準(前略)

- (1) 滅失又はき損の届出とその届出を要しない場合
重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損した際、所有者又は推原に基づく占有者（以下こ

表8-2 景観構成要素一覧

	種別	名称
I 景観シンテラランドとしての 場所性・象徴性	河川・疏水	白川、草川、百々川、琵琶湖疏水（鴨東運河・疏水分岐）
	歴史的街区	岡崎公園
	歴史的街路・橋	二条通、冷泉通、仁王門通、神宮道、岡崎道（広道）、熊野橋、秋月橋、忠道橋、岡崎橋、下河原橋、若王子橋、二条橋、冷泉橋、徳成橋、仁王門橋、慶流橋、堀池橋、南禅寺橋、白川橋、石泉院橋、竹中庵前的小橋
		信仰関連要素
	疏水関連施設	夷川ダム（夷川船溜）、夷川開門、夷川発電所、南禅寺船溜、疏水弁付塔、白川プール施設跡、蹴上発電所（第2期・第3期）、南禅寺水路閣、御所水道ポンプ室、蹴上船溜、蹴上インクライン、扇ダムの水路、疏水利用水路閣、鴨東運河沿い遊歩道、哲學の道
		平安神宮神苑、岡崎つる家、京都市動物園（中央の池）、中村邸、O邸、OK邸、洗心庵、白河院庭園、NHK京都保養所洛風荘、中井邸、松崎・むら、洛陽荘、満願寺庭園、京都市美術館庭園、観峰会館・観峰美術館、京都市国際交流会館、光雲寺庭園、永観堂、M邸、B邸、怡園、野村碧雲荘、流雲院、清流亭、K邸、旧S邸、清翠、真々庵、無鄰庵、瓢亭、南禅寺さんもんじ、板橋苑、順正南禅寺本店、大安苑、淨智山西福寺、對龍山莊庭園、産経南禅寺倶楽部、菊水、六千代、大塚軒、紫洗荘（旧環翠閣）、智水庵、何有荘、天授庵庭園、南陽院、真興院、金地院庭園、教護庵、慈氏院、樂松院、福雲院、U邸、南禅寺庭園、密語庵、KR邸、住友有芳園、OM邸、和輪庵、並河家庭園、旧小川治兵衛住宅庭園、アハートガーデン
	水利利用業施設	谷口製糖所、旧三谷神興社、京都踏水会、川端自動車工業、杉原製材所、津田基建設、象彦、米屋のうえだ、竹中庵、三角の橋（三谷福荷社）、青山家住宅、旧並河清之邸
		旧武蔵殿、京都守護職屋敷門、平安神宮、京都市動物園、京都府立図書館、京都市美術館、京都市美術館別館、京都府会館、京都府立近代美術館、岡崎公園路閣、京都風調館、いく田、六雲、内田家住宅、大野家住宅、藤井舟成会有願館、京都トラヴィス路近代住宅、西川家住宅、山崎書道、関西美術館、大安本店、平安院、岡田萬治金箔押加工美術
	II 白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的水利用	南禅寺別邸群・疏水園池
		水利利用業施設
III 反復的大規模土地利用によって生まれた祭祭・文教 博覧会・動業・文教施設空間	旧武蔵殿、京都守護職屋敷門、平安神宮、京都市動物園、京都府立図書館、京都市美術館、京都市美術館別館、京都府会館、京都府立近代美術館、岡崎公園路閣、京都風調館、いく田、六雲、内田家住宅、大野家住宅、藤井舟成会有願館、京都トラヴィス路近代住宅、西川家住宅、山崎書道、関西美術館、大安本店、平安院、岡田萬治金箔押加工美術	